

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270331001	26年6月17日	26年7月16日	27年3月31日	外国公的検査機関が発行された試験成績書の品目登録書類として認定	品目登録制度において、日本の登録検査機関による試験成績書だけでなく、外国公的検査機関での結果も受け入れてほしい。品目登録制度では、日本の登録検査機関による試験成績書のみが認められている。そのため生産国の外国公的検査機関で確認試験を行った商品であっても、輸入のためにサンプルを日本の検査機関に送付し再度検査を行う必要があり、時間および試験費用が負担となっている。	民間団体	厚生労働省	現行制度下で対応可能	昭和57年3月31日付け環食第77号「輸入検査手続等の改善について」により、日本の登録検査機関による試験成績書だけでなく、外国公的検査機関が発行する試験成績書についても受け入れることとする。	外国公的検査機関が発行する試験成績書の受け入れについては、輸入手続きの簡素化を図る目的で昭和57年3月31日付け環食第77号「輸入検査手続等の改善について」により、日本の登録検査機関による試験成績書だけでなく、外国公的検査機関が発行する試験成績書についても受け入れることとする。品目登録制度においても、外国公的検査機関の検査結果の受け入れを制限するものではありません。		
270331002	26年10月9日	26年10月21日	27年3月31日	介護事業所の管理者に能力のある育児中の女性の意見を聞きやすい	訪問介護事業所の指定更新に当たり、育児中の能力ある女性従業員を管理者として登録したところ、茨城県介護保険室から「認められない」との回答をいただきました。理由は当該女性従業員が育児時短勤務をしているため、管理者としての要件である常勤と認められないとのこと。厚生労働省健康局に確認しましたが、「通知等で育児時短の分は勤務時間ではないため、常勤と認められない」とのことです。当方からの「では当該女性従業員を管理者にするには、当社全員の社員の常勤を32時間勤務にするか、育児時短をさせるなどということか」との質問には「通知等でどのように規定されているとしか申せません」とのことでした。当社では、常勤の要件を満たす別の社員を管理者として登録する予定です。しかし、本来、管理者は勤務時間によらず、能力と管理実態によって登録されるべきものであり、それこそ統制のとれた事業運営ができると考えられます。また申すまでもなく、労働人口の減少、女性の活躍、育児支援の時代の流れにあって、上記施策は地域の活力を損なうものではないでしょうか、即刻の通知変更を求めるものです。	民間企業	厚生労働省	対応	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」における「常勤」の定義について、「当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることというのである。」と定めている。	「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準」について、(平成11年9月17日老企第25号)第2の2	育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、平成27年4月の介護報酬改定により、常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うこととする見直しを行ったこととする。	
270331003	26年10月15日	26年11月5日	27年3月31日	地方の健康産業を再創出する新たな巡回健診における法的障害の解消の要望	[現状] 地方では立派な健診施設を作っても、人口希薄により稼働率は低く採算がとれない。地方での移動手段は車だが、授業のある検査では車の運転はできないため、健診施設へ赴くことが困難である。公共交通の衰退も施設の採算を悪化させている。巡回健診が行われているが、いまも受診者が少ない。中には「1名のことある。しかし健診率は立派で大型であり採算がとれない。既存の方法では地方の健康産業は倒壊である。健康産業は成長産業であり、人が住む所には必要がある。少人数又は1人を対象とする新しい巡回健診を実現すれば、地方での健康産業は再創出される。また、生活の多様化にもない、どの地域でも一律一斉の健診は見向きもされない。それぞれの生活や地域に合わせ、小人数や1人の巡回健診が求められている。小人数や1人の巡回健診は、地方創成、地域活性化として必要だが、法的障害がある。 [現在の規制] 診療放射線技師は、医療機関以外の場所において業務を行えない。しかし例外として 1)直轄受診した医師の指示のもとでの、患者に対する場合 2)多数の者の健診を一時に行う場合は、業務可能である。 患者には人数の規定がないこと、今年度の改正でも変更のないことから、「病院又は診療所以外の場所での健診。巡回健診」では「多数の者を一時に行う場合のみ例外的に業務が認められる」と解釈されている。 [具体的な障害] 上記の規制により、巡回健診の受診者が1人の場合、診療放射線技師は業務を行えない。また、巡回健診の予約が数人の時、診療放射線技師が1人目の業務を行ったあと、残りの予約者がキャンセルした場合、診療放射線技師は違法な業務を行ったことになる。診療放射線技師法の「多数の者の健診を一時に行う場合」という規定は、地方の実状を無視している。「少人数や1人の巡回健診」という地方創成、地域活性化に逆行する。 [要望] 巡回健診において診療放射線技師が多数の者を一時に行っている業務を、少人数や1人に対して行っても安全性に問題は無い。医療機関外の患者は1人でも業務を行っている。そこで診療放射線技師法の「多数の者の健診を一時に行う場合」を「健診を行う場合」に改めるか、「多数の者」には「1人」も含められる、と通知を出して明確にしたい。	民間団体	厚生労働省	対応不可	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項本文では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所では、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないこととされています。また、同項ただし書では、この例外として、以下のいずれかの場合に該当するときは、病院又は診療所以外の場所であっても、その業務を行うことができるとされています。 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して一定の強度のエネルギーを有するエクス線を照射する場合 多数の者の健康診断を一時に行う場合を除く、胸部X線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のX線線照射する場合 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に一定の強度のX線線照射する場合()の場合を除く()	人体に対する放射線の照射は、人体に対して大きな影響を及ぼすものであるため、診療放射線技師がその業務を行うに当たっては、原則、緊急時の対応体制等が整っている病院又は診療所において行うことが求められています。ただし、多数の者への健康診断を一時に行う場合など、実態として、病院又は診療所以外の場所でも、人体に対する放射線の照射を行わざるを得ない」と認められるような場合については、一定の条件下、診療放射線技師がその業務を行うことが例外的に認められています。例えば、会社や学校で、多くの者に対して短時間で健康診断を行う必要がある場合は、実態として、病院又は診療所以外の場所でも健康診断を行わざるを得ないことから、多数の者への健康診断を一時に行う場合に該当するものとして、例外的に、病院又は診療所以外の場所でも、診療放射線技師がその業務を行うことを認め、例外的に、病院又は診療所においても十分に対応可能であると考えられ、病院又は診療所以外の場所でも、診療放射線技師がその業務を行うことが認められることから、これを例外的に認めることは困難です。なお、「多数の者」を対象とする健康診断において、キャンセル等により、結果として、少数の者しか受診をしなかったような場合であれば、診療放射線技師がその業務を行ったとしても、直ちに診療放射線技師法第26条第2項の規定に違反するものではないと考えます。		
270331004	26年10月17日	26年11月5日	27年3月31日	農山漁村、農林漁家における小規模・臨時の飲食店営業許可等の緩和	[理由] 農林漁家が自ら生産した食材を使って飲食を提供する「農家レストラン」という業態がありますが、生産等の業務を抱えながらの業務となるため、少ない席数で面積が「小規模、または「臨時営業」というケースが存在しています。また、地域活性化のために集いの場として、「小規模、または「臨時営業、で営業する」コミュニティカフェ」といった形態もあります。しかし、これらの者が飲食店営業許可を取ることができず、「小規模、臨時営業」での開業に関する特段の措置はなく、一般的な飲食店と同様の施設・設備を求められるため、収入の割には開業資金がかかってくるのが弊害となっています。 [提案] ○規制緩和の対象の範囲 ・農林漁家主業に飲食店の場合で、小規模または営業時間・営業日数が少ない場合(例:農家レストラン、飲食を提供する小規模の農家民宿等) ・地域活性化を目的とした飲食店の場合で、小規模または営業時間・営業日数が少ない場合(例:地域活性化を目的としたカフェ、和食・郷土料理、家庭料理を提供する飲食店等) ○期待する緩和策 ・小規模・臨時営業の実態に応じた設備面(浄化槽を含む)の許可 ・地域活性化を目的としたカフェ業に関する営業許可	民間団体	厚生労働省	その他	食品衛生法第51条	食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の営業許可に係る要件については、都道府県等が地方自治法上の自治事務として条例で定めることとされており、営業施設等に関する基準の緩和については、都道府県の判断に委ねられているため、国において対応を行うことは困難です。厚生労働省としては、「食品衛生法に基づき(営業許可については、(平成20年3月27日付け食安監第027002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)により、飲食店営業等の施設基準について、施設の現況等を考慮し、必要に応じて改正の検討や弾力的運用を行うことに努めるよう都道府県等に対し求めていることとする。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331005	26年10月17日	26年11月5日	27年3月31日	農山漁村の小規模宿泊業の営業許可の規制緩和	農林漁業者による宿泊業「農家民宿」については様々な規制緩和が行われています(以下のサイト参照)。http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/kg/pdf/kisei_kanwa.pdf 現在、農山漁村において、農林漁業者に少人数でホームステイする学校教育旅行の受け入れが全国的に行われていますが、農林漁業者以外の住民が宿泊業の許可を受ける場合にはこれらの規制緩和を受けられずにいます。こうした取り組みは農山漁村地域の振興の一環を担うため、農林漁業者以外にも同様に開業に係る規制緩和の対象(候補)として、農山漁村の家屋において「少人数・小面積で」学校等との交流を行う、場合○緩和/拡大したい要件 ・簡易宿所の面積要件(33平方メートル以上)の撤廃 ・「少人数・小面積」に応じた施設・設備の条件の緩和	民間団体	厚生労働省	農林漁業者が農山漁業滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿を営む施設については、旅館業法施行令第1条第3項第1号の基準(簡易宿所営業は客室の延床面積3㎡以上)は適用しない。	旅館業法施行令第2条 旅館業法施行規則第5条	対応不可	旅館業法は、旅館業の適正な運営を確保することにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とした衛生規制であり、利用者である国民の身体・生命の安全を確保するなどの観点から、事業者と共通して求められる最低基準として構造設備基準を定めています。 また、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿を営む施設について、旅館業法施行規則第5条第1号により延床面積の基準の特例が認められていますが、これは、農林漁業者が、農林漁業体験民宿としてその自宅を用いて宿泊させる場合は、現に農林漁業者として自らとその家族が暮らす生活の場で宿泊者と生活をともにする面があり、さらに自宅に改修することは生活への支障が大きいのことなども鑑み、例外的な取扱いが認められているものです。 他方、御提案の内容は、農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合は異なり、営業形態においても衛生確保の面でも他の宿泊施設と異なるものではないため、事業者と共通して求められる延床面積の基準を含む旅館業法の規律を遵守して営業していただく必要があるものと考えます。
270331006	26年10月20日	26年11月5日	27年3月31日	社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを不要とする	(具体的内容) 社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを不要としたい。 (理由) 社会福祉法人の財産への担保を設定する場合、顧客の申し出があっても、所轄庁の認可が下りない、顧客のニーズに応じた円滑な資金供給を行うためにも、担保設定に係る所轄庁の承認手続きを不要としたい。 (現行規制の概要) 社会福祉法人の基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、所轄庁の承認を得なければならない。 また、所轄庁による担保提供の承認は、担保提供目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供にかかる意思決定の適法性等を考慮する。	(一社)地方銀行協会	厚生労働省	社会福祉法人が、基本財産を担保提供する場合については、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要となっています。	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日 理第890号、社理第2618号、老発第794号、児発第908号)	対応不可	社会福祉法人が社会福祉事業を実施する場合、所有する不動産は基本財産とする必要があります。社会福祉法人は、社会福祉事業を安定的、継続的に実施する必要がありますが、法人存立・事業運営の基礎となる基本財産である不動産を担保に供する場合には、所轄庁の承認を得なければならないこととなります。そのため、所轄庁の承認を不要とすることは困難です。
270331007	26年10月22日	26年11月21日	27年3月31日	信用組合も生協法に基づき共済代理店との締結を可能とするよう範囲の拡大を要望する	信用組合は、相互扶助を理念とする協同組織の金融機関である。地域に根ざした事業活動を行う信用組合が、新たに生協法に基づく共済契約の締結の代理又は媒介の業務を可能とすることで、貯蓄・融資だけでなく(万が一の際の保障(共済)も含む)の中多面的で密接に関係する様々なニーズに対する一元的な相談や最適なサービスの提供が可能となる。 また、信用組合にとっても保険だけでなく共済の代理店締結を可能とすることは、経営の選択肢が広がることになる。	全国信用中央協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号、以下「改正法」という。)により導入されたことである。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることなどから、共済代理店からとすることができるとして規定され、信用組合については異なる取扱いとされたことである。 改正法附則第38条において、法律施行から5年経過した後、その施行状況について検討を行う旨規定されていることから、本件についても、附則第38条に基づく検討を行うこととしていることである。
270331008	26年10月28日	26年11月21日	27年3月31日	食品衛生法食品添加物登録制度内既存添加物名簿への記載受付に際しての規制の緩和についての提案	現在、食品の加工や保存等で使用される調味料、保存料、着色料の食品添加物は指定添加物といわれる天然添加物(既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物)に分けて食品安全基本法のもと、食品衛生法に基づき厳格に管理運営がなされている。 一部法規制の内容と現状との食文化や食品流通の認識のズレによる無認可添加物の使用が問題となっており、また、新たな添加物登録を目指す費用や日数において、中小零細企業及小規模な農産品加工業者、農産物事業者では、ほぼ不可能な内容となっていることが実質的な不公平であることは否めない状態であると思う。 食の安心安全は絶対的な原則であるので、その上で登録作業に必要な各種安全性の確認等の膨大な実験データの確保や内閣府食品安全委員会協議は必要なものとして認識しているが、そのことが足場となり正当に法に基づく登録作業を行えない状況であるとも言える。 そこで、長年の食経験から安全だと確認されており詳細な実験データの準備の必要がない既存添加物の認可制度の規制を見直し、規制の改革を行う提案をしたい。 特に平成7年以降、既存添加物の新規の登録はなされていないが、成長戦略として地方創生を打ち出している状況において、全国的な認知にはまだ及ばないが、地方では古来より食品素材として使われていた農産品が多く存在しており、一端は既存添加物登録より長年使用事例がないとして外された物も少なくない中で、法規制を十分に理解できず、あるいは、地域活性の一環で再起し再度原料の供給を開始しても既存添加物登録から外されているために指定添加物登録を目指す必要がある。物理的に不可能な状態から断念せざるをえない状態や古来から使われていた素材がある。これに新たな市場を喚起するため、活用方法を変えて展開する事も同様の理由により断念しているケースが起きている。 そこで、古来より食経験があるものや、使用方法等で安全性が担保できているとみなされる素材に関しては、既存添加物登録制度の新規受け付けを実施して、更なる地域活性に繋がるようにしてほしい。 また、そのことが無認可食品添加物の使用事故軽減に繋がると考える。	有限会社 社藍色 工房	厚生労働省	食品添加物については、食品衛生法において、人の健康を損なうおそれのない場合として、厚生労働大臣が定める場合を除いては使用等してはならないとされている。 既存添加物に関しては、平成7年の食品衛生法改正時の経過措置として、法律(平成7年法律第101号)附則第2条	食品衛生法第10条 食品衛生法及び消費生活協同組合法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附則第2条	対応不可	既存添加物は、平成7年の食品衛生法改正時の経過措置として、法律の公布の際、既に販売等されているものについて、指定制度の例外として使用を認めるとしたものであり、新たに既存添加物を追加することは困難です。(ご提案の「は、当時販売等がなされていたことが確認されていなかったため、この経過措置には盛り込まれていないものです。) なお、食品安全基本法において、食品添加物の指定に当たっては、人の健康に及ぼす影響について食品安全委員会の意見を聴取しており、評価に際しては、食経験や使用方法だけではなく科学的知見も踏まえる必要があるとされています。また、既存添加物についても、安全性の見直しを行い、有害であることが認められた場合には、使用禁止等必要な措置を講ずることとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331009	26年10月30日	26年11月21日	27年3月31日	介護分野における外国人留学生在の在留資格の緩和	企業活動のグローバル化進展とわが国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の中小企業1775社を対象とした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本の大学を卒業した外国人留学生の採用を前向きに考えている企業は、52%となっている。その理由は「留学生にグローバル展開の中心的な役割を担ってほしい」「海外拠点の中心的な役割を果たしてほしい」という回答が多いが、「医療・福祉分野」や「建設業界」では「人手不足の解消」という回答が多くなっている。 その一方で、現在、健康・医療・福祉分野の専門学校を卒業した外国人留學生は「専門士」の称号を得ても、卒業後、在留資格を取得できない。今後飛躍的に求人ニーズの増加が予想される。同分野の人手不足を解消するためには、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生には、日本の介護・福祉機関での就業を認めるべきである。	大阪商工会議所	法務省 厚生労働省	EPAIに基づき、二国間の経済活動の連携の強化から介護福祉士候補者をインドネシア(平成20年度から)、フィリピン(平成21年度から)、ベトナム(平成26年度から)から特例的に受入れを行っています。また、当該候補者が我が国の介護福祉士国家資格を取得した場合は、「特定活動」の在留資格をもって介護福祉士として就労が可能です。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5の表、平成2年法務省告示第131号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の「欄」に係る部分に限る。」に掲げる活動を定める件)	検討に着手	「日本再興戦略、改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、外国人留学生の介護分野における就労を認めるため、年内を目途に制度設計等を行うことが盛り込まれ、法務省の「出入国管理政策懇談会」、厚生労働省の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」等において介護分野における外国人材の受入れについて議論いただき、外国人留学生が介護福祉士資格を取得した場合、在留資格を付与する方向性が示され、所要の法案が国会に提出されています。 産業競争力の強化に関する実行計画(平成27年2月10日閣議決定)においても、「介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生が引き続き国内で就労できるための新たな在留資格を創設するため、必要な法的措置を速やかに講じることとされたところであり、関係省庁とも連携しながら制度設計を着実に進めることとしています。
270331010	26年10月30日	26年11月21日	27年3月31日	PMDA WESTの機能拡充	平成25年10月に開設された独立行政法人医薬品医療機器総合機構の関西支部(PMDA-WEST)の相談、調査機能を拡充する。 [現状] 「製造販売承認申請・各種届出は、郵送が認められているが、受付票及び控への返却には1週間程度を要し、次の手続きを急ぐ場合(軽微変更届出後の輸入届など)には、PMDA窓口へ持参させるを得ず、東京に薬事機能を持たない企業にとっては負担となっている。 [対応] 各種届出のPMDA WESTでの受付 東京のPMDAで行っている軽微変更届出後の輸入届など各種届出の受付業務をPMDA-WESTでも可能とする。	大阪商工会議所	厚生労働省	既承認の医薬品等については、承認事項のうち軽微な変更に変更に該当するものは、「製造販売承認事項軽微変更届書」をPMDAに提出することとされています。具体例としては以下のとおりです。 1. 既承認の医薬品等の承認事項のうち、外国製造業者の名称のみ変更された場合、「製造販売承認事項軽微変更届書」がPMDAに提出されます。 PMDAは本届出に対し「受付票」を発行しますが、申請者は、「輸入届書」を厚生局に提出する際、PMDAの受付票を添付する必要があります。 なお、通常、この届出は、郵送の場合、PMDA到着の日に受付処理を行い、速やかに受付票の返送処理を行っています。 2. 外国製造の化粧品を国内で販売(流通)する場合には、国内製造販売業者が、「化粧品外国製造販売業者(製造業者)届出」をPMDAに提出する必要があります。 PMDAは本届出に対し「受付票」を発行しますが、国内製造販売業者は、「製造販売届出」を都道府県主官部に提出する際、PMDAの受付日を記載する必要があります。 なお、この届出は、郵送の場合、PMDA到着の日に受付処理を行い、翌日、受付票の返送処理を行っています。	1. 製造販売承認事項の軽微変更届出係 医薬品医療機器等法第14条第10項、医薬品医療機器等法施行規則第48条第3項、医薬品医療機器等法施行規則第99条及び99条の2 2. 化粧品外国製造販売業者の届出関係 医薬品医療機器等法施行令第76条第2項、薬機法施行規則第267条第2項、医薬品医療機器等法第14条の9、医薬品医療機器等法施行規則第70条	検討を予定	「制度の現状」欄に記載したとおり、PMDAでは、届出到着の日に受付処理を行い、速やかに受付票の返送処理を行っているところですが、この対応でも不都合が生じている具体的な事例をお示しください。それほどまでに急ぐ理由、その頻度等の詳細。 その上で、そうした事例への具体的な対応については、中長期的な電子申請導入の可能性等も含め、今後検討します。
270331011	26年10月30日	26年11月21日	27年3月31日	PMDA相談手数料の中小企業軽減対象の拡大	医薬品、医療機器開発に欠かせないPMDAによる戦略相談について、現在規定されているベンチャー企業を対象とした相談手数料軽減措置の対象企業を拡大する。 現在、医薬品・医療機器戦略相談の手数料軽減措置の対象となっているベンチャー企業は、企業規模に加え、出資比率や前年度に利益が計上されていないことなどが条件となっており、対象となる企業が限定されている。 そこで、手数料軽減の対象となるベンチャー企業の要件を規模(従業員数300人以下または資本金3億円以下)のみで簡便化する。 この措置により、ベンチャー企業の医薬品、医療機器開発が促進され、新規の医薬品、医療機器を生み出す原動力となる。	大阪商工会議所	厚生労働省	ベンチャー企業を対象とした事業戦略相談の相談手数料の減免については、原則として、以下の要件を全て満たすこととしている。 ・中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下) ・他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと ・複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと ・前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計上されているが事業収益がないこと	PMDAによる規定	対応不可	ベンチャー企業については、一般に財政基盤が脆弱であって、自らの資金では実用化に向けた相談を受けることができない場合があると考えられることから、手数料の低額要件(相談手数料軽減措置)を設けています。 一方、今回要件緩和の要望があった、他法人からの株式投資、資本投資を一定程度以上受けている場合は、当該他法人からの支援を受けることができ、また、最終利益が計上されているなど財政基盤が安定的である場合は、継続的な開発が可能であると考えられることから、手数料の低額要件適用の対象から除外しているところですが、手数料負担の公平という観点に基づき、真に必要な企業に軽減措置を集中するため、要件緩和は不適当であり、応じられませぬ。
270331012	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	有料職業紹介に禁止業務の解禁	有料職業紹介(人材紹介)事業に禁止されている業務の内、建設業を解禁をお願いしたい。 建設技能工(大工・型枠工)などの職人は過去の手配士や日雇いという観点から禁止された。しかし復興需要、オリンピック需要、マンションの大規模修繕、国土強靱化法によるインフラ整備などで、益々技能工必要とされている。 日雇い、社会保険の問題も残る中で、正社員雇用限定(無期・保険加入)の技能工の求人のみ有料職業紹介(人材紹介)事に解禁し、労働力の最適化を希望する。	ヒューマンタッチ株式会社	厚生労働省	職業安定法では、建設業務については有料の職業紹介事業を行ってはならないこととしています。 なお、受生産、総合生産等建設業務の特殊性にかんがみ、建設労働者の雇用の安定を図るため、有料の職業紹介事業とは別に、建設労働者の雇用の改善等に関する法律において、建設労働者の実情を踏まえた特別な制度として建設業務有料職業紹介事業制度が設けられています。	職業安定法第32条の11	対応不可	建設業務については、現実に重層的な下請け関係の下に業務処理が行われている中で、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき適正な請負形態となるよう雇用の明確化、雇用の管理の近代化等をはかるための措置が講じられており、一般的な有料職業紹介事業という労働力需給調整システムを導入することは適当ではありません。
270331013	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	委託募集の一部解禁	グループ会社の中で人事採用をシェアードサービスで一括して行っている場合、当該親会社との人材紹介契約で、他の子会社への有料職業紹介も可能とした。現在は子会社の募集を親会社が委託する場合、労働局(厚生労働大臣)への届け出が必要。会社法という子会社(議決権1/2以上)であれば労働局への届け出をしない。子会社が人事採用をシェアードで行う場合も同様としたい。	ヒューマンタッチ株式会社	厚生労働省	職業安定法では、報酬を支払うことなく労働者募集を委託するときは、厚生労働大臣に届け出なければならないこととしています。	職業安定法第36条	対応不可	委託募集は、事業主と労働者の間に第三者が介入する形態であり、かつ、その第三者が労働者のためではなく事業主のために活動するものであることから、労働者の保護が図られない(い)面があります。 このため、委託募集を行う事業主、募集の委託を受ける者及び募集促進者等についてはその適格性を事前にチェックする必要があるが、報酬を支払うことなく委託募集を行う場合については届出制としているものです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(一、二、三)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「一」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270331014	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	職業紹介事業者間の業務提携関係	有料職業紹介の許可を受けていなくとも、有料職業紹介事業者からの転職決定者に限り業務提携を可能としたい。転職決定者(A)からの紹介を受けた知人(B)が有料職業紹介事業者経由で決定した転職決定者(A)にインセンティブをフィードバックしたい。それにより優良な人材紹介事業者は転職決定者が増え、反対に求職者からの評価が低い人材紹介事業者は厳しくなることから、人材紹介会社の質向上にも貢献すると考える。	ヒューマンマッチ株式会社	厚生労働省	職業安定法第30条1項	事実誤認	求職者の情報を職業紹介事業者に提供し、職業紹介事業者から金銭等を受けることは、職業紹介には該当しません。		
270331015	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	遠隔診療の推進	現在、在宅医療における訪問診療は2回/月が行われており、医師、看護師、運転手がグループとなって各患者宅を回っている。その際には、医師の問診、触診、患者の様子を観察し、血圧、SpO2、体温の測定を行い、患者の症状を総合的に判定している。 今後、高齢者の進展と高齢世帯に占める(単身世帯+夫婦のみ世帯)の割合が増加することが予想される。特に首都圏を中心とした都市部で顕著になる傾向があり、在宅医療のニーズは急速に増加すると考えられる。一方で、在宅医療を担う医師は需要に追いついていくことが難しく、在宅医療への移行が危ぶまれる。 そこで、遠隔診療の活用によって、これらの課題を解決することが一つの対策である。例えば、医師の指示に基づき看護師が単独で患者宅を訪問し、カメラ付きヘッドマウントディスプレイHMDなどを利用して、医師が患者の様子を確認しながら、看護師が血圧、SpO2、体温の測定データを医師に送信し、患者の症状を判定することが可能になると考えられている。これにより1回/月の訪問診療の内、1回を遠隔診療で行うことを提案する。従来のテレビモニターでは、撮影のために看護師の両手が使えず時間がかかっていたが、HMDの利便で改善が見込まれる。 在宅医療は、在宅医療を専門に行っている診療所と外来診療を主体として1週間内の1日又は半日のみ訪問診療を行っている診療所があり、現在は後者の診療所が多い状況である。また、看護師については、診療所の看護師の他に訪問看護ステーションの看護師が増えてきており、地域連携の活用で在宅主治医が訪問看護ステーションの看護師にこうした遠隔診療で活用していただくことが有効な対策となり得る。診療報酬についても、遠隔診療にも報酬を付与することを合わせて提案する。 [具体的な根拠法令等] 遠隔診療の要件を緩和し、緩和の条件を明確化する。 ・離島や僻地に限定せず、都市部でも利用可能に ・遠隔診療の範囲を別表記載以外の在宅医療へ拡大する ・利用する機器の要件を具体的に定める ・遠隔診療の条件を定める(看護師が患者側、個人認証など)	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	医師法第20条	対応不可	ご提案のような方法による遠隔診療であれば、対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られるものと考えられ、医師法第20条との関係では、問題は生じないと考えます。 なお、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生労働省健康政策局長通知)で告示している内容は、離島・僻地以外の遠隔診療を認めないものではなく、また、同通知の別表は、患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療の具体例を告示したものであり、これ以外の遠隔診療を禁止するものではありません。		
270331016	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	遠隔モニタリングの推進	上記遠隔診療が普及した後は、訪問看護による遠隔診療だけでなく、患者宅に患者撮影カメラを設置し、血圧計、SpO2計、体温計などを患者に装着して、定期的にこれらのデータを訪問看護ステーションや診療所へ送信し、異常の有無を電子的に予備判定し、その結果から訪問する必要があるかを医師や看護師が判断するという利用方法により、多くの在宅医療を担うことが可能になると考える。 また現在は、在宅医療の患者の容体が急変した時に、患者宅(家族など)から在宅主治医へ電話連絡があった場合、入院させるかを判断することが電話の内容だけで判断することが難しい場合がある。遠隔モニタリングが装備されていれば、そういう判断が速やかに行うことが可能になると考える。	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	医師法第20条	対応不可	医師法第20条は、診察をしないで治療をすることを禁止するものですので、遠隔から得られる情報を診断・治療に利用するのは、患者宅を訪問する必要があるかどうかを判断するため、患者の容体の急変等を把握するために利用するのであれば、同条との関係では問題が生じるとはないと考えられます。		
270331017	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	求人者の全件受理義務の緩和	現在、求人求職は全件受理義務がある。紹介が困難な求人であっても、申し込みがあった場合、受理する必要がある。申し込みの受理により、求人者より紹介がないと、クレームになる可能性がある。例えばは社会的弱者の企業やブラック企業からの求人を受理しない選択が可能になれば、申し込みにかかる時間が削減でき、クレームの可能性を減らすことができる。	ヒューマンマッチ株式会社	厚生労働省	職業安定法第5条の5 職業安定法第5条の6第1項	事実誤認	職業紹介事業者は公共の性格を有するものであり、できるだけ多くの求人を獲得して、求職者に対しては職業選択の自由を実質的に確保し就職の機会を多くするとともに、求人者に対してはできる限りその希望に沿うよう努める必要があります。 なお、求人及び求職の申込みが法令に違反するとき等については、求人及び求職の申込みを受理しないことが出来ます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「△」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331018	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	許認可における口座残高要求の是正	職業紹介登録及び労働者派遣業登録をすにあり、銀行預金口座に一定金額以上の残高を求める規制がある(職業安定法31条1項1号及び労働者派遣法7条1項4号)。一方、民間企業においては、資金効率を向上させ、より効率的且つ流動的な資金運用と投資活動を目的として、グループ会社間でキャッシュマネージメントシステムを導入している場合がある。具体的には、企業グループ内の現金をグループ内の特定の会社が維持する預金口座に集約し、個々のグループ会社でも預金口座は維持するものの、その残高は事実上0円とする資金の集中管理である。しかし、厚生労働省の規定(規制)では、かかるキャッシュマネージメントシステムにより企業グループ内の特定の会社に集中した資金は、「職業紹介登録及び労働者派遣業登録の観点から口座残高に一定金額を維持する」という条件を満たさないとされている。つまり、企業が自由裁量にて処分できる現金の額が、厚生労働省が求める金額を事実上はるかに超えているとしても、上記2法の条件を満たさないことになる。これでは、職業紹介登録及び労働者派遣業登録を求める市場参加者がこれを断念する結果となりがねない。そもそも法の趣旨は、被害者救済のための最低限の資金があることを担保することであると考え、法の趣旨に基づいた形に早急に是正すべきである。	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省	職業安定法では、職業紹介事業の許可基準の一つとして、当該事業を確実に遂行するに足る財産的基礎を有するものであることを規定しています。具体的には、業務取扱要領において、資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行うとする事業所の数を乗じて得た額以上であること・事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行うとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となることとしています。	職業安定法31条1項1号 労働者派遣法7条1項4号	対応不可	職業紹介事業及び労働者派遣事業については、適正な事業運営の確保や求職者及び派遣労働者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるとの考え方に、許可基準に資産要件を設けております。
270331019	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	求職者の犯罪歴などの確認について	求人者(採用企業)は紹介手数料を支払ってまで人材を求めており、紹介された人材が問題を抱えていないことの担保を求めていると考えられる。安全社会的勢力を特定するためにも犯罪歴等センシティブな質問を求職者の登録時のみヒアリングを可能とするような特例があれば、求人者の要求に応えられ、また入社後のトラブル回避にもつながる。	ヒューマンタッチ株式会社	厚生労働省	職業安定法及び同法に基づ(指針)では、職業紹介事業者は、その業務の目的の範囲内で求職者の個人情報収集することとし、人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項等は収集してはならないこととしています。	職業安定法5条の4第1項 職業紹介事業者、労働者の募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報等の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針第4-1	事実確認	職業安定法及び同法に基づ(指針)では、職業紹介事業者は、その業務の目的の範囲内で求職者の個人情報収集することとし、人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項等は収集してはならないこととしています。犯罪歴等は、業務の目的の範囲内でのみ収集することが可能です。
270331020	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	求職者の既往症などの確認について	求人者(採用企業)は紹介手数料を支払ってまで人材を求めており、紹介された人材が問題を抱えていないことの担保を求めていると考えられる。安全性に関わる職務に際し既往症の質問を求職者の登録時にのみヒアリングを可能とするような特例があれば、求人者の要求に応えられ、また入社後の事故回避にもつながる。安全に関わる業務の一例として医師、看護師、薬剤師、施工管理、施設設備管理、調理士等が挙げられる。	ヒューマンタッチ株式会社	厚生労働省	職業安定法及び同法に基づ(指針)では、職業紹介事業者は、その業務の目的の範囲内で求職者の個人情報収集することとし、人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項等は収集してはならないこととしています。	職業安定法5条の4第1項 職業紹介事業者、労働者の募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報等の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針第4-1	事実確認	職業安定法及び同法に基づ(指針)では、職業紹介事業者は、その業務の目的の範囲内で求職者の個人情報収集することとし、人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項等は収集してはならないこととしています。既往症等は、業務の目的の範囲内でのみ収集することが可能です。
270331021	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	外国クルーズ船に限った非検査港へのファーストポートとしての特例的な入港	国の観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014では、2020年に向けて訪日外国人旅行者数200万人の高みを目指す。クルーズ100万人時代の実現を目標として掲げている。本県においても、県内空港で唯一、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に、今年度16万トン級に対応した係留施設の整備を予定している。外国大型クルーズ船の油津港への寄港は、本県の県南地域を中心とした県内観光地への多(海)外観光客の誘客に資するとともに、地域への経済波及効果も大きく、特に中国発着クルーズの日本太平洋クルーズラインのファーストポートとして油津港が最も適していることから、南九州におけるクルーズの拠点として、庁内関係部局や地元市など関係団体と一体となった大型クルーズ船の誘致活動を推進しているところである。しかしながら、油津港は無線検査港には指定されているが、検査港ではないため、一類感染症等発生・流行地域からの船舶はファーストポートとして入港できない。したがって、油津港を検査港並みの体制を整備した上で、近隣に検査港もないことから、外国大型クルーズ船に限り、油津港へファーストポートとして寄港できるように、特例的な扱いを認めることにより、地域活性化が大きく期待できる。	宮崎県・日南市	厚生労働省	検査法第4条において、外国を発航し、又は外国に寄港して来航した船舶の長は、検査済証又は仮検査済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入港してはならないこととされています。また、検査法第8条において、検査を受けようとするときは船舶を検査区域に入れなければならないこととされています。	第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第17条、第18条、検査法施行令第1条の2	対応不可	本提案は、無線検査対象港である油津港を外国大型クルーズ船に限り、検査港としての取扱いを求めるものでありますが、国内に常在しない感染症の病原体の侵入を防止する検査制度の目的及び検査所の限られた人員・予算で確実な検査の実効性を確保する観点から、今後も引き続き全国統一的な基準で検査港・検査区域を定めていく必要があり、「検査港等の方針について」(平成28年11月5日付け健康感染第136号エイズ結核感染症課長及び衛生検査第365号検査所業務管理室長通知)において定められている検査港等の指定基準を緩和して検査港としての指定を行うことは認められません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331022	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	検疫港指定条件の一つである対象船舶の入港隻数の緩和	<p>国の観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014では、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指し、クルーズ100万人時代の実現を目標として掲げており、本県においても、県内港湾で唯一、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に、今年度16万トン級に対応した係留施設の整備を予定している。</p> <p>外国大型クルーズ船の油津港への寄港は、本県の県南地域を中心とした県内観光地への多くの海外観光客の誘客に資するとともに、地域への経済波及効果も大きく、特に中国発着クルーズの日本太平洋側クルーズラインのファーストポートとして油津港が最も適していることから、南九州におけるクルーズの拠点として、庁内関係部局や地元市など関係団体と一体となった大型クルーズ船の誘致活動を推進しているところである。</p> <p>しかしながら、油津港は無線検疫港には指定されているが検疫港ではないため、一類感染症等発生国・流行地域からの船舶はファーストポートとして入港できない。したがって、油津港を検疫港並みの体制を整備した上で、検疫港指定要件の一つである「対象船舶隻数等(検疫対象船舶年間入港隻数100隻が3年間)」に関して、油津港は年間約43隻ほど入港実績があり、近隣に検疫港もないことから、要件を緩和し、油津港を検疫港として指定することにより、地域活性化が大きく期待できる。</p>	宮崎県・日南市	厚生労働省	検疫法第4条において、外国を発航し、又は外国に寄港して来航した船舶の長は、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入れてはならないこととされています。また、検疫法第8条において、検疫を受けようとするときは船舶を検疫区域に入れなければならないこととされています。	第3条、第4条、第5条、第6条、第9条、第9条、第10条、第11条、第17条、第18条、検疫法施行令第1条の2	対応不可	本提案は、無線検疫対象港である油津港を検疫港指定の要件を緩和し、検疫港としての取扱いを求めるものでありますが、国内に存在しない感染症の両側の侵入を防止する検疫制度の目的及び検疫所の限られた人員・予算で確実な検疫の実効性を確保する観点から、今後も引き続き全国統一的な基準で検疫港・検疫区域を定める必要がある。検疫港等の方針について(平成8年11月5日付け健医発第136号エイス結核感染症課長及び衛検第365号検疫所業務管理室長通知)において定められている検疫港等の指定基準を緩和して検疫港としての指定を行うことは認められません。
270331023	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	時間にとらわれない新たな労働制度の構築	<p>【具体的な内容】 「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・副増資金がいずれも適用されない新たな労働時間制度を適用できるようにする。その際、健康診断の複数受診の推進、産業医によるコンサルティングの積極活用等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。</p> <p>【注】知識社会型対応企業「モ」ではなく「知識と情報」が主たる資産となる「知識社会」において、「知識と情報」を源泉とした高付加価値のサービスを提供することを中心的な活動とする企業。</p> <p>【提案理由】 グローバル化に伴う地球時間への対応、時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイル、成果に基づく業績評価など、現行の硬直した労働法制にない職種、仕事、働き方が拡大しているが、それらに十分対応できていない。雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分のライフスタイルに合った働き方が可能になる。これらの結果、地元企業等の労働生産性の向上が図られる。</p>	(一社)新経済連盟	厚生労働省	労働基準法32条、34条、35条、37条により、法定労働時間、法定休日等が定められています。また、弾力的労働時間制度として、変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制があり、労使協定等の一定の要件の下で導入することができます。また、昨年9月より労働政策審議会にて労働時間法制の見直しを行っており、弾力的な労働時間制度についての在り方も検討しています。	労働基準法32条、34条、35条、37条	その他	労働時間規制を適用除外する「高度プロフェッショナル制度」を含む「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出しました。ただし、企業類型ごとの規制緩和については、公平な競争を阻害しないかといった点などについて慎重な検討が必要と考えており、上記の検討も特定の企業類型を前提としない一般的な制度設計として進めたいと考えています。
270331024	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	確定給付企業年金の給付設計の弾力化	<p><提案の具体的内容> ・確定給付企業年金における給付設計の要件を緩和すること(例えば、脱退一時金の支給にかかる加入者期間の要件を緩和すること、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること)</p> <p><提案理由> ・確定給付企業年金における脱退一時金は、加入者期間3年を超える支給要件とすることは認められておらず、退職金規程において勤続期間3年超の支給要件を設けている企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することが必要となる。 ・また、確定給付企業年金における給付の支給要件該当性の判断に用いる加入者期間から、休職期間を控除することは認められておらず、退職金規程において支給要件として勤続期間から休職期間を控除している企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することや休職により確定給付企業年金から脱退する設計とすることが必要となる。 ・これらの規制は、確定給付企業年金が退職金制度の円滑・確実な運営のために活用される現状を踏まえ、退職金制度から確定給付企業年金への移行を阻害する要因になっている。 ・本要望は、より一層の企業年金制度の普及促進に資するものと考えられる。</p>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	(脱退一時金の加入者要件について) 厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施しようとするときは、労使の合意の元で規約を定める必要がある。確定給付企業年金法第41条第3項は、規約において三年を超える加入者要件を定めてはならない旨を規定している。	確定給付企業年金法第41条第3項、規約型確定給付企業年金規約例(平成19年7月12日付事務連絡)	対応不可 検討を予定	(脱退一時金の加入者要件について) 脱退一時金の加入者要件については、加入者保護の観点から、一定期間制度に加入した者に対しては給付を行わなければならない旨を規定し、このような法律の趣旨に鑑みれば、現行の制度を前提とした場合には、緩和を認めることは困難である。 (加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること) 現状においても休業中の着加入者となし給付が可能であり、こうした場合、退職前の休業時に脱退一時金が支払われることから、加入者資格や脱退一時金等の支給のあり方も考慮しながら検討。
270331025	26年10月31日	26年11月21日	27年3月31日	短期滞在外国人の年金脱退一時金制度の見直し	<p>【提案の具体的内容】 短期滞在外国人の年金脱退一時金制度の見直し。</p> <p>【提案理由】 現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36か月以上で固定され、36か月を超えて納付した保険料が掛け捨てとなっている。本来的には国民の社会保障協定の締結による問題解決が求められるが、短期間で状況改善が困難な場合がある。(当社においても退職した事例あり)</p>	(公社)関西経済連合会	厚生労働省	我が国の年金制度は、国籍に関わらず等しく適用することを原則としています。 滞在期間が短い外国人の場合、保険料納付が老齢給付に結びつきにくいという点については、本来的には、社会保障協定の締結により解決されるべきものと考えています。 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)においても、「日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより高齢者の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。」とされています。平成26年10月には18カ国目となるルカセンブルクとの間で社会保障協定の署名に至ったところです。引き続き、諸外国との社会保障協定の締結に努めてまいります。 脱退一時金を受給した場合には、その算定の基礎となった期間は被保険者期間でなかったものとされ、社会保障協定の通算制度を利用できないため、老齢年金の受給に結びつけ易くするという社会保障協定の効果を受けることができなくなります。脱退一時金制度を充実することは、社会保障協定の効果を没却する可能性があることから、同制度の見直しには慎重であるべきと考えています。	厚生年金保険法第29条、国民年金法附則第9条の3の2	対応不可	脱退一時金制度は強制加入の我が国の年金制度において、外国人が帰国した場合にのみ一定の給付を一時金として支給する例外的な措置であることから、同制度の見直しは考えておりません。 日本での滞在期間が短い外国人の保険料納付が老齢給付に結びつきにくいという点については、本来的には、社会保障協定の締結により解決されるべきものと考えています。 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)においても、「日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより高齢者の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。」とされています。平成26年10月には18カ国目となるルカセンブルクとの間で社会保障協定の署名に至ったところです。引き続き、諸外国との社会保障協定の締結に努めてまいります。 脱退一時金を受給した場合には、その算定の基礎となった期間は被保険者期間でなかったものとされ、社会保障協定の通算制度を利用できないため、老齢年金の受給に結びつけ易くするという社会保障協定の効果を受けることができなくなります。脱退一時金制度を充実することは、社会保障協定の効果を没却する可能性があることから、同制度の見直しには慎重であるべきと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331030	26年11月27日	27年1月14日	27年3月31日	建設産業における女性活躍にむけた課題解決策について	長時間労働の削減、週休2日制の実現、適正工期での受発注の実現建設産業における長時間労働は、女性の活躍を妨げるのみならず、産業で働く者全てにとって喫緊の課題である。その要因としては、時間外・休日労働に関する協定届(36協定)の適用除外業種であり過度な労働負荷が許容されてしまうことから、36協定適用除外業種の撤廃が、必要である。	日本建設産業労働組合協議会	厚生労働省	建設業は労働基準法第36条の適用除外業種ではありません。 ○要望は「工作物の建設等の事業」が「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)の一部の規定の適用除外となっていることを指していると思われま。	労働基準法第36条 労働基準法第36条第1項で定める労働時間の延長の限度に関する基準	対応不可	「工作物の建設等の事業」は、労働者に法定時間外労働をさせる場合は36協定の締結届出が必要で。 その上で、「工作物の建築等の事業」は天候に業務が左右されること等の事業の性格から「労働基準法第36条1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の適用除外とされています。 いずれにせよ、業界を問わず、働き過ぎの防止は喫緊の課題であり、今後の労働時間法制の見直しでは、働き過ぎ防止のための法制度の整備等に取り組むこととしています。
270331031	26年11月28日	27年1月14日	27年3月31日	労働時間規制の緩和(オプアウトの導入)	今は労働時間について、就業規則と36協定で一律に決まってしまう。アメリカでは、個別の契約で決まることが原則である。アメリカの場合、法定労働時間の上限がないが、日本ではいきなり撤廃は難しいだろうから、労働時間規制に個別オプアウト制度を導入して、労働時間を自分で選べるようにすべき。代わりに、36協定による一律の延長は、限度を定めるべき。多様というなら、一律に上限時間を決めるのではなく、一人一人が長くも短くも選べるようにすべき。	個人	厚生労働省	就業規則や36協定で労働時間を一律に決めているのは企業の労務管理の慣行であり、労働基準法の最低基準を満たす場合であれば、個別の労働契約にて労働時間は設定可能である。		対応不可	個別の契約で、労働時間規制の適用を除外できるようにすれば、使用者により制度が濫用され、労働者が過重労働となる懸念があるため慎重な検討が必要である。
270331032	26年11月29日	27年1月14日	27年3月31日	労働時間の適量な同一事業者の支配下に限る	労基法38条1項を「労働時間は、同一事業者の支配下にある場合は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と改める。正社員として勤めていて定時で帰って、他のところで自分の好きな仕事をパートタイムでしたいと思っても、労務管理上の理由で断られることがあると聞。この規定について、同一事業者の支配下にある事業場に限ることを明確化すれば、例えば、都心で夕方まで働いて、夜に地元で2-3時間パートをすることもできるようになる。この件は、2000年頃にも一度検討されたはず。再度議題にして、実現していただきたい。実現すれば、例えば、夜は友人の起業に短時間従業員として加わることもできる。そのうち、副業の方が楽しければそちらを本業にしても良い。そういう多様なライフプランを実現できるようにする。	個人	厚生労働省	労働基準法第38条1項の規定により、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算することとしています。	労働基準法第38条第1項	対応不可	複数の事業者の支配下の事業場で勤務していても、労働していることには変わらないため、労働時間を通算し、その労働時間が法定労働時間を超える場合には、適量労働防止の観点から、36協定の締結・届出、副増賃金の支払いなどの労働時間規制の適用を行う必要があります。
270331033	26年11月30日	27年1月14日	27年3月31日	有期雇用の上限規制を65歳以上は適用除外	以前に、有期雇用の更新の上限を廃止する(無期転換制度の廃止)提言をした。無期限雇用重視の規制が、契約社員、パートなど多様な働き方を妨げているからである。仮にそれが実現しない場合でも、65歳以上については廃止すべきである。なぜなら、体力の衰えた高齢者を無期限で雇うことは企業側にとってリスクが大きすぎるからである。同時に、年金があるので、雇用保障の必要性も低い。それゆえ、制度の趣旨を考えると、65歳以上の上限規制については例外とすべきである。したがって、継続して雇用する場合のみならず、最初から有期雇用の場合も、65歳以上の労働者には適用しないこととすべきである。このままでは、高齢者がパートなどで働き続ける際に、数年に1回転職活動を強いられずまい、高齢者の能力活用という政策に反することになってしまう。	個人	厚生労働省	労働契約法第18条において規定している無期転換ルールは、有期労働契約の差別的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を守るため、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期労働契約の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みです。 一方、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(「有期特措法」)において定年後引き続き採用される労働者については、その能力の有効な発揮を通じ、活力ある社会を実現する観点から、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が行われる場合に、定年後雇用される期間は無期転換申込権が発生しないこととする特別を設けています。	労働契約法 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法	対応不可	有期特措法における無期転換ルールの特例については、有期労働契約の適用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的とする無期転換ルールの趣旨に反しない範囲とすることが必要です。 有期特措法において特例の対象を定年後引き続き採用される有期雇用労働者としたのは、高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度について、希望すれば原則として全員65歳までの継続雇用が確保される仕組みが措置されていることを前提に、継続雇用の対象労働者に引き続き雇用継続を通じた能力発揮の機会を確保するためです。 一方、これ以外の一般の高齢者については、通常の有期労働契約労働者と同様の雇用の不安を抱えており、有期労働契約の差別的な利用を抑制して雇用の安定を図る必要性が高いため、特例の対象にはせず、無期転換ルールを原則どおり適用するものです。 なお、無期転換申込権発生前の「廃止め」の懸念に関しては、改正労働契約法の周知、有期労働契約に関する労働基準法の規定の遵守の徹底、無期転換に取り組む企業へのコンサルティングの実施など個別企業への支援等について、平成27年度予算案にも必要な経費を計上しています。こうした予算を活用しながら、労使への周知等に、積極的に取り組んでいきたいと考えています。
270331034	26年11月28日	27年1月14日	27年3月31日	確定給付型企業年金給付額変更基準の緩和	企業年金資産が運用等により責任準備金額(継続基準)以下となった場合、企業は掛金の増額が求められる。しかし昨今の経済状況において運用益の増減幅は拡大傾向にあり、掛金の増減幅も同様に拡大することとなる。但し掛金増額は企業業績に左右されるため、掛金増額を行わない、又は十分行えない場合は給付額を減少させる必要がある。給付額減額を行うには、規則第9条及び6条に「理由要件」・「手続要件」が定められておりそれに従う必要がある。その内、「理由要件」は2012年度に内容が明確化されたが、「手続要件」については特に変更がない。 「手続要件」の内、受給者を減額対象とするには減額対象者の2/3以上の同意が必要であるが、実務的には相当高いハードルである。また、解散時には対象者の同意は不要であるなど、他制度の手続要件とのバランスを見ても適当ではないと考える。 又、「希望者に対して、減額前の年金額に相当する額を一時的として受給する選択肢を設ける、事が要件となっている以上、ハードルは大幅に低減している。 以上より、「減額対象者の2/3以上の同意」は過剰であり、撤廃を検討していただきたい。	(公社)関西経済連合会	厚生労働省	確定給付企業年金制度において、給付減額を内容とする規約の変更が認められるのは、確定給付企業法施行令第4条第1号の規定に基づき、「規約の変更をしなければ確定給付企業年金の継続が困難となる」場合であり、この具体的な基準については、確定給付企業年金法施行規則第9条において定められていること。 給付減額を行う場合は、同規則第6条に基づき、給付減額の対象となる受給権者及び加入者の3分の2の同意を得ること及び、希望する者については、給付額の減額がないものとして算定した額を一時的として支給されるよう、最低積立基準額を確保する必要がある。	確定給付企業年金法施行令第4条第2号、確定給付企業年金法施行規則第9条第6条	対応不可	確定給付企業年金制度は、開始時に労使が合意して規約を策定し、予め給付額等を約束するものであり、原則として給付減額は認められないものである。ただし、現行制度上、例外として、「規約の変更をしなければ事業の継続が困難となる」場合に、「受給権者等の3分の2以上の同意、等」があれば、給付減額が可能となっているところであり、これ以上の要件緩和は困難である。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331035	26年11月28日	27年1月14日	27年3月31日	管理監督者要件の明確化	現在、労働基準法第41条第2号の適用を受ける管理監督者について、厚労省より各種通達も出されており、判例や学説も多いところであるが、労働時間や残業代に関する適用違反事例が発生し続けているも事実である。 その原因としては企業側の認識不足もあろうが、そもそも法規制のあり方が簡略・不透明であり、且つ法と実態に大きな乖離が生じていることに起因する所も大と考えられる。その結果前述の違反事例に結びつくと思われる。 又、労働時間を柔軟化が可能な裁量労働制については、法規定や要件が複雑すぎて実務上利用しにくい。その結果導入企業は1%程度と、管理監督者の適用違反減少の方策とはなり得ない。 しかし一方で企業の業務運営上、管理監督者は当然必要であり、同時にコンプライアンス遵守の観点から各企業において様々な方策が検討・実施されているところであるが、明確に法に対応できているとの確信を持っていない企業も多いと思われる。 そこで管理監督者の要件を明確化する為以下の提案を行う。 1.労働基準法第41条第2号に代わる新たな法制度 管理監督者の要件は労使合意に基づき柔軟性のあるものとする。給与下限額を用いる事は業種や各企業間で給与額が異なる以上、一律の金額設定はナシとし、適用除外は法定労働時間(労基法32条)と割増賃金(労基法37条)のみとする。 2.管理監督者の保護 長時間労働による健康被害防止や、WLBの観点に留意する必要があるため「労働時間管理、や「休日、休息」有給休暇、等の諸制度は従来同様とし管理監督者の保護に努める。	(公社)関西経済連合会	厚生労働省	労働基準法第41条により、管理監督者は深夜業や年次有給休暇を除く労働時間規制の適用が除外されています。	その他	労使合意により労働時間規制を適用除外することは、労使の交渉力の格差があることから、使用者により制度が濫用され、労働者が過重労働となる懸念があるため慎重な検討が必要で、管理監督者制度の適切な運用のため、今後も監督・指導に努めてまいります。 なお、2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等在り方について(報告)」では、健康確保の観点から管理監督者を含めた全労働者について労働時間の客観的な把握をしなければならないことを省令で規定することとされています。	
270331036	26年12月1日	27年2月3日	27年3月31日	確定拠出年金の経済的困難時における年金資産取り崩しの容認	{提案内容} 中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件(資産額・加入期間の制限など)の更なる緩和 ・税のペナルティを課したうえで中途引出しを可能とする措置の実施を図る。 年金受給開始年齢までは長期にわたるが、加入者が将来、中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合など、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。 加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出し要件を更に拡大することが必要と考える。 他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和と税のペナルティを課したうえで中途引出しを認めるべきと考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金における脱退一時金の受け取りについては、資産規模が一定以下の場合や、個人型年金加入資格がない場合等以外は認められていません。	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、脱退一時金の支給を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	
270331037	26年12月1日	27年2月3日	27年3月31日	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	{提案内容} 老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃する。 {理由} 現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。 制度導入時において、50歳以上の従業員への加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一端として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。本要請は、単に税財源措置の優遇を求めたものではなく、主として制度の改善を求めたものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金の受給に関しては、確定拠出年金法第33条に基づき、通算加入者等期間に応じて受給開始年齢が定められています。 ・60歳以上61歳未満 10年 ・61歳以上62歳未満 8年 ・62歳以上63歳未満 6年 ・63歳以上64歳未満 4年 ・64歳以上65歳未満 2年 ・65歳以上 1月	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、確定拠出年金における支給要件のあり方を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	
270331038	26年12月1日	27年2月3日	27年3月31日	確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	{提案内容} 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないとして判断される運用商品について、除外要件を削れば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意、など」に緩和する。 {理由} 運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないとして判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	確定拠出年金における運用商品の除外については、確定拠出年金法第26条に基づき、その商品で運用する者全てからの同意を得ることとされています。	検討に着手	運用商品の除外要件の緩和については、第13回社会保障審議会企業年金部会(平成26年12月15日)において議論がなされたところであり、加入者にメリットある商品を提供しやすくするため、より実効性のある商品除外規定の整備を行うべきとされています。これを踏まえ、措置を講ずる方向で検討中です。	
270331039	26年12月1日	27年2月2日	27年3月31日	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	{提案内容} 中小企業退職金共済制度からの確定拠出年金への制度移行を可能とする措置を実施する。 {理由} 中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。 現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への資産移換は、認められています。	対応	共済契約者が中小企業でなくなった場合に、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金へ資産移換が行えるよう措置することが盛り込まれた「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案」が、平成27年2月24日に閣議決定され、閣会に提出されたところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270331040	26年12月1日	27年2月3日	27年3月31日	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	<p>【提案内容】家事専従者など第3号被保険者、公務員を個人型制度の対象者とする。</p> <p>【理由】家事専従者など第3号被保険者が制度の対象外となっていることは、特に提出期間が短い加入者が退職して第3号被保険者になった場合に顕出の懸念が認められるため、将来の年金受給額が少額に留まるといった問題があり、若年層の制度加入意欲を低下させるなど制度普及の阻害要因となっている。家事専従者など第3号被保険者を個人型制度の対象とすることは、個人の自助努力による資産形成に寄与するほか、確定拠出年金のポータビリティが拡充され、制度の一層の普及促進に資するものと考えられる。公務員についても、老後の資産形成の自助努力を図る観点から、個人型制度の対象とすべきと考えられる。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	個人型確定拠出年金の加入範囲については、確定拠出年金法第62条により、第1号被保険者、第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金や厚生基金の加入者を除いた者とされていることです。	確定拠出年金法第62条第1項	検討に着手	個人型確定拠出年金の加入範囲の拡大については、社会保障審議会企業年金部会における議論の整理や、「平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月)」において、第3号被保険者や企業年金加入者、公務員等共済加入者を加入可能とする等の措置を講ずるものとされており、措置を講ずる方向で検討中です。	
270331041	26年12月1日	27年2月3日	27年3月31日	'企画業務型数量労働制の本社一括届出化	<p>【提案内容】各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、本社一括の決議を可とし、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。これにより、異動・転勤などで対象労働者の事業場が変更となる場合において、改めての同意取付を不要とする。</p> <p>【理由】企画業務型数量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数により法に定める事項に関する決議を可とし、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にのみなし労働時間を適用できることとなっている。同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。本件は、平成25年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討予定とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	企画業務型数量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数により法に定める事項に関する決議を可とし、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にのみなし労働時間を適用できることになっています。	労働基準法	その他	2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」において、企画業務型数量労働制の労使委員会決議の本社一括届出を認める等が盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。ただし、本社一括の決議については、事業場ごとの労使委員会において、対象者の労働条件等を調査審議しつつ、事業場ごとの実情を踏まえて決議する必要があるため、対応することは困難であると考えております。	
270331042	26年12月1日	27年2月3日	27年3月31日	'企画業務型数量労働制の定期報告の当社一括報告化	<p>【提案内容】各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本社一括の報告を可とする。</p> <p>【理由】企画業務型数量労働制の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある。報告内容については本社にて管理しているため、各事業場の所轄の労働基準監督署長に届出を行うことは非効率的である。例えば、「時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)」を一括で届出している法人等について本社より本社の所轄労働基準監督署へリスト等にして届け出ることができ、制度趣旨を維持しつつ、ロードの削減も図ることができる。本件は、平成25年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討予定とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある。	労働基準法	その他	6ヶ月後の報告を除く定期報告の廃止等が盛り込まれた「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出しました。ただし、報告については、当該事業場の対象労働者の労働時間の状況や健康確保措置の実施状況等を事業場ごとに具体的に記載し届け出ることがあるため、本社一括とするは困難であると考えております。	
270331043	26年12月1日	27年2月3日	27年3月31日	'時間外労働・休日労働に関する協定届、就業規則、一括届出における届出書類の簡素化	<p>【提案内容】現在、一括届出が受理された後、対象事業場ごとの届出本紙を「東京労働局 労働基準部 監督課」内にある配付作業室宛に送付している。今後は、一括届出が受理された後に、対象事業場ごとの本協定対象人数を記載したリスト、および一括届出が受理されたことを示す書類(一括届出に提出した書類の写)を提出することで、対象事業場ごとの届出本紙の提出に代えることを可能とすることを要望する。</p> <p>なお、当該リストの記載内容についても労使間で確認を行うため、現行の制度趣旨を果たすことが可能である。また、要安労働局が各対象事業場を管轄する労働基準監督署へ書類を送付する際の効率化にも寄与するものと考えられる。</p> <p>【理由】本社が各事業場の内容が同一である場合は、就業規則や36協定を、本社を管理している労働基準監督署に一括して届け出ることができる。この場合、本社を含む事業場の数に対応した必要部数の就業規則や36協定を届け出なければならない。一括届出が受理された後、対象事業場ごとの書類を「東京労働局 労働基準部 監督課」内にある配付作業室宛に紙媒体で送付している。全ての事業場で内容は変わらないため、各労働基準監督署に届出内容を大量印刷の上、配送することは非効率的であり、また各労働基準監督署への周知に時間を要している。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	時間外・休日労働協定及び就業規則の届出については労働基準法施行規則によって、協定等の締結を行う事業場を所轄する労働基準監督署長に届け出ることが必要と定められています。また、通達により、これらの協定等について、一定の要件を満たせば本社を所轄する労働基準監督署長への届出により、本社以外の事業場の所轄労働基準監督署長への届出があったものとすることが認められています。	労働基準法施行規則 平成15年2月15日 労基発0215002号	対応不可	時間外・休日労働協定及び就業規則の本社一括の届出については、本来、事業場ごとに各管轄の労働基準監督署へ届け出た(必要)があるところ、本社において、本社を含む事業場数に対応した部数の書類を御用意いただくことを前提に、受付を行っているものです。御要望の方法により受付を行う場合、本社を含む事業場数に対応した部数を本社管轄の労働基準監督署で用意する必要性が生じ、労働基準監督署における業務量が増大することになり、その他の業務に大きな影響を及ぼすと考えられるため、対応を行うことは困難です。なお、時間外・休日労働協定及び就業規則の本社一括届出については、ポータルサイト(e-Gov)を活用することで、電子媒体のま、インターネットで申請していただくことができます。	
270331044	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	コンタクトレンズ販売営業管理者講習会の参加機会の増大	<p>コンタクトレンズ販売営業管理者講習会の参加機会を増やすべきである。</p> <p>【提案理由】高度管理医療機器である指定視力矯正用レンズ等(コンタクトレンズ)を販売する際には、営業所ごとに管理者を置くことを義務付けられており、基本的には、管理者を置くためには公益財団法人医療機器センターが開催するコンタクトレンズ販売営業管理者講習会を受講しなければならない。講習会は講習期間を通じて2回しか開催されず、その定員数も限られているため、講習会に参加できない場合、営業に支障をきたす可能性がある。実際、2014年度においても、講習会は2回とも定員超過である。講習会の参加機会を増加(回数の増加、定員数の拡大、実施地域の拡大等)することで、小売業および関連業の活性化につながり、ひいては消費者の利益にも資するものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器法」という。)においては、コンタクトレンズの販売業者の営業所管理者の基礎講習を行う登録講習機関に対する、回数、定員数、実施地域等に関する規制はありません。なお、コンタクトレンズを含む高度管理医療機器等を販売する場合、事業者はその営業所ごとに医薬品医療機器法第39条に基づく(販売業)許可を都道府県知事等から受けなければならない。また、高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者は、医療機器の販売を営むために営業所に管理者を置く必要はない。コンタクトレンズのみを販売する営業所の管理者の要件は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第162条に基づき、高度管理医療機器等の販売等に関する従事経験1年以上及び登録講習機関の基礎講習を修了することとなっている。		事実認識	登録講習機関が講習会の受講者に対する参加機会を拡大することについて、医薬品医療機器法に基づき規制は設けられておりません。したがって登録講習機関の判断により、開催頻度等を定めることができます。また、新たに講習会を実施しようとする者が登録講習機関としての登録を受けた場合においても講習会を実施することは可能です。なお、登録講習機関においては、募集が定員超過の場合には追加の講習会を実施することなどの対応を行っていることと承知しています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270331045	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	一般医薬品の販売における薬剤師・登録販売者の常駐要件の緩和	店舗における一般医薬品の販売および情報提供に際しての、営業時間内での薬剤師・登録販売者の常駐要件を緩和すべきである。 【提案理由】現在、店舗において一般医薬品を販売する場合、販売時間内において薬剤師および登録販売者、またはそれぞれ管理・指導の下での一般従事者による対面での販売・授与が義務付けられている。また、一般医薬品を販売・授与する営業時間内は、薬剤師または登録販売者が常駐していなければならない。 そのため、各店舗ごとに数名の有資格者が必要となり、人員確保の困難さから医薬品を取り扱う店舗の拡大や24時間販売可能な店舗の設置が難しい状況にある。 店舗において有資格者を1名配置すれば、一般従事者への管理・指導を含め、日常的な店舗運営・販売管理は対応可能である。また、店舗において有資格者が不在である場合においても、別の場所の有資格者がテレビ電話等で購入者に情報提供を行うことは可能である。加えて、インターネット販売が解禁されており、対面型ではない情報提供が既に行われている。 以上の理由から、店舗において常時資格者を配置する必要はないと考えられる。 本要請の実現により、一般用医薬品を24時間取り扱う店舗が増大し、消費者の利便性向上に資すると考える。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、第一類医薬品は薬剤師、第二類医薬品及び第三類医薬品は薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させなければならない。 薬局開設者、店舗販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は配置以外の方法により、それぞれ医薬品を販売し、授与し、又はその販売者(又は授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列することは出来ません。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第37条第1項、第36条の9	対応不可	一般用医薬品については、需要者の選択により使用されるものであることから、不適切な使用による重篤な健康被害等の発生を可能な限り防止するため、販売・授与の際に、リスク区分に応じた薬剤師・登録販売者による一定の関与を義務付けています。 このため、実店舗又はインターネット販売の別を問わず、店舗において適切に保管・管理されている医薬品を、当該店舗に勤務する薬剤師・登録販売者が、必要な情報提供等を行った上で販売・授与する仕組みを講じているものであり、七提案の内容を認めるとは困難です。 なお、提案理由に記載されている「(医薬従事者の管理・指導の下での)一般従事者による対面での販売・授与」は、現行の医薬品医療機器法においては認められていません。	
270331046	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	指定第二類医薬品の陳列に際しての距離基準の緩和	指定第二類医薬品を情報提供設備から7メートル以内に陳列しなければならないとの条件の緩和を要する。 【提案理由】指定第二類医薬品を情報提供設備から7メートル以内に陳列しなければならないとの条件の緩和を要する。 【提案理由】現在、指定第二類医薬品を陳列する場合、情報提供設備から7メートル以内に陳列しなくてはならず、当該医薬品の陳列量が制限されるのみならず、情報提供設備周辺の通路面積を縮小せざるを得ないことで顧客の利便性を損なうことがある。 顧客の安全確保の観点からは、一度に7メートル以内に陳列すること合理的根拠に乏しく、店舗の柔軟なレイアウトを制限することにより、かえって薬剤師や登録販売士の目が届きにくくなることもありうる。むしろ、レイアウトを工夫したり、情報提供設備を大型化するなど、顧客が相談しやすい環境を作ることが顧客の安全確保上重要であると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	指定第二類医薬品を陳列する場合には、情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列することとしている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第218条の4第2号	対応不可	指定第二類医薬品は第二類医薬品のうち、使用に当たって特別の注意を要するものであり、安全使用の観点から、販売時に情報提供を行う機会をより確保できよう、薬剤師や登録販売者の目が届きやすいよう設けている規定です。	
270331047	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	一般用医薬品の区分による陳列規則の緩和	第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させて陳列することを可能とすべきである。 【提案理由】現在、一般用医薬品の安全使用の観点から、リスク分類別の陳列が徹底されており、シリーズ化された商品であっても、シリーズ毎に陳列することができない。いずれの薬品、シリーズ化された商品を使用している消費者にとっても不便な状況が生じている。 医薬品毎に当該商品が属する区分を明記することが義務付けられていることから、あえてリスク分類別に陳列しなくても消費者の安全性確保は可能であると考えられる。 要望が実現することにより、陳列の自由度が増し、消費者が目的とした商品を探しやすくなり、医薬品の適正使用の一助となると考える。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	一般用医薬品は、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように陳列することとしている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第218条の4第3号	事実承認	同じリスク分類の中で有効成分の異なる製品を混同することのないよう、安全使用の観点からリスク分類別に陳列することを求めているが、リスク分類毎に陳列している場合は、同一又は類似の薬効等のシリーズごとに陳列することは支障ありません。	
270331048	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	石綿建材を使用した建築物等の解体工事に係る届出の合理化	石綿障害予防規則に基づく届出と大気汚染防止法に基づく届出に関する統一様式を策定し、同様式に則った届出を共通(またはどちらか)の窓口へ提出すれば足りることをすべきである。 【提案理由】建築物等の解体工事時には、石綿障害予防規則に基づく届出を労働基準監督署、大気汚染防止法に基づく届出を地方自治体に提出することが求められる。いずれの届出においても、工事の場所や期間、作業者の氏名や所在地等を記載することが求められており、類似の内容について複数の行政機関に届け出なければならないこととなっている。 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(平成25年2月20日、中環審第704号)」では「関係する各制度が連動して働く仕組みとすることが望まれる。具体的には、都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう、関係各省で連動して都道府県等に要請することが有効と考えられる」と指摘されている。 こうした指摘も踏まえ、両法令を満たす統一様式を定め、共通の窓口へ提出することで足りることをすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 環境省	労働安全衛生法第88条第3項の規定により、事業者は、建設業に属する事業の仕事で一定のもの(耐火建築物等、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事等)を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日14日前までに所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。 また、石綿障害予防規則第5条の規定により、事業者は、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業や、石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、所定の様式による届出書に当該作業に係る建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄の労働基準監督署長に届出をしなければならないこととされています。(ただし、労働安全衛生法第88条第3項の規定による届出をする場合には、適用されません。) 一方、大気汚染防止法第18条の15の規定により、特定粉じん排出等作業(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業)を行う建設工事の発注者又は自主施工工事は、所定の様式による届出書により、作業の方法等当該作業の開始の日14日前までに都道府県等に届出をしなければならないこととされています。 平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者が、解体等工事の施工者から工事の発注者又は自主施工工事に変更されました。	労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法	対応不可	労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は労働者の石綿ばく露防止を、大気汚染防止法に基づく届出は一般大気環境への石綿飛散防止をその趣旨としており、届出様式についても、各法令の趣旨に則ってそれぞれ確認すべき必要最低限の情報の範囲が異なるため、様式を統一することは困難です。 また、届出の窓口についても、単に受理するのみではなく、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出は労働者の石綿ばく露防止の観点から労働基準監督署が、また、大気汚染防止法に基づく届出は一般大気環境への石綿飛散防止の観点から自治体環境部局が、それぞれ適切な対策が計画されているか確認し、不十分な場合には必要な指導を行うものであり、審査を行う主体や審査の内容も異なります。したがって、共通はいずれかの窓口のみにおいて一括して受理することも困難です。 なお、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出の義務対象者が工事を施工する事業者である一方、平成26年6月1日から施行された改正大気汚染防止法により大気汚染防止法に基づく届出の義務対象者は主に解体等工事の発注者に変更されており、多くの場合、2つの届出は異なる義務対象者によって行われるものです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270331049	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大および手続きの簡素化	労基法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」とされている対象業務、かつ厚生労働省告示353号で「常態として」対象業務に就くとされている対象労働者の制限を見直し、労使委員会で決議することを要件として、対象業務や対象労働者の範囲を大幅に拡大するとともに、個人同意も不要とすべきである。届出については、企業内の各事業場における労使委員会の決議が同一内容であれば、企業単位での一括届出を認めることとすべきである。また、労働基準監督署長への6カ月以内1回の定期報告は廃止しないし簡素化すべきである。 【提案理由】経済のグローバル化や産業構造の変化が急速に進む中、企業における業務は高度化・複合化してきている。現行の対象業務および対象労働者の範囲は、企業の業務実態と乖離しており、円滑な制度の導入・運用を困難なものとしている。個別企業における集団的労使自治を尊重し、労使が企業実態に適する形で対象業務・労働者の範囲を決定できるとすべきである。また、対象者への個人同意要件についても、同意者と不同意者が混在する場合に管理が難しくなるため、不要とすべきである。同制度を導入、運用する場合、企業実態の実態としては労使委員会の決議の内容は企業内で統一したものとするのが一般的であるため、本社一括での届出を認めべきである。また、現行、同制度の運用は労使委員会の決議に基づいており、対象者の健康確保措置については労使で不断のチェックをしているため、報告義務を軽減しても適正な運用ができる。上記の対応により、業務実態に応じた柔軟な働き方の選択幅が広がる。さらに労働者自身が能力の最大発揮を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法 労働基準法施行規則	その他	6ヶ月後の報告を除く定期報告の廃止等が盛り込まれた「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出しました。ただし、報告については、当該事業場の対象労働者の労働時間の状況や健康確保措置の実施状況等を事業場ごとに具体的に記載し届け出る必要があるため、本社一括とするのは困難であると考えられています。	
270331050	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	フレックスタイム制の見直し	週休2日で1カ月単位のフレックスタイム制を運用する場合、1カ月の法定労働時間の枠は、週40時間を基準として暦日数から逆算した時間ではなく、週休日を除いた所定就業日数に1日8時間の法定労働時間を乗じて計算する方式に変更すべきである。また、業務の繁忙に応じて労働者がより柔軟に労働時間を設定することでワークライフバランスを定めることができるよう、現在1カ月以内とされている清算期間をより長く設定できるようにすべきである。 【提案理由】1カ月単位のフレックスタイム制を週休2日で運用する場合、暦日数や曜日の巡りによっては、法定労働時間数(1日8時間/1週40時間)に基づいて勤務したとしても、一定時間を時間外労働として扱わなければならない月が発生する。こうした状況を回避するため、平成9年3月31日・基発第220号(通達)により、「週休2日で、かつ、29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えず、各日の労働時間が概ね8時間以下等という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない」とこととされているが、通達が定める「全労働日にわたり労働時間が概ね8時間以内」という要件は曖昧である。また、フレックスタイム制の下では使用者が概ね8時間以下で働くよう指示することができないため、仮に清算期間内における労働時間が同じであっても、29日を起算日とする働き方次第では時間外が発生する労働者と発生しない労働者が出てくることと適切ではない。また、現在1カ月以内とされている清算期間についても、各企業の事業実態や労働者個人の事情に応じて、より長い清算期間の中で労働時間を調整することができれば、さらに柔軟な働き方を可能にし、労働者個人のワークライフバランスにも寄与する。本来、フレックスタイム制は、実労働時間の削減、通勤時の混雑回避、育児期社員への支援に資するものであるが、上記の制約が運用を煩雑なものにし、制度の導入・運用を阻害する要因となっている。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法	対応	フレックスタイム制における完全週休2日制の下での法定労働時間の計算方法の見直しや清算期間の上限を最長3か月へ延長することが盛り込まれた「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出しました。	
270331051	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	変形労働時間制に係る天災時のカレンダーの変更	台風や大雪等の天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがある。1カ月単位および1年単位の変形労働時間制を導入している場合について、このような天災を事由とする場合に限り、変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として代替日未決定の労働日の振替を認めることとすべきである。 【提案理由】1カ月単位および1年単位の変形労働時間制の場合、労働時間を特定した後ににおける労働日の変更は、一定条件の下で認められているが、労働日の振替は代替の出動日が決まっていない状況では認められていない。しかし、天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがあり、こうした天災による稼働停止は不可抗力というに等しい。そこで天災を事由とする場合に限り、あらかじめ変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として、代替日未決定の労働日の変更(非労働日の法定)を認めることとすべきである。法制上、労働者保護とともに企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりがちな。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法 労働基準法第32条の4第1項	対応不可	使用者に一方的な振替権限を与える形への要件緩和は、対象期間中の業務の繁忙に計画の対応するための制度である変形労働時間制の趣旨に反することとなることから、現行の制度運用の変更にも慎重な対応が必要であると考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270331052	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	休憩時間の一斉付与と規制撤廃	休憩時間の一斉付与と規制撤廃を行い、労使協定の締結がなくても休憩時間を自由に付与できるようにすべきである。 【提案理由】 休憩時間については、1999年に適用除外許可が廃止され、労使協定の締結により適用除外が認められるようになったが、事業場ごとに一斉に休憩を付与することが原則となっている。過去においては、労働集約型産業が中心であり、休憩を一斉に付与することに意義があったと考えられるが、個人志向・働き方が多様化していると共に、情報通信技術の進化により、時間や場所にかかわらず働くことが可能(在宅勤務等)となってきた。労務管理の個別化が進み、自ら自律的に働くことを希望する労働者がいる中で、労働者の主体的な労働時間の配分に制約を課すことから、一律・機械的な休憩の付与はその意義を失っていると考える。また、在宅勤務を含めた多様な働き方の増加等を踏まえ、休憩の一斉付与の義務付け自体を撤廃すべきと考える。一斉付与の撤廃は、今後の労働人口の減少を見据え、業務の効率化や多様な働き方を可能とするインフラ整備につながり、日本における各企業の生産性向上・競争力強化につながるものと考えられるため、規制撤廃を行い、労使協定の締結がなくても休憩時間が自由に付与できるようにすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	対応不可	対応不可	一般的な労働者は個人単位における交渉力が弱く、使用者が個別の関係において一方的に労働者に不利な時間に休憩を与える等の濫用をさけるため、現行の制度適用の変更には慎重な対応が必要であると考える。		
270331053	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	就業規則による労働条件の不利益変更法理の規制見直し	過半数労働組合との合意または過半数組合がない場合には労使委員会の労使決議等を条件に、変更後の就業規則の合理性を推定することを労働契約法に明文化すべきである。 【提案理由】 企業が人事・賃金制度を見直すために就業規則を変更する際、その合理性の判断は裁判所に委ねられているが、裁判所の判断を予測することは極めて困難である。もとより、何が合理的であるかは労働者の感じ方によって変わりうる点であり、企業労使が話し合いながら、多様な労働者の利害調整を進め、理解を得て合意することこそが労働者の公平な処遇確保にも有効である。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働契約法	対応不可	労働契約法第10条本文は、確立された判例法理に沿って、就業規則の変更が合理的なものであるか否かを判断するにあたっての考慮要素として「労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況」を明示したものである。具体的には、就業規則の変更が合理的であるか否かについては、最終的には、司法判断がなされますが、その是非については、労働組合等との交渉の状況のみならず、就業規則の変更に係る諸事情が総合的に考慮されるべきものです。したがって、ご提案の内容のみをもって変更後の就業規則の合理性を担保することは困難です。		
270331054	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	36協定の特別条項に関する基準の柔軟な運用	36協定の特別条項に関する、労働基準監督署において、特別延長時間の上限、一時的・突発的な事情、健康確保措置の実施状況等を総合的に判断し、認定された場合には「全体として1年の半分を超えない」という要件について柔軟な運用がなされるべきである。 【提案理由】 36協定に定める限度時間を超えて労働時間を延長することができる「特別の事情」については、平成15年10月22日基発1022003号において、「一時的又は突発的な期間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれる臨時なものに限る」と通達で示されている。 しかし近年、企業が世界規模でサプライチェーンの構築を進めるなか、他国の政治社会情勢や自然災害等により、日本国内の事業場における生産を大幅に調整しなければならない事態が発生している。このような場合、状況によっては期間外労働時間を一定期間継続的に延長しなければならないこととなるが、上記の基準により適切な生産活動を行うことが困難となる場合がある。 昨今の先が見通しにくい事業環境のなかで、わが国内での雇用を維持するためにも、国内に拠点を留めさせることは必要不可欠であり、特段の事情が生じた際には柔軟に対応すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法	対応不可	労働基準法第36条に基づき(大臣告示により)月45時間等の期間外労働の限度時間が定められています。ただし、あらかじめ限度時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、限度時間を超えて労働をしなければならぬ特別の事情(臨時的なものに限る。)が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者において定める手続を経て、限度時間を超える一定の期間まで労働時間を延長することができる旨及び限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率を定める場合は、限度時間を超えて延長時間を定めることができるとされています。		
270331055	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	労働契約申込みみなし制度の廃止	労働契約申込みみなし制度を廃止すべきである。 【提案理由】 労働契約申込みみなし制度は、違法派遣の下で就業していた派遣労働者を保護するため、2012年の法改正により導入された制度であり、2015年10月1日からの施行が予定されている。同制度は、採用の自由、労働契約の合意原則の観点から根本的な問題を抱えているだけでなく、違法類型の一つである偽装請負については、ケースが多様であり、該当するかどうかについて予見可能性が低いという点で大きな問題を抱えている。 また、特に期間制限違反や偽装請負があった場合に、労働契約を申し込んだものとみなすことは、ペナルティとして過重である。 さらに、派遣契約期間の長さに関わらず、みなし効が1年と画一的に定められており合理性に欠けるとともに、実態にそぐわない規定となっている。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6(平成27年10月1日施行)	対応不可	労働契約申込みみなし制度については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであり、現在、平成27年10月1日の施行に向け、準備を進めているところです。		
270331056	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し	派遣元事業主の関係派遣先に対する、労働者派遣の割合に関する制限(8割)の見直しを行うべきである。 【提案理由】 労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならないとしている。 しかし、グループ企業内の派遣事業者であるが故に、派遣先の経営実態や組織事情を熟知し、高度な就労マッチングや就労状況の詳細な把握を可能となるほか、グループの福利厚生施策の利用がしやすいなど、派遣労働者にとってのメリットの大きさを考慮すべきである。 また、この規制により、グループ全体で抱える専門知識を有した人材を、一時的にせよ派遣として受け入れる形で活用することが困難になっていることは問題である。とりわけ技術者については、一定の企業グループの下でトレーニングやOJT等をを行い、様々な場で経験を積むことが、企業においてスキルアップを図るよりも効果的である場合が多く、こうした規程の存在は、労働者の技能の向上を妨げるだけでなく、企業の競争力低下を招く恐れがあるという問題もある。 さらに、いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが困難である。 「100分の80」という数字の根拠が薄弱であることに加え、連結決算を採用しているか否か、採用しているとした場合の会計基準を採用しているかによって「関係派遣先」の範囲が異なるといった問題を抱えている点も踏まえ、抜本的に見直す必要がある。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2	検討に着手	グループ企業内の派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところである。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331057	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	一年以内に離職した労働者の派遣労働者としての受入れ禁止の見直し	離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止(法第40条の6)については、適用対象を解雇された者に限定するか、少なくとも自己都合退職や短期雇用の場合は除くべきである。 【提案理由】労働者派遣の役務の提供を受けようとする派遣先は、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該派遣先を離職したものであるときは、当該離職の日から起算して1年を経過する日までの間は、当該派遣労働者(例外を除く)に係る労働者派遣の役務を受けなければならないとされている。また、派遣元事業主に對しては、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたらば上記の規定に抵触することとなる。しかし、現行規定には、60歳以上の定年退職者以外に例外規定が置かれていないため、1日しか働いていない場合でも規制の対象となる。全国に複数の事業所を有する企業では、こうした短期就労者を含めた全ての離職した労働者の管理は困難である。さらに、補償の事項により短期に離職した労働者に十分な給付が、派遣という形で、派遣元の会社に帰属できる場合であっても、離職後1年間はその就業機会を失われるため、労働者にとっても不合理な状況を生み出している。 以上のことから、適用対象を解雇された者に限定するか、少なくとも自己都合退職や短期雇用の場合は除くなど、例外を増やすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4、第40条の6	検討に着手	離職後1年の労働者についての労働者派遣の禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところである。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。 これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	
270331058	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	日雇派遣の原則禁止の廃止	日雇派遣の原則禁止を廃止すべきである。 【提案理由】労働者派遣法は、日雇労働者(日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者)については、当該労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合は雇用の機会が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合に政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないとしている。 しかし、臨時的・一時的な業務のマッチングが存在意義の一となっている派遣制度にあって、その典型ともいえる日雇派遣を原則禁止とするとは、制度上整合的ではない。 また、原則禁止の一方で置かれた例外規定に収入要件に関するものがあるが、その水準の相違は顕著である。さらに、監督者の収入を要件とする規定については、その収入の開示を求めることにはプライバシー保護との関係で問題があり、派遣元の担当者に家計状況を明かすことに抵抗感を持つ労働者は多い。 加えて、学生についてはいわゆる登壇学生に限り例外扱いとなっており、学校法人の認可を受けていない専門学校等が除外されるといった不合理が生じているとともに、働ながら夜間の課程に通うなど、就学に関する二重の多様化に対応することが困難となっている。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、その業務を迅速かつ確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験が必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合、雇用の機会が確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。	検討に着手	日雇派遣の原則禁止については、平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。	
270331059	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	福祉用具専門相談員の常勤換算方法における特例的取扱が可能なことの周知	新潟県では、指定特定福祉用具販売事業所における福祉用具専門相談員の常勤換算方法について、福祉用具専門相談業務に係る時間と、その他の業務に係る時間を明確に分けず、双方の勤務時間を、常勤換算の時間に算入しても差し支えない取扱が可能であることを認めている。 国は、同様の取扱が全国で可能であることを、各都道府県に周知すべきである。 【提案理由】福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とされている。これは当該事業所の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法により求められる。この場合の勤務延長時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、且つ、勤務表と、当該事業所に係るサービスの提供に従事する時間または当該事業所に係るサービスの提供のために準備等を行う時間として明確に位置づけられている時間の合計数である。 指定特定福祉用具の販売においては、他の介護保険サービスと異なり、福祉用具の販売のみが主な対応となり、相談員以外の業務を兼務することにより、必ずしもサービスの提供に支障が生じるとは言い切れないと考えられる。 こうした現状に鑑み、新潟県においては、福祉用具専門相談業務に支障がない場合限り、福祉用具専門相談業務に係る時間と、その他の業務に係る時間を明確に分けず、双方の勤務時間を、常勤換算の時間に算入しても差し支えない取扱が可能であることを認めている。 今後、ますます当該事業の需要が高まることを踏まえ、新潟県と同様の取扱を他の都道府県でも認めていくべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	指定特定福祉用具販売事業を行う場合、当該事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)以下、「指定基準」といふ。)第208条第1項により、常勤換算方法で2以上とされています。 「常勤換算方法」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(厚生省老人保健福祉局企画課長通知平成11年9月17日老企第25号)第二の2の(1)により、当該事業所の従業者の勤務時間延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数に換算する方法とされています。 また、「勤務時間延長時間数」とは(2)により、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間として明確に位置づけられている時間の合計数とされています。 さらに、指定基準第101条第1項では、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならないとされています。	事実誤認	指定特定福祉用具販売事業所の人員基準については、常勤換算方法で2以上としています。が、これは指定特定福祉用具販売事業所の勤務時間として勤務表上明確に位置付け、当該事業所の人員基準の勤務時間に算入している福祉用具専門相談員が、当該業務に支障のない範囲において当該業務以外の業務を行うことまでを妨げるものではありません。	
270331060	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	任意継続被保険者・特例退職被保険者の健康保険料の特別徴収方法について、厚生年金から特別徴収を実施	厚生年金受給者である健康保険組合の任意継続被保険者・特例退職被保険者について、厚生年金から健康保険料が特別徴収できるとすべきである。 【提案理由】現状では、健康保険組合の任意継続被保険者の特例退職被保険者の健康保険料については、納付書による納付または口座振替による納付となっている。 介護保険料については、厚生年金からの特別徴収を実施していることから、健康保険料についても同様の対応をすべきである。 特別徴収が認められれば、厚生年金受給者である加入者の金融機関から納付する手間を省くとともに、収納関係経費を抑えて、確実な収納を行うことが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険法第164条、第166条、附則第3条第6項 健康保険法施行規則第138条	対応不可	任意継続被保険者及び特例退職被保険者の保険料については、自らが事業主負担分も含めて、事業主を介して保険料を任意で納付する仕組みとなっており、本人に支給される厚生年金を第三者が天引きすることは、年金が一身専属性のある給付であることを踏まえたと適切とは言えません。 また、保険料については毎月10日までに納付するよう健康保険法第164条第1項に規定されています。しかしながら、年金の支払日は毎月15日とされており、また納付期日は厚生年金の第四種被保険者と同一の納付期日となるよう規定されたものです。これらのことから厚生年金より健康保険料の特別徴収を行うことは困難であると考えられます。	
270331061	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	任意継続被保険者・特例退職被保険者の健康保険料の前納(支払)期間の追加	厚生年金支給月に健康保険料を2か月分(翌月分、翌々月分)纏めて納付することを可能とすべきである。 【提案理由】現状では、保険料の前納期間は4月～翌年3月の一年分又は、4月～9月・10月～翌年3月の半年分の支払となっている。 そこで、厚生年金の支給と同時タイミングで、2か月分の保険料を前納できるようにすれば、納付遅れや納付遅延を防止するとともに、加入者の納付手続きの軽減が図れる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険法第165条 健康保険法施行令第48条、第52条 健康保険法施行規則第139条	対応不可	任意継続被保険者及び特例退職被保険者の保険料の前納については、4月から9月まで若しくは10月から翌年3月までの6月間又は4月から翌年3月までの12月間を単位として行っております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331062	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	診療放射線技師の検査機器使用時の医師の立会いの不要化	診療放射線技師が取扱い可能な検査機器(胸部エックス線、マンモグラフィ、コンピュータ断層撮影装置、画像診断装置等)については、医師の立会いを不要とすべきである。 【提案理由】診療放射線技師は、原則として、医師又は歯科医師の立会いの下においてのみ、エックス線の照射が認められている。ただし、診療放射線技師法の改正(2014年6月25日)によって、病院または診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査のために100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合には、医師または歯科医師の立会いがなくても実施できることとなった。 胸部エックス線検査と同様に、胃腸エックス線、マンモグラフィ、コンピュータ断層撮影装置や画像診断装置等を用いた検査においても、現状、診療放射線技師が的確に運用しており、医師立会いがなくても運用し十分な安全配慮がなされている。 医療費抑制の観点から予防医療の拡大は喫緊の課題である。受診者の利便性を考慮した巡回健診は予防医療の要となる。巡回健診時に診療放射線技師の取扱いが認められている検査機器を利用し、法定外健診の選択肢を増やしていくことは、受診者の健康維持、さらには医療費抑制につながるものと考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	診療放射線技師法第26条第2項では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないものとされている。 この例外として、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下、一定の強度のエックス線を照射するときであれば、従来、病院又は診療所以外の場所であっても業務を行うことができるようになっていたが、これに加え、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエックス線を照射するときは、医師又は歯科医師の立会いも求めないこととする法律改正を行い、平成26年6月25日から施行されている。	診療放射線技師法第26条第2項	対応不可	平成25年度に実施した厚生労働特別研究事業の調査研究により、診療放射線技師が、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために、一定の強度のエックス線を照射することについては、医師又は歯科医師の立会いがなくても安全性の担保が十分に可能であると確認されたため、法律改正を行ったところである。 胸部エックス線検査、マンモグラフィ検査、コンピュータ断層撮影装置を用いた検査については、診療放射線技師が医師又は歯科医師の立会いなしに行う方法や、そのときの安全性が確認できていないため、現時点对応することはできません。
270331063	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	保険料の前納に係る割引率の引下げ	前納における割引率について、年率4%という足もとの金利情勢から大幅に乖離した現在の規定を見直し、実効レートと整合的なレートとすべきである。 【提案理由】現行法令で定められている前納に係る割引率は年率4%と、現在の金利情勢から大幅に乖離しており、健康保険組合の財政に大きな悪影響を及ぼしている。割引率を現在の金利情勢と整合的なレートに見直すことで、全健保組合で少なからず収支改善が図れるものと思われる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	任意継続被保険者及び特例退職被保険者の保険料の前納を行う際の控除額(割引率)については、各月の保険料の額を年四分の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額となっております。	健康保険法施行令第49条、第52条	対応不可	任意継続被保険者及び特例退職被保険者の保険料の前納を行う際の控除額については、複利現価法による計算のため実質の年率は1%弱程度となっております。そのため、現行の控除額をこれ以上引き下げるとは前納のメリットが非常に少なくなり、本来の主旨である保険料の確実な納付が難しくなります。 また、同じ社会保険制度である国民年金保険料及び第四種被保険者の厚生年金保険料の前納を行う際の控除額と同一の控除額を適用していることから、健康保険料の控除額のみを引き下げるとは適当ではないと考えられます。
270331064	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	特例退職被保険者の標準報酬月額決定方法の柔軟化	特例退職被保険者の標準報酬月額の決定方法について、保険者独自で決定できるように柔軟化すべきである。 【提案理由】現状では、健康保険法において、特例退職被保険者の標準報酬月額は現役被保険者の平均標準報酬月額の2分の1と定められている。そのため、高齢者医療費の負担が増加する中、給付に相当する保険料にはなっておらず、現役世代にとって大きな負担となっており、健康保険組合の財政にも悪影響を及ぼしている。 特例退職被保険者の標準報酬月額の決定方法を柔軟化すれば、現役世代との公平性の確保に資するほか、健保組合の財政も改善する。仮に全ての特定健康保険組合が、特例退職被保険者の標準報酬月額を現役世代の平均と同額と同額、全体で大幅な財政改善につながるものと思われる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	特例退職被保険者の標準報酬月額の算定方法については、当該組合の前年の九月三十日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額と、前年の全被保険者の標準額とを平均した額の十二分の一に相当する額との合算額の二分之一に相当する額の範囲内において現行で定められた額となっております。	健康保険法附則第3条第4項	検討に着手	特定健康保険組合について、平成27年1月9日開催の第85回社会保険審議会医療保険部会において公表したとおり、弾力的な運営を可能とするため、特例退職被保険者の標準報酬月額の算定方法については、保険者の裁量を拡大する方向で見直しを行うこととしており、平成27年通常国会の次期医療保険制度改革において、具体的な内容及び実施時期について現在検討しております。
270331065	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	指定医薬部外品の機能性表示規制の見直し	日本再興戦略がいわゆる健康食品等加工食品の機能性表示を目指しているように、指定医薬部外品の機能性表示も認めるべきである。 【提案理由】薬事法より、指定医薬部外品の製造販売にあたり記載できる機能・効果は規制されている。他方で、政府は、日本再興戦略において、いわゆる健康食品等加工食品の機能性を表示できる方策について検討するとしている。 加工食品の機能性表示が認められる一方で、それらと同様に一般店舗で販売される指定医薬部外品については機能性表示が認められないことは、国民の適切な商品選択を妨げ、市場競争を歪めるおそれがある。 指定医薬部外品の機能性表示は、国民が適切な商品選択を通じてセルフメディケーションを図ることに資する。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	数種の成分からなる医薬部外品について、その個々の成分についての効能効果等の説明を行う場合及び医薬品等の作用機序を説明する場合には、医学薬学上認められており、かつ、その医薬部外品等の承認されている効能効果等の範囲を超えない場合に限り差し支えありません。	都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成6年厚生省告示第194号) 新指定医薬部外品の製造(輸入)承認基準等について(平成11年3月12日付医薬発第283号)	検討に着手	新指定医薬部外品のうち、「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」で規定される「効能・効果」について、製品を使用する目的やその特徴等がわかりやすい表現・表示となるよう「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」の見直しについて、業界とともに検討してまいります。
270331066	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	医療用医薬品を一般用医薬品として販売(スイッチOTC)するための臨床試験の見直し	医療用医薬品を一般用医薬品として販売(スイッチOTC)するために求められる臨床試験について、医療用医薬品として承認を得る際に用いられた臨床試験成績や市販後調査成績等を用いることも容認すべきである。 【提案理由】薬事法より、医療用医薬品を一般用医薬品として販売(スイッチOTC)するためには、安全性や有効性等についての臨床試験を行ったうえで厚生労働大臣の承認を得る必要がある。具体的には、5力以上150例以上の臨床試験成績を求められ(厚生労働省医薬食品局長通知医薬発第102001号および厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡)、企業にとって負担となっている。 新たに5力以上150例以上の臨床試験を実施しなくとも、欧米のように、医療用医薬品として承認を得る際に用いられた臨床試験成績や市販後調査成績等を一般医薬品としての使用態様を踏まえて勘案することにより、一般医薬品としての販売が妥当かどうかを確認することは可能である。 スイッチOTCが進めば、国民のセルフメディケーション促進に資する。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	医療用医薬品を一般用医薬品として販売(スイッチOTC)については、医療用医薬品として承認申請に際しては、医療用医薬品としての承認申請データ・再審査結果等の活用を認めてまいります。	医薬品医療機器法第14条第3項 医薬品医療機器法施行規則第40条	事実誤認	いわゆるスイッチOTCの承認申請に際しては、医療用医薬品としての承認申請データ・再審査結果等の活用を認めてまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331067	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	医療機器の製造業者が自ら製造する医療機器を修理する場合、製造する製造所と修理する事業所が物理的に異なっている場合、製造の責任者の傘下で修理が行われるよう社内体制を構築する等の措置が講じられる際には、修理業の許可を不要とするべきである。 【提案理由】薬事法第40条の2の第1項および薬事法施行令第80条第2項より、医療機器の修理業を行うためには都道府県知事より許可を得なければならないが、薬事法施行令第56条より、医療機器の製造業者が自ら製造をする医療機器を修理する場合は修理業の許可は不要とされている。 しかし、実際には、医療機器の製造業者が自ら製造をする医療機器を修理する場合であっても、製造と修理事業所が物理的に異なる場合には、都道府県より、修理事業所と修理業の許可を取得するように求められている。修理事業所を設ける度に都道府県の許可を取得することは、医療機器の迅速な修理の支障となる。 同一法人内で製造と修理の両方を行う際に、製造の責任者の傘下で修理が実施され、かつ、技術情報が円滑に共有されるようされる社内体制を構築する等の措置を講ずることにより、製造と修理事業所が物理的に異なっている場合、医療機器の修理の質を確保することは可能である。修理業の許可取得が不要となれば、医療機器の利用者の近くで修理事業所を設けることが容易になり、かつ、迅速・丁寧に修理を行うことができるようになる。	(一)日本経済団体連合会	厚生労働省	医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第56条において、医療機器の製造業者が自ら製造(設計又は最終製品の保管のみを行うものを除く。)する医療機器を修理する場合には、修理業の許可等の規定は適用しないこととしている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2の第1項、第2項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第56条、第80条第2項	対応不可	業として医療機器の修理を行うにあたっては、医療機器の修理を行うために必要な設備や、修理を行った医療機器を衛生的かつ安全に保管するために必要な設備を有しているかどうか等について確認を受ける必要があるため、修理をしようとする事業所ごとに許可を受けなければならないこととされています。 したがって、同一法人が医療機器の製造と修理を行う場合であっても、製造を行う製造所と修理を行う事業所が異なる場合には、修理を行う事業所が必要な設備を有するかどうか確認できず、保健衛生上支障を生ずるおそれがあるため、修理を行う事業所に対して当該特例を適用することは困難です。	
270331068	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	指定管理医療機器の製造販売の認証基準である「厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」別表の基本要件適合性チェックリストおよびJIS規格への適合が求められる。 【提案理由】薬事法第23条の2第1項より、指定管理医療機器の製造販売を行うためには登録認証機関による認証を受けなければならない。同認証を取得するためには、「厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」別表の基本要件適合性チェックリストおよびJIS規格への適合が求められる。 しかし、認証機関によって、両基準の解釈(特定の安全性試験の要否、必要とする試験の種類・手順等)が異なる場合があり、認証を取得するうえで負担となっている。 「厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」別表の基本要件適合性チェックリストおよびJIS規格の要求が明確になれば、企業はスムーズに医療機器の認証取得・製造販売を行うことが可能となる。その結果、医療機器の医療現場への迅速な提供やわが国の医療機器の競争力向上が期待される。	(一)日本経済団体連合会	厚生労働省	薬事法改正(平成25年11月25日)により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(厚生労働省告示第112号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条第3項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準(厚生労働省告示第122号)の両告示も改正されたこと。改正前の両告示においても、JIS規格や国際規格を基準として定め、その基準の適合に関して基本要件適合性チェックリストを積極的に活用するなど、必要な整備は既にしている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(厚生労働省告示第112号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条第3項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準(厚生労働省告示第122号)	現行制度下で対応可能	両基準の解釈については、認証機関の審査員の基準に対する理解力も影響することが考えられます。薬事法改正により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の10に規定する登録認証機関の業務規程を認可可とし、基準適合性認証の業務の範囲に応じた審査員の資格要件や審査員の能力の維持管理の方法を新たに含め、登録認証機関の審査員の能力向上を義務づけました。また、全登録認証機関が参加する協議会の中でも基準の考え方の統一化を図るための情報の共有化を既に実施しています。	
270331069	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	医療用医薬品の製造販売承認申請に係る手数料の納付方法の見直し 【提案理由】薬事法関係手数料規則第1条より、医療用医薬品の製造販売承認申請の手数料等の薬事法関係の国に対する手数料は、申請書に収入印紙をはって納付しなければならない。 したがって、申請者は、申請前に郵便局等に(場合によっては多額の)現金を持参し、収入印紙を購入する必要があり、申請者にとって手間となっている。また、収入印紙を破損した場合には交換を認められないことも申請者にとって問題となっている。 医療用医薬品の製造販売承認申請に係る手数料の納付方法について、銀行振り込みも容認されれば、申請者のみならず、行政窓口の負担も軽減される。	(一)日本経済団体連合会	厚生労働省	医薬品医療機器法関係手数料規則第1条第1項に基づき、医薬品の製造販売承認申請を行う場合は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って申請する必要があります。	医薬品医療機器法関係手数料規則第1条第1項	対応不可	国の歳入については、法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっている債権を除き、会計法及び国の債権の管理等に関する法律に基づき、債権者に対する納入告知や債務者の住所、金額、履行期限等の調査や帳簿への記録等を行うこととされています。 収入印紙の貼付より許可等の申請と同時に納付が完了する仕組みではなく、銀行振込みを行うこととすると、上記のようなより煩雑な手続きが行政窓口において必要となります。医療用医薬品の承認申請は、医薬品医療機器法第14条第11項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出することとなっており、申請の受理に伴う国の債権発生については、債権法に基づく管理等は特に困難と考えられます。また、債権回収率のリスクがあることから、適切な審査業務運営の観点からも収入印紙による取扱いが必要であり、	
270331070	26年10月14日	27年1月29日	27年3月31日	乳等の容器をガラスやポリエチレン等に関する規制を見直すべきである。 【提案理由】乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の別表の四(二)より、乳等の容器は、ガラス瓶、合成樹脂製容器(ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ナイロン、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート)、合成樹脂加工紙製容器等に制限されている。 現在、同省令の制定時に規定されなかった新たな素材が開発されている。例えば、近年開発されたPEN樹脂(ポリエチレン・ナフタレート樹脂)は、ガラスやポリエチレン等と同様に耐久性、耐水性、耐油性等の長所を有するのみならず、耐熱性、耐薬品性、柔軟性(割れない)、軽量等の点においても優れている。こうした新たな素材が乳等容器素材として容認されれば、(リターナル)容器として利用され、省資源・省エネを促進しながら消費者の安全を確保することが可能となる。	(一)日本経済団体連合会	厚生労働省	食品衛生法第18条第1項に基づき定められた「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(以下「乳等省令」といふ。)において、乳等の容器包装の規格基準について規定されており、この規格基準に規定されていない容器については使用できません。 PEN樹脂については、この規格基準に規定されていないことから、乳等の容器包装に使用できません。この乳等省令を改正するためには、申請者等より安全性に関する資料等も提出した上で、これに基づき、内閣府食品安全委員会において健康影響評価を行うこととし、その結果を踏まえて薬事・食品衛生審議において審議を行い、乳等の容器包装としての使用を認められる必要があります。	食品衛生法第18条第1項	現行制度下で対応可能	厚生労働省に対して申請者等から安全性に関する資料等を提出いただければ、食品安全委員会における食品健康影響評価を行った上で必要な手続きを進めることが可能です。	
270331071	26年10月15日	27年1月29日	27年3月31日	農業生産法人として、農産物の生産だけでなく、福祉施設と連携した障がい者受け入れによる社会自立への貢献を、農福連携の事業として取り組み活動しているが、農業生産法人において、障がい者受け入れに力を入れようとする、直接雇用の場合にしか、国の支援が受けられない。この事に関して、農業においては、福祉サービス側のいわゆる施設外支援という制度にて委託契約などを農業側が負担して実施しているが、これに対しては農業側の自己負担が伴う。前期での作業研修や農繁分野での障がい者受け入れの際に、受け入れ農家に対して、福祉施設同様の訓練費給付の仕組みや農業生産法人にて、障がい者に農業を通じた自立訓練を実施する際の福祉サービスに準ずる許認可の制度があれば、農業の担い手不足に対して、障がい者の自立訓練・農業の担い手改善の活性化にも繋がるとはならないかと考える。	株式会社あすファーム松島	厚生労働省	指定障害福祉サービスは、事業所の所在地を所管する都道府県知事等から指定を受けて、サービスを提供した場合に訓練等給付費の給付対象となります。	障害者総合支援法	現行制度下で対応可能	就労継続支援B型等の事業は、就労の機会を提供を行うと同時に、障害の特性に応じた訓練及びその他必要な支援を行うことを目的とした社会福祉事業であり、訓練等給付費の給付対象となる指定障害福祉サービス事業者の指定に当たっては、福祉サービスの質の確保の観点から一定の基準を設けています。しかし、指定を受けることができない法人には制限をもうけないため、当該基準を満たす事業者であれば指定を受け訓練等給付費の支給を受けることは可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270331072	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	<p>【提案の具体的内容】 設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所、以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、「提案理由」に記載する(1)～(3)が認められている。(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所、以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)～(3)が認められている。 (1)特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額(繰越基準上の積立不足額)を基に計算する方法(2)非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法(3)特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法(ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能)(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。一方で、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額」>(2)により計算する額>特別掛金収入現価を基に計算する額となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることができない。より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味できないことは合理的ではない。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所、以下同じ。)が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所の事業主の掛金が増加する時は、当該設立事業所の事業主は、厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるもので算定した額を掛金として一括提出する必要があります。 厚生労働省令で定める計算方法のうち、特別掛金収入現価を基に計算する額と、非継続基準上の積立不足額を基に計算する額のうちいずれか大きい額とする方法とした場合において、の額の方が大きい場合は、繰越不足金等のその他の不足を加算することが可能となります。	厚生年金基金規則第32条の3の3第1項 確定給付企業年金法施行規則第88条の2第1項	検討を予定	厚生労働省令で定める計算方法のうち、特別掛金収入現価を基に計算する額と、非継続基準上の積立不足額を基に計算する額のうちいずれか大きい額とする方法とした場合において、繰越不足金等のその他の不足を加算することを可能とするよう、関係機関等との調整を踏まえ、検討する予定です。	
270331073	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下(1)(2)のいずれか低い率とされている。 (1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率 (2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率 (3)として「資格喪失時の(1)の率」を追加し、当該予定利率は(1)～(3)のいずれか低い率としていただきたい。(厚生年金基金の加算部分も同様)</p> <p>【提案理由】 資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しているため。 50歳:資格喪失し脱退一時金2号対象者となる。 60歳:老齢給付支給要件を満たす。老齢給付に代え一時金を取得する、という前提を考える。 また、下限予定利率<50歳時>2.0%、<60歳時>2.5%、資格喪失から老齢給付支給要件充足時までの措置利率:0%とし、60歳時点で財政計算を実施しているとする。 資格喪失時一時金:100万円(→2.0%ベースの年金現価)、老齢給付支給要件充足時一時金:100万円、資格喪失時設定の60歳以降給付年金額:10万円(換算率2.0%ベース) 60歳において一時金を取得する際に「DB規則第24条の3第1号イ」の率を算出すると、2.5%となる。このとき、年金額が10万円のままの場合、一時金が100万円のままでは、DB規則第24条の3第1号イおよびDB法施行令第23条の規定に抵触してしまう。(2.5%ベースでの年金現価<100万円のため)</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は、 (1)前回の財政計算基準日以降の最も低い下限予定利率。 (2)老齢給付金の支給開始要件を満たしたときにおける(1)の率のいずれか低い率となっています。	確定給付企業年金法施行規則第24条の3、厚生年金基金の設立規則について(平成元年3月29日企業発第23号・年数発第4号)第2 410(6)	検討に着手	繰り下げ後の一時金額が資格喪失時の一時金に相当する額以上の額を確保できるよう、関係機関との調整を踏まえた上で、予定利率の規制を緩和する方向で措置する予定です。	
270331074	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰り下げの申し出をすることができない。当該者について、支給の繰り下げを認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰り下げの申し出をすることができない。 一方で、上記該当者が老齢給付金の支給要件を満たした場合には老齢給付金を支給しなくてはならないとも考えられる。上記該当者が老齢給付金を希望する場合、繰り下げの申し出ができないため、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しえないままの状態(未請求状態)となるが、この間に時刻により脱退一時金が失効する場合もあり、同時に老齢給付金の受給権が失効する可能性もある。このような未請求状態は法令上規定されておらず不明確であるため、受給権保護の観点から明確化を要するもの。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	脱退一時金は、加入者が死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定められた脱退一時金の支給要件を満たすこととなったときに支給されます。 脱退一時金の支給要件を満たした人には「死亡したとき及び使用される事業所等が実施事業所でなくなったときは除きます」、事業主等に脱退一時金の全部または一部の支給の繰り下げの申し出をすることができると規約で定めることが出来ます。	確定給付企業年金法第27条第3項、第41条第4項	対応不可	実施事業所でなくなった者に係る確定給付企業年金側の管理コストや、支給額に据置利息が発生することなども勘案した上で、慎重な検討が必要であると考えます。	
270331075	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の移換について	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により、本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 DB制度の終了、解散と同時に企業型年金の資産管理機関へ移換する場合は、企業年金連合会への移換が認められているが、加入者によって、上記の一時に支払われる額は、一部制度が終了したことによる分配金として考えられ、各加入者に対し柔軟な選択肢を設定可能とする観点から、当該者についても移換可能としていただきたい。</p>	(一社)信託協会	厚生労働省	移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者に対しては、当該移換相当額を一時に支払うことができますが、当該一時金を企業年金連合会に移換することはできません。	確定給付企業年金法施行令第54条の2、厚生年金基金令第41条の4	検討に着手	希望する者に対しては、関係機関との調整を踏まえ、確定給付企業年金から企業型年金への移換相当額を企業年金連合会へ移換することを可能とする方向で関係機関と調整する予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331076	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する手続きについて(1)	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合(制度終了・解散の場合を除く。)(1)の同意手続きは、次の通りとなっている。 <確定給付企業年金法第82条の2第2項> (1)企業型年金移換対象者の1/2同意 (2)企業型年金移換対象者以外の1/2同意 要望内容 (2)の同意を不要としていただきたい。(厚生年金基金制度についても同様。) <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年12月26日付の確定給付企業年金法施行令の改正により、企業型年金への移換の際に、積立金のうち企業型年金への移換に係る部分と移換相当額の差額のみ一括拠出すればよいことに緩和された(従来は制度全体の不足を解消する必要があった)。 そもそも(2)の同意は、企業型年金へ移換する原資が移換対象者以外の者にも確保したうえで、企業型年金へ移換しないことについて行われると考えられ、本施行令の改正により企業型年金移換対象者以外の者は、企業型年金へ移換する原資が確保されていない状態(積立不足がある状態)が許容されることとなったことにより、本施行令の改正以前と同様の意味での同意手続きは不要と考えられる。 上記の他、積立金の変動により年金に影響を受ける可能性があるために同意を取得することが考えられる。確定給付企業年金に残存する者について同様の承認も以下同様のケースが想定されるが、いずれも確定給付企業年金に残存する者からの個別同意は必要とされていない。 事業所脱退に伴い、他の確定給付企業年金へ権利義務移転するケース 事業所脱退に伴い、給付を行うケース 上記同様のケースも、確定給付企業年金法施行規則第88条の2に基づき一括拠出を行った上で事業所脱退することとなり、残存する者にとっては、積立金の変動による影響を受けるという観点では、企業型年金へ移換を行う場合と同様である。 よって、当該観点からも(2)の同意は必ずしも必要とは考えられず、緩和を要するもの。 今後の厚生年金保険法の改正に伴い、総合型確定給付企業年金(例:100事業所、10,000人)の設立が想定されるが、当該総合型確定給付企業年金において、一部の実施事業所が会社再編等により事業所脱退する場合において、確定拠出年金への移換を希望した場合であっても、(2)の同意取得(例:99事業所、9,900人)が困難となるケースが想定される。当該規制緩和が円滑な移行につながるものと考えており、その観点からも要するもの。 	(一社)信託協会	厚生労働省	厚生年金基金、確定給付企業年金の積立金の一部を企業型確定拠出年金の資産管理機関へ移換する場合(制度終了・解散の場合を除く。)、企業型確定拠出年金移換対象者の2分の1の同意及び企業型確定拠出年金移換対象者以外2分の1の同意が必要。	確定給付企業年金法第82条の2第2項、厚生年金保険法第144条の5第2項	検討に着手	第14回社会保険審議会企業年金部会において、移行元のDBの財政に影響を及ぼさないこと等を条件に当該同意を不要とする方向で検討することされており、これに従い、関係機関と調整する予定。
270331077	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する手続きについて(2)	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合の同意手続きは、次の通りとなっている。 (1)確定給付企業年金の一部を移換する場合 以下の同意が必要 (1)企業型年金移換対象者の1/2同意 (2)企業型年金移換対象者以外の1/2同意 (3)確定給付企業年金を制度終了・解散させる場合 移換対象者が一部の場合は、(1)(1)、(2)の同意が必要 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)の同意手続きについて、((2)と同様に、)移換対象者が一部の場合に限り同意が必要としていただきたい。(厚生年金基金制度についても同様。) 企業型年金移換対象者が全員である場合において、下記2点が考えられるため、(2)では不要となる一方で(1)は必須であり平仄がとれないこと。() 規約変更同意及び給付減額同意をもって、加入者の意思表示の機会があり、それに加えての当該同意は不要と考えられること。 企業型年金移換対象者が全員で、確定給付企業年金の加入者の給付を全て企業型年金へ移換する場合、受給権者のみからなる確定給付企業年金を存続する場合は(1)により移換対象者からの同意が必要となり、制度終了・解散(受給権者には残余財産を分配して終了)する場合は(2)により移換対象者からの同意が不要となる。 	(一社)信託協会	厚生労働省	厚生年金基金、確定給付企業年金の積立金の一部を企業型確定拠出年金の資産管理機関へ移換する場合、(1)厚生年金基金、確定給付企業年金の一部を移換する場合、企業型確定拠出年金移換対象者の2分の1の同意及び企業型確定拠出年金移換対象者以外2分の1の同意(2)厚生年金基金、確定給付企業年金を解散・制度終了させる場合、移換対象者が一部の場合は、企業型確定拠出年金移換対象者の2分の1の同意及び企業型確定拠出年金移換対象者以外2分の1の同意が必要。	確定給付企業年金法第82条の2第2項、厚生年金保険法第144条の5第2項	対応不可	制度終了時とは異なり、確定給付企業年金の給付を減額して設計の異なる確定拠出年金制度に積立金を移換し、運用することになるため、当該移換に対する同意は必要。
270331078	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>(現状の規制について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移転・承継においては、発生の都度、認可/承認申請を行う必要がある。 認可/承認申請に際し、事業主や労働組合等の同意、基金型の場合は代議員会での議決等の手続きが必要となる。 あわせて、給付減額となる場合は給付減額に関する同意も必要となる。 <p>(要望内容について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約においてあらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転承継であるため、発生の都度の認可/承認申請は不要としていただきたい。 また、規約に定められた内容に沿った運営であるため、代議員会での議決や労働組合等の同意も不要としていただきたい。 あわせて、給付減額の有無の判定は不要とし、権利義務移転承継に係る本人同意のみ取得することとしていただきたい。 なお、権利義務移転・承継のスキームで手続きの簡素化が難しい場合は、「脱退一時金相当額の移換」における加入者期間の要件(=規約で定める若齢給付金を支給されるための加入者期間を満たしていないこと)を削除することもあわせて検討いただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨今、企業グループ内での人材交流が増加しており、個人単位の権利義務移転・承継が増加している。当該事業が発生の都度、認可/承認申請が必要となり、手続きが非常に煩雑であるため、企業グループにおける人材交流の活性化の現状である。 企業の競争力維持・強化のためには、グループ企業間での円滑な人材交流は必須であり、手続きの簡素化が望まれているところである。 中途脱退者の「脱退一時金相当額の移換」においては、本人が希望することを前提に認可/承認申請等の手続きが不要となる。個人単位の権利義務移転・承継においても、当該手続きと同様に簡素化されるのが望ましい。 給付減額の同意に関しては、予め規約に定めるところ、権利義務移転承継の本人同意は取得することから、不要としていただきたい。 なお、同一確定給付企業年金制度内におけるグループ間の移動の場合は、過去分のみを確保すれば給付減額の判定は不要とされている。 	(一社)信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法第79条、確定給付企業年金法施行令第49条第2号、第50条	検討に着手	転籍等に伴い、事業所が変わった場合に個人単位で権利義務移転を行う場合には、関係機関との調整を踏まえ、厚生労働大臣の承認・認可を不要とする方向で措置する予定。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「○」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331079	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途退職者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	【提案の具体的内容】 確定給付企業年金の中途退職者は、確定拠出年金法第2条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができることとされている。 従って、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途退職者については、脱退一時金相当額の移換を申し出ることが出来ないが、当該者についても移換を申し出ることが可能としていただきたい。 【提案理由】 企業年金制度の再編等に伴う事業所退職など本人の選択の余地なく中途退職が少なからず生じている現在の状況を踏まえ、企業年金の適宜により老後の所得確保を推進する観点から、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途退職者について、脱退一時金相当額の移換を申し出ることが可能としていただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	確定拠出年金の脱退一時金相当額の申出は、確定拠出年金の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までの間に限って行うことができる。	確定給付企業年金法第62条の3第1項、確定給付企業年金法施行令第54条の6	検討に着手	関係機関との調整を踏まえ、既に確定拠出年金に加入している場合であっても確定給付企業年金の脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換を可能とする方向で、措置する予定です。
270331080	26年10月16日	27年1月29日	27年3月31日	中途解約前からの確定給付企業年金への解約手当金の移換	【提案の具体的内容】 中小企業退職金共済契約者が中小企業でない事業主となり共済契約が解除された際に、当該共済契約者が共済契約解除後3月以内に確定給付企業年金を実施した場合は、解約手当金を確定給付企業年金に移換することが可能とされている。 一方で、共済契約の解除前から確定給付企業年金を実施している場合は、解約手当金を当該確定給付企業年金に移換することが不可とされているが、これを可能としていただきたい。 【提案理由】 共済契約の解除は共済契約者の選択ではなく中小企業でない事業主となったことによるものであり、また被共済者の老後の所得確保の観点に鑑み、共済契約の解除前に確定給付企業年金を実施している場合についても解約手当金を確定給付企業年金に移換することを可能としていただきたい。	(一社)信託協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への資産移換は、共済契約者が、中小企業でない事業主となった後に、確定給付企業年金制度を実施する場合に認められています。	中小企業退職金共済法	検討に着手	確定給付企業年金や確定拠出年金への資産移換の要件を見直すことが盛り込まれている「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案」が、平成27年2月24日に閣議決定され、国会に提出されたところです。今後、提案の内容を含め、労働政策審議会の場で具体的な要件を検討してまいります。
270331081	26年10月21日	27年1月29日	27年3月31日	フレックスタイム制の法定労働時間枠の計算方法の見直し	【提案の前提】 現在、労政審にて年内結論づけに向け検討中と認識していますが、改めて下記提案内容の反映と、できるだけ早期の法改正実施を要望します。 【提案の具体的内容】 週休2日で1ヵ月単位のフレックスタイム制を運用する場合には、「1ヵ月の法定労働時間」の枠は、「週40時間を基準とし暦日数から逆算した時間(下記A)」ではなく、「週休日を除いた所定就業日数に1日8時間の法定労働時間を乗じて計算する方式(下記B)」に変更すべき。 【提案理由】 週休2日でフレックスタイム制を運用する場合、曜日の巡りによっては、法定労働時間数(8時間)どおりに勤務したとしても、一定時間を時間外労働扱いとしなければいけない月が発生する。 <例> 月 火 水 木 金 土 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5 (A)法定労働時間：40H×清算期間の暦日数(30日)÷7=171.4H=171.4日 4日 (B)所定労働時間：8H×22日=176H 法定労働時間超(4.6H) こうした状況を回避するために、平成9年3月31日基発228号の通達により、「清算期間1ヵ月 週休2日 29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えない 各日の労働時間が概ね8時間以下」という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない(下記Cの計算方法も可)とされている。 (C)「清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間」=「(最初の4週間の労働時間+5週目(特定期間)の労働時間)÷5」<例>200H÷5=40時間 しかし、基発228号では、29日を起算日とする7日間は時間外労働を行うことができず、また、全労働日にわたり労働時間が概ね8時間以下という要件は曖昧である。このため、上記の特例を適用し難いため、実際の制度運用上、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定(暦日31日で週休8日の月は、フレックスタイムを適用しない日を設ける)等の対応が必要となり、実質的にフレキシブルな運用ができない。 フレックスタイム制は、実労働時間の削減・通勤時の混雑回避・育児社員の支援等、労働者のニーズに合致した制度であるにもかかわらず、上記の制約が運用を煩雑なものにし、制度導入の阻害要因となっている。	(一社)日本自動車工業会	厚生労働省	フレックスタイム制の清算期間内における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働としますが、清算期間を「毎月」としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがあります。	労働基準法	対応	フレックスタイム制における完全週休2日制の下での法定労働時間の計算方法の見直し盛り込まれた「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出しました。
270331082	26年10月21日	27年1月29日	27年3月31日	フレックスタイム制の清算期間(1ヵ月以内)の延長	【提案の前提】 現在、労政審にて年内結論づけに向け検討中と認識していますが、改めて下記提案内容の反映と、できるだけ早期の法改正実施を要望します。 【提案の具体的内容】 フレックスタイム制における清算期間(現在1ヵ月以内)をより長い期間(1年)に延長する。 【提案理由】 労働基準法においては、フレックスタイム制度の清算期間は1ヵ月以内と限定されているが、グローバル化が進む中、日本の競争力を維持していくため、また社員の労働時間に対するニーズにこたえるためにも、各企業の実態に則して、より長い期間(1年)での清算を可能とすべきである。これにより生産性の高い柔軟な働き方が可能となる。	(一社)日本自動車工業会	厚生労働省	清算期間とは、フレックスタイム制において、契約上労働者が労働すべき時間を定める期間です。労働者は、清算期間における総労働時間労働するように、各日の始業及び終業の時刻を自分で決定して働くこととなります。なお、清算期間の長さは、1ヵ月以内の期間に限ることとされています。	労働基準法	その他	フレックスタイム制の清算期間の上限を3ヵ月に延長する等の見直し盛り込まれた「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出しました。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331086	26年10月21日	27年1月29日	27年3月31日	3.6協定の特別条項に関する基準の廃止	【提案の具体的内容】 3.6協定に定める限度時間を超過して労働時間を延長することができる「特別な事情」については、平成15年10月22日基発1022003号において、「一時的又は突発的な時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分以上を超過しないことが見込まれる臨時のものに限る」とされているが、「全体として1年の半分以上を超過しないこと」とする基準を廃止すべきである。 【提案理由】 時間外・休日労働を定める3.6協定に関し、限度時間を超過して労働時間を延長するための特別条項については、平成15年10月22日基発1022003号において詳細が規定されている。 その中で、限度時間を超過して労働時間を延長するには、「特別な事情」が必要であり、それは「一時的又は突発的な時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分以上を超過しないことが見込まれる臨時のものに限る」とされている。 しかし、昨今の先が見通せない事業環境の中で日本にもノゾクリを残し雇用を守っていくためには、労働時間について、ある期間、継続的に延長しなくてはならない場合があると考えられる。 この意味で、「全体として1年の半分以上を超過しないこと」という基準は、必ずしも現実在即したものでないと考えられるため、廃止することが適当と考える。 尚この場合、企業には従業員の健康管理の充実を求めることを前提とする。 また、当該規制と、「労基法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」の別表の時間外労働の限度時間とで、二重規制になることから、廃止すべきと考える。	(一社)日本労働工業協会	厚生労働省	労働基準法36条に基づく(大広告示により月45時間等の時間外労働の限度時間が定められています。ただし、あらかじめ限度時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、限度時間を超過して労働をしなくてはならない特別な事情(臨時のものに限る。)が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者において定める手続を経て、限度時間を超過する一定の期間まで労働時間を延長することができる旨及び限度時間を超過する時間の労働に係る割増賃金の率を定める場合は、限度時間を超過して延長時間を定めることができるとされています。	労働基準法労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準	対応不可	臨時的な事態が1年の過半の月で発生することは、一時的な特別な事情とは言えないことと、労働時間規制に関しては、労働者の健康や生活時間の確保を図る必要があり、要件緩和は困難です。
270331087	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	共済代理店の範囲の見直し	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。生協や労働金庫と同じ協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性ももちろん、基本サービスや福利厚生等の更なる向上につながると思われる。利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、労働金庫、自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号、以下「改正法」という。)により導入されたところですが、その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることなどから、共済代理店になることができる者として規定され、信用組合については異なる扱いとされたところですが、改正法附則第38条において、法律施行から5年経過した後、その施行状況について検討を行う旨規定されていることから、本件についても、附則第38条に基づく検討の中で議論していくこととなります。
270331088	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	個人型確定拠出年金の加入対象範囲の拡大	現状の個人型確定拠出年金の加入対象者の範囲は、原則として、(1)国民年金の第一号被保険者、(2)国民年金の第二号被保険者のうち企業年金等対象者(企業型確定拠出年金、厚生年金基金および確定給付企業年金等の加入者)でない者に限定されている。 個人型確定拠出年金が有する公的年金補完機能の今後の拡充の必要性を勘案すると、(2)については、企業型確定拠出年金との重複加入のみを制限するよう加入対象範囲の拡大について検討願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	個人型確定拠出年金の加入範囲については、確定拠出年金法第62条により、 ・第1号被保険者 ・第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金や厚生年金の加入者を除いた者とされていることです。	確定拠出年金法第62条第1項	検討に着手	個人型確定拠出年金の加入範囲の拡大については、社会保障審議会企業年金部会における議論の整理や、「平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月)」において、第3号被保険者や企業年金加入者、公務員等共済加入者を加入可能とする等の措置を講ずるものとされており、措置を講ずる方向で検討中です。
270331089	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確保を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧誘が禁止されることなどが整備されている。 そのため、現状一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁厚生労働省	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号により、金融商品営業業務を行う者は運用関連業務を兼務することが禁止されています。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	第14回社会保障審議会企業年金部会(平成26年12月25日)において、現行制度の改善事項の一つとされ、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務については、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討中です。
270331090	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	確定拠出年金の脱退要件のさらなる緩和	年金確保支援法の成立により、脱退要件の一部緩和が認められたものの、依然として個人型確定拠出年金の加入者および運用指図者の中には、長期にわたる加入期間において、一定年齢到達などの受給要件を満たさない限り、不測の事態が生ずると原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられる。 そのため、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金における脱退一時金の受け取りについては、資産規模が一定以下の場合や、個人型年金加入資格がない場合等以外は認められていません。	確定拠出年金法附則第3条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、脱退一時金の支給を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ×:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270331091	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	確定拠出年金の運用商品の除外に係る手続きの緩和	運用商品の除外にあたっては、運営管理機関の専門的知見に基づき、継続的に提示することが適切でないとは判断した運用商品について、選択している加入者等全員の同意を得る必要がとされているものの、加入者等の全員の同意を得ることは事実上困難である。については、加入者等の全員の同意を得ない、3分の1以上過半数以上といったような、加入者等のうち一定数以上の同意があれば除外可能とするなど、手続きの緩和を検討したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金における運用商品の除外については、D C法第26条に基づき、その商品で運用する者全ての同意を得ることとされています。	確定拠出年金法第26条	検討に着手	運用商品の除外要件の緩和については、第13回社会保険審議会企業年金部会(平成26年12月15日)において議論がなされたところであり、加入者メリットある商品を提供しやすくするため、より実効性のある商品除外規定の整備を行うべきとされています。これを踏まえ、措置を講ずる方向で検討中です。	
270331092	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	確定拠出年金運営管理機関の業務の簡素化	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から2週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。この中で、法人の場合、役員の名義・住所および兼職状況にに変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担の削減を鑑み、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を行っているべき。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金法第92条に基づき、運営管理機関登録事項に変更があった場合、その日から2週間以内に届け出る必要があります。特に、個々の役員・自宅の転居等に伴い、住所が変更となることについては、日常的に役員等についての登録事項が変更になるか把握する必要がありますが、その異動の機会毎に変更届出書を届け出ることになります。	確定拠出年金法第89条第1項第3号	対応不可	第14回社会保険審議会企業年金部会(平成26年12月25日)で現行制度の改善事項の一つとして議論がなされたところですが、検討の方向性としては、役員・監事の職務等の観点から、役員毎に住所も含めた変更届が必要かという点にも鑑み、関係機関等との議論を踏まえた上で、引き続き慎重に検討していく必要があります。	
270331093	26年10月28日	27年1月29日	27年3月31日	マッチング拠出の制限緩和	マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、(1)事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、(2)事業主掛金を超えてはならないとされている。事業主掛金が少額の加入者については、上記(1)の限度額にゆとりがあったとしても、上記(2)の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができないことから、上記(2)の規制を撤廃するよう検討したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	マッチング拠出について規制で定める場合については、D C法第4条第1項第3号の2の範囲に定め、加入者の掛金拠出額が、事業主の掛金拠出額を超えてはならないものとされています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2	検討を予定	社会保険審議会企業年金部会の議論の整理において、マッチング拠出を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねたい必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	
270331094	26年10月30日	27年1月29日	27年3月31日	行政書士法改正における経過措置に係る行政書士の事務業務について電子申請を可能にすること	行政書士法附則(昭和55年4月30日法律第29号)2(経過措置)で定める社会保険労務士法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を業務とすることができる行政書士には、現在、それについて書面での申請等がありますが、電子申請の手段がありません。社会保険労務士に用意されている電子申請の手段と同等のものが用意されることを要望します。 要領理由 行政書士の提出代行等を法文化した昭和55年の行政書士法の改正の際に、行政書士と社会保険労務士の業務分掌が進み、以後、行政書士は、社会保険労務士業務を行うことはできないこととされました。ただし、改正法の施行の際、既に行政書士会に入会している行政書士は、前述の事務を業とすることができるという経過措置が附則に規定されました。提出代行は、附則には規定されていませんが、平成10年に労働省及び社会保険庁が都道府県等に出した通知により、経過措置に係る行政書士の事務業務について電子申請を可能にすることとされています。従来行われてきた申請等の事実行為を行うことが許容されていることが認められ、経過措置行政書士による提出は官公署において許可されています。政府が、わが国の行政を電子化し、利便性・サービス向上の観点から電子行政を実現していくという今日、政府の要請に応じた士業協会の申請を電子化したいことは、私たちが利便を享受するだけでなく、依頼者に対するサービスの向上に資するといった大きな効果があると思えます。そのような状況下において、社会保険労務士には、厚生労働省により電子申請の手段が用意されましたが、経過措置行政書士による申請等は、依然として書面でのものにとどまり、電子申請の手段が用意されていません。国民の利便という観点からも、電子申請の手段が、経過措置行政書士にも用意されることを切に要望します。	日本行政書士会連合会	厚生労働省	行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)において、行政書士法(昭和26年法律第4号)により行政書士が作成することを認められている書類については、官公署に提出する手続を依頼主に代わって行政書士が行うことが可能とされることにも、それまで行政書士が行うことが可能とされていた社会保険労務士法第2条第1項第1号の業務(以下、「労働社会保険諸法令に基づいて行政機関に提出する申請書等の作成業務」)については、行政書士がこれを行うことはできないこととされました。 また、この改正に併せて、行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)附則第2条の経過措置により、改正法の施行の際既に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、労働社会保険諸法令に基づいて行政機関に提出する申請書等の作成業務を行うことができる旨定められたこととなります。 さらに、平成10年6月1日付労働省発勞発第50号通知、同日付労働省第20号通知では、「改正法の施行後においても、経過措置に係る行政書士に関しては、従来行われてきた申請等の事実行為を行うことを妨げるものではない」とされています。	法律上の手当又は予算措置を必要とするもの	対応不可	行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)附則第2条の経過措置により認められている事務には、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条第1項第1号の2に定める労働社会保険諸法令の申請書等の提出代行事務は含まれておらず、当該経過措置に係る行政書士であっても労働社会保険諸法令に基づき作成された申請書等を行政機関に提出する提出代行事務を行うことはできないことから、当該経過措置に係る行政書士は、事業主又は労働者に代わり行政機関等に説明を行い、その質問に回答し、又は提出書類に必要な補正を行う等の行為を行うことはできません。 電子申請で行われた申請書等については、行政機関が当該申請書等の提出代行を行った者に対し、事業主又は労働者に代わり当該申請書の内容等について説明を求めようとするため、その回答や提出書類に必要な補正を行うことができない者に対し、電子申請を認めることはできません。	
270331095	26年10月30日	27年1月29日	27年3月31日	中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化	【内容】 売却者から中古医療機器販売業者を経て使用者に中古医療機器を販売する流れにおいて、使用者に販売する中古医療機器販売業者のみがメーカー宛通知を行うことに変更すること。 リース期間が終了した一般医療機器(クラスII)、管理医療機器(クラスIII)に関して、中古品の販売等に係る通知等、製造販売業者への事前通知を不要とすること。 販売・譲渡しようとする医療機器が1式(セット)で組成されているものについて、製造・販売業者が機器を構成する部品・製品ごとに複数存在する場合、現状はすべての製造・販売業者に通知することとなっているが、当該医療機器の主たる製造・販売業者のみを通知で足るものとする。 リース会社が賃借人(使用者)にリース終了物件を、その使用者に現状有姿のまま売却・譲渡する場合には製造販売業者に対する事前通知を不要とすること。 【提案理由】 売却者及び使用者に販売する中古医療機器販売業者(以下、中古業者)が長クメーカー宛通知を行えばよいこととされ、売却者から使用者に販売する中古業者に至る流れにおいて中間に位置している中古業者は事前通知不要と措置されたものの、しかしながら、売却者、使用者に販売する中古業者が長クメーカー宛通知を行うことの合理性は乏しく、過度なコスト負担となっていること、また、使用者に販売する中古業者がメーカー宛事前通知を行えば、使用者が販売される中古医療機器を利用するに際し情報開示などの恐れ。 一般医療機器(クラスII)、管理医療機器(クラスIII)は、薬事法において「不具合が生じた場合でも人体への影響が低い」と定義されているにもかかわらず、人体への影響が大きいとされる高度管理医療機器(クラスIII、クラスIV)と同様に事前通知が必要とされていることは、自由な経済活動の阻害要因となっている。 電致の部品・製品に一つの医療機器が構成されている場合、個別の部品・製品単体では機能するものではなく、すべてが揃って初めて機能するものである。従って、個々の部品・製品毎に通知が必要とされていることは、中古医療機器流通の阻害要因となっている。 製造販売業者等が医療機器の保守・管理を行っており、リース終了物件に改めて事前通知を行うことは不合理である。	(公社)リース事業協会	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生令第1号、以下「施行規則」という。)第170条においては、高度管理医療機器等の販売業者等が使用された医療機器を他に販売し、授けし、又は貸与しようとするときは、あらかじめ当該医療機器の製造販売業者に通知をしなければならないこととなっています。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第170条、第178条第2項、第178条第3項、第178条第4項、第178条第5項等についても施行規則第170条の規定を準用しています。	医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第170条、第178条第2項、第178条第3項、第178条第4項、第178条第5項等についても施行規則第170条の規定を準用しています。	対応不可/現行制度下で対応可能	二つについて 中古医療機器については、医療機関から医療機器を引き取った者が、医療機関での使用回数、故障回数等の使用実績等を把握することが、その品質、有効性及び安全性の確保のため重要であるため、ご提案を実現することは困難です。 二つについて ご提案は、安全性の観点のみならず事前通知の対象を緩和するものですが、医療機器は、販売されるにあたって、安全性のみならず、品質及び有効性についても適切に確保される必要があるため、そのクラス区分にかかわらず、製造販売業者への通知が必要としています。 三つについて 1式(セット)で組成されている医療機器が何を指すのかわかりませんが、一つの医療機器として製造販売された医療機器を中古販売する際には、規則第170条の通知は当該製造販売業者へののみならず、その構成品を製造する事業者に対して行う必要はありません。 四つについて 医療機器の貸与業者が、貸与した医療機器を貸与先にそのまま売却・譲渡する場合であっても、所有権が移転し、薬機法に基づく(販売にあたるため、仮に、医療機関での使用により品質が不良となった医療機器を販売する場合は、医薬品医療機器法第65条に抵触するおそれがあることから、製造販売業者への通知が必要としています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270331097	26年10月30日	27年1月29日	27年3月31日	医療機器の認定に係るデバイスラップ	<p>【内容】 新しい医療機器が実務法上の承認を得るまでにかかる期間を短縮すること。</p> <p>【提案内容】 欧米に比べて日本では医療機器の承認までに時間を要するため、日本の最先端技術で開発された製品が日本より先に海外で商品化されかねない状況にある。また、新しい機器を開発・製品化してキャッシュフローを生むようになるまでに相当の時間が必要となることから、日本は、価値のある技術を有しているも、資金調達力に限界のあるベンチャー企業にとって、新しい医療機器の開発に取り組み難い環境にあると考えられる。</p>	(公社)リース業協会	厚生労働省	医療機器の承認審査迅速化については、平成21年度から平成25年度にかけて「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」を実施し、新医療機器の総審査期間目標値を、平成21年度の21ヶ月から、段階的に平成25年度14ヶ月まで短縮しています。この間、新医療機器の新規通常品目での審査期間実績は、平成21年度19.3ヶ月から、平成25年度13.8ヶ月と短縮し、目標を達成しています。また、米國と比較したPMA(スラッグを平成24年には4ヶ月まで短縮し、このうち、申請までのスラッグである開発スラッグが4ヶ月である一方、承認審査の期間に関する審査スラッグは0ヶ月と、ほぼ解消されています。平成26年度以降も、医療機器審査迅速化のための協働計画を策定し、医療機器の承認までの期間のさらなる短縮化を図ることとしています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の5	現行制度下で対応可能	医療機器の審査迅速化アクションプログラム(平成21～平成25年度)及び医療機器審査迅速化のための協働計画(平成26～平成30年度)などに基づいて、審査・相談体制の拡充を図り、行政側と申請者側の双方の質の向上に向けた取り組みを行うことで、平成24年度時点で審査スラッグがほぼ解消され、開発スラッグが4ヶ月となっており、引き続き、医療機器審査迅速化のための協働計画に取り組み、承認までの期間のさらなる短縮と審査期間の標準化を図ります。なお、実務法改正(平成25年11月25日)により、民間の第三者機関を活用した認証制度を、基準を定めて高度管理医療機器にも拡大しており、迅速な実用化に向けた規制・制度の簡素化にも取り組んでいます。	
270331098	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<p><提案の具体的内容> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること ・上記要望が実現しない間も、企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等個人型に提出できない者の中途脱退要件について、資産額の基準を現行基準から少なくとも100万円以下に引き上げるとともに、請求可能期間の要件を撤廃すること ・また、退職時の企業型での中途脱退要件について、資産額の基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げること</p> <p><提案理由> ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで支給不可。 (2)資産が極めて少額(1.5万円以下)である場合は、支給可能。 (3)企業型から個人型への移行者で、個人型年金加入者となる資格がない場合は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内であれば支給可能。 (4)継続個人型年金運用指図者であって、資産額が少額(25万円以下)の場合は、支給可能。 ・上記のとおり、確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金制度からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。</p>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金における脱退一時金の受け取りについては、資産規模が一定以下の場合や、個人型年金加入資格がない場合等以外は認められていません。	確定拠出年金法附則第3条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、脱退一時金の支給を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	
270331099	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<p><提案の具体的内容> ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること ・50歳未満の退職者について、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること</p> <p><提案理由> ・現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給されることとされている。 ・そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳0ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始とならない。 ・このように、所得が確保できている在職中の年金開始や、公的年金の支給開始前の退職直後に年金開始できないことは、公的年金とあわせて老後の所得を確保することを担う企業年金の役割を阻害する要因となっている。 ・特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間に老後の生活資金としての年金受給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることが早期退職を利用等の自由な人生設計を阻害する要因となっている。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。 ・これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。</p>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢給付金の支給資格は、以下のときに与えられます。 ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき ・50歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったとき	確定給付企業年金法第36条 確定給付企業年金法施行令第28条	検討を予定	社会保障審議会企業年金部会の議論の整理において、支給開始年齢を含めた企業年金の拠出時・給付時の仕組みのあり方については今後引き続き議論を重ねていく必要があるとされており、今後、中長期的な課題として企業年金部会で検討を行う予定です。	
270331100	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<p><提案の具体的内容> ・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった時のみに限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること</p> <p><提案理由> ・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の後老の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・企業のライフ・アプスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変遷を行なうケースも多い。 ・中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、その合併などに伴い中小企業者に該当しなくなった場合を除いて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することができず、退職金の事前積立金のスムーズな引継のニーズに対応できない。 ・また被共済者にとっては、合併時などの退職時以外に解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせない状況となっている。 ・合併等により確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・本要望は、中小企業退職金共済の利便性向上および確定給付企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。</p>	(一社)生命保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への資産移換は、共済契約者が中小企業者が中小企業者となり、退職金共済契約が解除された場合に認められています。	中小企業退職金共済法 確定給付企業年金法 確定拠出年金法	対応	共済契約者が合併等を行った場合に、中小企業退職金共済制度と確定給付企業年金制度・確定拠出年金との間で資産移換が行えるよう措置することが盛り込まれた「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出しました。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ・規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ・再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 ・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270331101	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、次の納付時に1~3ヶ月分の納付を認める等の弾力化を図ること <提案理由> ・現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の就業外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎失等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金拠出は行われず加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないときは、合併日等の属する月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなる。このような場合においては、合併日等に過ぎた規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。 ・納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であるため、上記の要因で掛金拠出が行われないことによる加入者の不利益回避の観点から弾力化が必要である。 ・本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金においては、D.C法第19条及び第20条に基づき、各月につき、政令で定める拠出限度額に範囲内で事業主や加入者が掛金を拠出できることとされています。	確定拠出年金法第19条、第20条	検討に着手	確定拠出年金においては、現行月単位で掛金拠出を行うこととされていますが、社会保障審議会企業年金部会における議論の整理や、「平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月)」において、年単位での拠出に改める措置を講じるべきとされています。これを踏まえ、措置を講ずる方向で検討中です。	
270331102	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法について、確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を毎月1回以上定期的に払い込むことが可能となるよう弾力化を図ること <提案理由> ・企業型では事業主は、一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で各月につき掛金を拠出することとされている。 ・一方で、確定給付企業年金では事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められている。 ・本要望の実現により、他の年金制度との整合性を図ることは、確定拠出年金の普及促進、事業主の取納事務の効率化および運営コストの削減に資すると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金においては、D.C法第19条及び第20条に基づき、各月につき、政令で定める拠出限度額に範囲内で事業主や加入者が掛金を拠出できることとされています。	確定拠出年金法第19条、第20条	検討に着手	確定拠出年金においては、現行月単位で掛金拠出を行うこととされていますが、社会保障審議会企業年金部会における議論の整理や、「平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月)」において、年単位での拠出に改める措置を講じるべきとされています。これを踏まえ、措置を講ずる方向で検討中です。	
270331103	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	閉鎖型確定給付企業年金における労働組合の承認省略	<提案の具体的内容> ・受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること <提案理由> ・現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続きを執らなければならないとされている。 ・受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないIOB・OGであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。 ・本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	閉鎖型の確定給付企業年金であっても、通常の確定給付企業年金と同様に、規約制定・変更手続きを行う際には、労働組合等との同意が必要である。	確定給付企業年金法第3条、第6条	対応不可	受給者のみで構成される閉鎖型の確定給付企業年金における規約制定・変更手続きについては、直接的に従業員に関わるものではないが、制度の実施は企業の判断によるものであり、また、積立不足が生じた場合には、事業主は掛金の追加拠出が必要となる等、企業経営に影響を及ぼし、従業員の雇用等にも間接的に影響する可能性があることから、意思決定には労使合意が必要である。 仮に、労使合意を不要とし、代わりに受給者の同意を必要とするか否か、その場合、通常の確定給付企業年金の意思決定における受給者の関わり方はどうするのか等、制度の根幹に関する検討が必要となります。	
270331104	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和	<提案の具体的内容> ・企業型年金において選定されている運用の方法を除外する場合の手続きについて、企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより除外することを可能とすること <提案理由> ・現在、確定拠出年金法第26条において、運用の方法を除外する場合、原則として、当該運用の方法を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。 ・しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負担から、運用の方法の除外は殆ど実施されていないのが実情である。 ・一方、長期にわたる確定拠出年金の運営においては、運用の方法の選定後の金融市場動向など様々な事情により運用の方法を除外することが加入者等にとって利益となる場合がある。 ・また、確定拠出年金制度の実施から約10年を迎え、運用の方法にかかると費用(例:投資信託の信託報酬)が下がるとする理由で新たな運用の方法を追加する一方、既存の運用の方法の除外が実施されない結果、従って多数の運用の方法が提示されることで加入者等の混乱をきたす恐れがあることから、実施事業主の間には運用の方法を除外したいというニーズがある。 ・運用の方法の除外につき、加入者等からの同意取得を原則としつつも、労働組合等の同意による除外も可能とすることで、事業主や加入者等にとって使い易い制度となり、制度の円滑な運営に資するものと考えられる。 ・なお、本要望は、第166回通常国会に提出された被用者年金一元化法案において、確定拠出年金法の改正内容として盛り込まれていたものである。(当法案は審議未了廃案)	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金における運用商品の除外については、確定拠出年金法第26条に基づき、その商品で運用する者全ての同意を得ることとされています。	確定拠出年金法第26条	検討に着手	運用商品の除外要件の緩和については、第13回社会保障審議会企業年金部会(平成26年12月15日)において議論がなされたところであり、加入者にメリットある商品を提供しやす(する)ため、より実効性のある商品除外規定の整備を行うべきとされています。これを踏まえ、措置を講ずる方向で検討中です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270331105	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化	<ul style="list-style-type: none"> ＜提案の具体的内容＞ ・継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること ＜提案理由＞ ・決算に基づく(財政検証において、継続基準に抵触した場合は、財政計算を行い、不足金を全て解消することとなっている。 ・継続基準の財政検証は、あくまで積立水準が一定の範囲(許容繰越不足金)を超えて不足していないか検証するものであること。また、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施し、不足金をすべて解消することとなっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金について、許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。 ・なお、平成21年7月27日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発出され、平成24年3月31日までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められている。 	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金法第59条、第60条、第61条、第62条、確定給付企業年金法施行規則第56条、厚生年金基金令第39条の2、厚生年金基金の財政運営について、の一部改正等について(平成21年7月10日年発0710第5号)；	対応不可	第14回社会保険審議会企業年金部会において、下方回廊方式は、厳しい経済情勢を考慮し、時限的に認めていたものであるため、財政の健全性確保の観点から慎重な検討が必要とされております。	
270331106	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定拠出年金における承認申請手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ＜提案の具体的内容＞ ・規約の変更等において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、掛金に係る規定の条項の移動等、確定給付企業年金では認められている実施事業所の増加に伴う変更等)こと ・確定給付企業年金と同様に、独立行政法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること ＜提案理由＞ ・企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。 ・これまでも、平成26年4月の確定拠出年金法施行規則の改正などにより、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金法施行規則第5条	検討を予定	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成26年厚生労働省令第20号)において、一部の規約変更承認申請事項を届出事項に簡素化したこと。確定拠出年金における規約については、労使の合意に基づき、厚生労働大臣の認可を受け策定されるものであり、規約に変更を加える場合には、基本的には厚生労働大臣の認可が必要であるところ、実務的な観点や必要性にも鑑み、可能なものについては届出のみで可成りであり、更なる手続の緩和については、その個別の手続をそれぞれ精査した上で検討をしたいと考えております。	
270331107	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入	<ul style="list-style-type: none"> ＜提案の具体的内容＞ ・中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、中小企業者に該当しなくなった時、確定拠出年金の企業型への移行を認めること ＜提案理由＞ ・中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時の、中小企業退職金共済からの移行先として、現在、確定給付企業年金は認められているが、確定拠出年金の企業型は認められていない。 ・中小企業退職金共済は、中小企業にとって、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得の確保の役割も果たしており、事業主にとって2つの役割を区分することはできない。 ・確定給付企業年金と確定拠出年金の企業型は、共に企業の退職金制度の一部または全部を担う目的で及している制度であるにもかかわらず、確定給付企業年金への移行は認められ、確定拠出年金の企業型への移行が認められないといった差異を設けるのは合理的ではない。 ・確定拠出年金の設立時には労使合意を前提とする規制があるため、被共済者の利益や権利が不当に侵害されることはない。 ・本要望は、中小企業退職金共済の利便性向上および確定拠出年金の普及促進に資するものであると考えられる。 	(一社)生命保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済法、確定拠出年金法	対応	共済契約者が中小企業者でなくなった場合に、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金へ資産移換が行えるよう措置することが盛り込まれた「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案」が、平成27年2月24日に閣議決定され、国会に提出されたところです。	
270331108	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> ＜提案の具体的内容＞ ・確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることが希望しても、制度移行を可能とすること ＜提案理由＞ ・現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 ・また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができるとされている。 ・これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることが希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生する。 ・移換相当額を一時金で受取ることが希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。 ・本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟なことから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。 	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金法第22条の2、確定給付企業年金法施行令第54条の2	検討に着手	第14回社会保険審議会企業年金部会において、DC移行に係る同意をした者について一時金での受け取りを可能とする方向で検討することとされており、これに従い、関係機関と調整を進めます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270331109	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	厚生年金基金における解散手続きの簡素化	<提案の具体的内容> ・厚生年金基金の解散が円滑に進むよう、解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化(例えば、特例解散制度等における解散認可申請前の記録整合の効率化、解散認可書類の一つである責任準備金明細の簡素化)を図ること ・ <提案理由> ・厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、厚生年金基金の解散・他の企業年金制度への移行は、特例措置が適用される法施行(平成26年4月1日)から5年の間に集中することが想定される。 ・同法においては、基金の解散決議等に必要の同意基準の緩和等の措置が図られているが、基金の解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化は図られていない。 ・基金の解散を円滑に実施するためには、意思決定のための要件を緩和するだけでなく、解散認可申請等に係る諸手続きを効率化・簡素化することによって、基金関係者の負担を軽減することが求められる。 ・本要望は、より円滑な解散手続きの実現に資するものと考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	厚生年金基金の解散認可申請に係る手続きについては、「厚生年金基金の解散及び清算について、等において、定められているところである。」	通知「厚生年金基金の解散等及び清算について、	対応	厚生年金基金の解散認可申請に係る手続きについては、「厚生年金基金の解散及び清算について、の一部改正について(平成26年3月24日)において、簡素化を図ったところである。なお、解散認可申請前の基金記録と同一記録の整合において、従来は不一致が全て無くなるまで行っていたものを一旦整合して不一致がある場合であっても、基金において当該記録を修正した場合は、解散認可申請をすることができるとしたところである。(自主解散型基金等の解散に関する特別について(平成26年3月24日))	
270331110	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金から確定拠出年金への移換先制度加入3ヶ月以内の要件を廃止すること	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出にかかわる「移換先制度加入3ヶ月以内」の要件を廃止すること ・ <提案理由> ・確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出は、確定拠出年金加入3ヶ月以内であることが要件となっている。 ・一方で、厚生年金基金から確定拠出年金への移換の申出については、その要件は無い。 ・制度間の公平の観点から、確定給付企業年金からの移換先制度加入3ヶ月以内の要件は廃止されることが望ましい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金への脱退一時金相当額の申出は、確定拠出年金の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までの間に限り行うことができます。	確定給付企業年金法第82条の3第1項、確定給付企業年金法施行令第54条の6	検討に着手	関係機関との調整を踏まえ、既に確定拠出年金に加入している場合でも確定給付企業年金の脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換を可能とする方向で措置する予定です。	
270331111	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金の一時金給付額の制限の緩和	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金の一時金として支給する額の上限の計算にかかる下限予定利率の要件を緩和すること ・ <提案理由> ・法定の下限予定利率が、年金規約に定めた一時金を年金に換算する利率を超えた場合、当該下限予定利率で算定した一時金として支給する額の上限が、年金規約上の一時金給付額を下回ることとなる。 ・その際には、年金規約に定めた年金に利率を下限予定利率以上とする規約変更が必要となるが、過去の一定期間の市場金利の趨勢にもとづき変動する下限予定利率によって、労使合意にもとづき給付水準が変動することは望ましくなく、 ・労使で定めた年金規約にもとづき(権利義務関係を尊重する観点から、当該制限が緩和されることが望ましい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は、(1)前回の財政計算基準日以降の最も低い下限予定利率、(2)老齢給付金の支給開始要件を満たしたときにおける(1)の率のいずれか低い率となっています。	確定給付企業年金法施行規則第24条の3、厚生年金基金の設立要件について、「平成元年3月29日企業発第23号・年報発第4号」第2、4、10(6)	検討に着手	関係機関との調整を踏まえ、繰り下げ後の一時金額が資格喪失時の一時金に相当する額以上の額を確保できるよう、予定利率の規制を緩和する方向で、措置する予定です。	
270331112	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	規約の変更等において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、加入者に不利益にならない変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化(例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額判定を省略、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること、その他の制度運営上の手続きについても、届出で足りる範囲を拡大すること(例えば、個人単位の権利義務移転の実施等)、確定給付企業年金の規約の事業主、従業員の理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること 確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならない。届出で足りる範囲は限定的である。厚生年金基金は最多で1,840基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成26年3月末時点で既に約14,000件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考え、これまで標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一般の普及および健全な制度運営を図ることとなる。なお、平成26年1月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の届付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月および平成26年4月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大雑雑である。規約例では95条、事業主、従業員との十分な理解が図れ、規約記載事項を給付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。	(一社)生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の規約変更においては、軽微な変更を除き厚生労働大臣の承認・認可が必要です。(軽微な変更は届出、一部、届出を要とするものもあります。)	確定給付企業年金法第6条、第7条、第79条、第107条、第110条の2	その他	手続簡素化はこれまでの改正でも措置を行っており、必要な措置は今後も行って(予定です。	
270331113	26年10月31日	27年1月29日	27年3月31日	デフォルト商品(加入者が行く運用指図を行わなかった場合に自動的に購入される商品)に関するセーフハーパールの新設	【制度の現状】DC制度開始以来、デフォルト商品は元本確保型商品(預金、保険商品)が一般的であり、現状90%以上のプランで元本確保型商品となっている。この結果、無関心層の個人別管理資産は預金等に消資する結果となっている。現在の金利環境を考えると0~0.5%程度のリターンしか得られないことを意味する。インフレリスクへの備えや制度設計上の想定利回り(平均2.0%程度)を達成する確率を高める観点からも、加入者にとって、バランス型投信託等をデフォルト商品に設定することが重要であると考え。 【要望内容】厚生労働省が定める条件に当てはまる投資信託(バランス型等)をデフォルト商品に指定した場合、デフォルト商品による運用で結果的に資産がマイナスになったとしても、加入者からの運用指図があったものとして扱い、事業主が責任を問われないこととするルールを新設していただきたい。 【要望理由】米国においてもかつては元本確保型商品(MMFやステープルバリューフンド)がデフォルト商品の中心であったが、2006年の年金保護法(PPA:Pension Protect Act)でデフォルト商品に関するセーフハーパールが定められたことを見直しが進み、現在ではそのほとんどがバランス型の投信託等となっている。	都銀懇話会	厚生労働省			対応不可	セーフハーパールについては、提示している商品に関して事業主がどの程度責任を負うのか等、商品提示の義務に関して全体的な再整理を行う必要があり、慎重な検討が必要だと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270515001	25年3月22日	25年8月9日	27年5月15日	保険業法の規定に係る基準の見直し(保険業法による医療機関への不動産賃借債)	<p>【具体的内容】 保険業法が所有又は賃借する不動産を保険医療機関に賃借又は転賃借していることのみをもって、保険業法と保険医療機関が「一体的な構造、または一体的な経営」には該当しないと解釈を徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 平成20年3月31日付厚生労働省事務連絡「保険業法の保険医療機関からの独立性に関する取扱いの明確化について」において、「業法が所有又は賃借する不動産を保険医療機関に賃借又は転賃借していることのみをもって、「中略」」一体的な構造、又は一体的な経営」には該当するものではないこと、とされている。</p> <p>しかし、関東の一部の事務所では、保険業法が賃借する不動産を保険医療機関に転賃借し、その医療機関に隣接して保険業法を閉鎖することについて、当事務連絡は、保険業法として、その医療機関に隣接して経営を行わない場合にのみ限るとの見解を示している。</p> <p>本件に関し、各事務所によって見解が異なることから、上記通知にそった解釈を徹底するよう、厚生労働省は指導すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医療分業推進の観点から、保険業法は、その担当する療養の給付に関し、保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険業法と一体的な経営を行ってはならないこととされており、そのような業法については保険業法として指定を行わないこととしている。</p> <p>構造上の独立性及び経営の独立性の判断に当たっては、御指摘の通知において、地方厚生局等に対し、業法が所有又は賃借する不動産を保険医療機関に賃借又は転賃借していることのみをもって、保険業法及び保険業法別師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第2条の3第1号に規定する「一体的な構造、又は一体的な経営」に該当するものではなく、その取扱いについては「保険医療機関及び保険医療機関担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月8日付保険業法第22号厚生省保険局医療課長及び厚生省保険局歯科医療管理官通知)等に基づき、適正な判断を下すべきものである旨周知しているところです。</p>	健康保険法(大正11年法律第16号)第66条第3項第6号 保険業法及び保険業別師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第2条の3	現行制度下で対応可能	<p>保険業法と保険医療機関が一体的な経営を行っているかどうかについては、業法と医療機関の資本関係等を総合的に判断することとしており、このような判断基準に基づき、一体的な経営を行っていないことが確認されれば、現行においても保険業法として指定することとしています。</p> <p>このため、御指摘のような転賃借関係のみをもって「一体的な経営」に該当するといふ判断を行うものではありません。</p> <p>ただし、構造上の独立性を確保するため、保険業法と保険医療機関の間を一般人が自由に行き来できるような構造になっていること、患者誘導が行われるような実態がないこと等を求め、構造上の独立性が認められない場合、保険業法として指定を行わないことがあります。</p>
270515011	27年3月10日	27年4月23日	27年5月15日	あんまマッサージ指圧に関する規制の適正化	<p>昨年、無資格のマッサージにより乳児の死亡事故が発生した。それ以外にも無資格マッサージによる健康被害が多いことから、適正な規制が行われるべきであるとする。</p> <p>現状の問題点 1無資格マッサージの危険性 法律により、マッサージには「あん摩マッサージ指圧師」の資格が必要と定められている。しかし実際には多くの無資格マッサージが営業し、法律が有名無実化している。 医学的知識の不足している無資格でマッサージには事故が多い(消費者生活センターによれば、22年度には199件、23年度は25件と増加傾向)。前年と比較して事故も発生している。 健康被害を減らすためには、こうした無資格マッサージに対し、適正な規制を行う必要がある。</p> <p>2無資格マッサージの広告問題 国家資格保有者の広告には規制があり、治療内容や適応症状を広告することができない。その一方、無資格マッサージには規制がないため、「あはき」が沿る、といった有資格者を上回る広告が可能であり、消費者の判断を誤らしている。</p> <p>規制改革の意義 本来は、法律に反し無資格のマッサージを禁止し取り締まるべきであるとする。それが不可能な場合、そうした業務の存在を認め、適正な規制をすべきである。考えられる規制は以下のとおりである。</p> <p>1無資格マッサージの営業範囲の制限 現在、無資格マッサージが営業できるのは、あん摩マッサージ指圧の定義でないため「ボディケア」などと名称を変更するだけで法律の規制をすりぬけられるからである。 有効な規制を行うには、まず営業範囲を明確にする必要がある。 定義を行うことで、技術の名称を重要視し、わずかな手技の違いをもって規制をすり抜ける可能性がある。禁止事項を規定するのではなく、無資格であっても安全にマッサージを行える範囲を定め、それ以外の手技を制限すれば、危険性を排除できる。とする。</p> <p>2広告の規制 無資格者が有資格者以上の広告を行えるおそれ状態は異常である。業務内容を考えれば、無資格マッサージの広告内容は、有資格者と同等か、それ以下に規制すべきであるとする。</p> <p>昨年の見直しで弊害を「発効力」が上がる、などの、過大な広告による被害であることを考えれば、無資格マッサージの広告は早急な規制が行われるべきである。</p>	個人	厚生労働省	<p>業務範囲の規定について ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号、以下「あはき法」という。)第1条において、医師以外の者であらば、マッサージ又は指圧を業として行うことはあん摩マッサージ指圧師免許を受けなければならないとされています。 ・あん摩、マッサージ又は指圧の業務は、医療と密接な関係にあり、身体に及ぼす影響も大きいので、これらの業を行うことを一般には禁止し、あん摩マッサージ指圧師の免許を得た者は、この禁止を解除され、これらの業をなすものとされています。</p> <p>・あはき法第12条において、何人も、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師があん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業として行う場合を除き、医療類似行為を業として行ってはならないこととされていますが、昭和35年の最高裁判例において、この規定による禁止処罰の対象となるのは、人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為に限局されるものであるとされています。</p> <p>このため、無資格者による施術は、人の健康に害を及ぼすおそれがあると判断された場合に、禁止処罰の対象となります。</p> <p>広告の規制について 無資格者が、広告において、実際には認められない効果・効能を表示した場合には、不当品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に抵触するおそれがあります。</p>	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条、第12条	現行制度下で対応可能	<p>無資格者が行う医療類似行為が違法ケースについては、各都道府県が指導を行い、また、警察が捜査・取締りを行っており、厚生労働省としても、これに協力しています。</p> <p>また、厚生労働省から各都道府県に対して、違反行為に関する情報に接した際には、保健所と連携し実態を調査した上、必要な指導を行うほか、改善がみられないなど悪質な場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条の規定に基づき(告発を念頭に、警察と適切な連携を図るよう依頼)しています。</p> <p>無資格者による違反広告については、苦情・相談が消費生活センターに寄せられることもあるので、定期的な情報交換等、消費者行政機関との連携に努め、必要な措置を講じたいと考えています。</p> <p>また、無資格者の施設において「マッサージ」等と広告することは、その施設内で、あん摩マッサージ指圧が行われていると一般の方が誤認するおそれがあるので、このような広告を行わないよう指導されたこととを、厚生労働省から各都道府県に対して依頼しています。</p>
270630001	26年12月20日	27年2月3日	27年6月30日	医療機関によるCPAP(在宅持続陽圧呼吸器)の自由診療での販売あるいは有償貸与について	<p>医療機関を受診した睡眠時無呼吸患者が、診察の結果、CPAP(在宅持続陽圧呼吸器)療法で健康保険適用基準を満たさなかった場合であっても、医師が当該患者へのCPAP療法が有効と判断し、かつ、患者自身が自己負担での利用を希望する場合には、医療機関が医師の管理下で直接に患者に対しCPAPを販売あるいは有償貸与できるよう規制緩和すべきである。</p> <p>CPAP療法は、現在、健康保険適用基準に該当しない睡眠時無呼吸患者に提供され極めて高い改善効果を得ているが、実際には健康保険適用基準には該当しない軽度睡眠時無呼吸患者やいびきが重度で睡眠障害のある患者に対しても、臨床で、CPAP療法が明らかになる場合が数多く存在する。</p> <p>故に、医師の診察・検査の結果、CPAP療法の健康保険適用基準を満たさなかった場合においても、医師が当該患者へのCPAP治療が有効であると判断し、かつ、患者が希望した場合においては、医療機関が、CPAPを自由診療枠(健康保険外)のなかで、医師の管理下において直に販売あるいは有償貸与ができるよう規制緩和すべきである。</p> <p>医療機関が、医師の判断と患者の希望・同意の下に医師の管理下で直にCPAPを自由診療枠(患者自己負担)で販売、有償貸与できるようにすることは、軽度睡眠時無呼吸患者やいびきで睡眠に障害のある運転手・操縦士など職業従事者の事故軽減に寄与するだけでなく、慢性疲労の回復にも有効であることから、生活習慣病のリスク軽減、過労死防止にも大きく貢献すると考えられる。</p>	大阪市立大学医学部医療学講座	厚生労働省	<p>医療機関における販売等については、26年8月26日付事務連絡「医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について」でも、お示しているように、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである限り、可能と考えます。</p>		現行制度下で対応可能	<p>今回のお問い合わせについては、医師の診察の上療養の向上のために必要と判断された患者に対しCPAPを交付するものであれば、一般的に禁止されているものではありません。ただし、禁忌とされている患者には使用しないことなど、医療機器の添付文書や取扱い説明書に従って適正使用に努める必要があることにご留意ください。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270630022	27年4月16日	27年5月15日	27年6月30日	シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備	(2)世界的には、空き家や個人宅の空き部屋等を個人レベルで貸し借りをしたり、自家用車のライドシェアリングを個人間でインターネット上で行えるサービスが展開されている。 (3)日本の法体系では、個人が遊休資産を活用することを必ずしも前提としておらず、シェアリングエコノミーという新経済の成長を促すための法的環境を整備する必要がある。 (4)また、2020年のオリンピック・パラリンピックを控え、快適かつ多様な移動手段や宿泊場所の確保は観光立国を目指す日本としても非常に重要な問題となってくる。	(一社)新経済連盟	厚生労働省 国土交通省	【厚生労働省】 旅館業法(昭和23年法律第138号)において、旅館業とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることとされています。 なお、同法における「営業」とは、施設の提供が「社会性をもって提供回復されているもの」であり、「人を宿泊させる営業」とは、「施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること、施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであることに該当するか否かで判断されています。 【国土交通省】 旅客の運送については、輸送の安全、利用者の保護等を図る観点から、道路運送法において、これを行うために必要な許認可等を定めています。 具体的には、有償で、旅客を運送する場合には、旅客自動車運送事業の許可等を得ることを求めており、許可対象者に対して、運行管理、運転者の要件(二種免許の取得)、保険加入等を義務付け、輸送の安全等を図ることとしています。 必要な許認可を得ずに旅客を運送すること(いわゆる「白タク」)は、輸送の安全等が確保されないため、認めておりません。	【厚生労働省】旅館業法(昭和23年法律第138号) 【国土交通省】道路運送法4条1項、23条、25条、27条、78条、96条、97条等 【国土交通省】道路運送法4条1項、23条、25条、27条、78条、96条、97条等	【厚生労働省】対応不可 【国土交通省】対応不可	【厚生労働省】 具体的な提案内容が明らかになっておりませんが、個人間における遊休資産(空き家や個人宅)の貸出についても、反復継続して宿泊料を受けて人を宿泊させるものであるならば、公衆衛生確保の観点から旅館業法上の許可を受けたいく必要があります。 なお、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、平成28年中に結論を得ることとなっております。 【国土交通省】 具体的な提案内容が明らかになっておりませんが、安全上の許可等を得ることなくマイカーを用いて旅客運送を行うことを認めることは、輸送の安全等の確保の観点から適切ではないと考えられています。 マイカーを用いた旅客運送については、欧米・アジア等の多くの国において、業務停止命令や訴訟が起きており、輸送の安全等について大きな議論となっているため、海外のこうした状況も十分に踏まえ、慎重に判断する必要があります。 【海外で業務停止命令等が出された例】 ・ドイツ:2015年3月、フランクフルト地方裁判所が、ドイツ全土で提供を禁止 ・スペイン:2014年12月、マドリード高裁判所が、サービス停止の仮処分 ・フランス:2014年10月、パリ地方裁判所が違法判決 ・米国:2014年11月、ネバダ州地方裁判所が違法命令 ・インド:2014年12月、デリー首都圏で業務停止命令 ・韓国:2014年12月、ソウル検察が自家用車を用いたサービス等を行った代表者を起訴 ・中国:2015年1月、配車アプリを使って自家用車に客を乗せる行為を禁止 マイカーを用いた旅客運送については、輸送の安全等に関して、例えば以下の問題等があり、慎重に判断する必要があります。 ・マイカードライバーは、旅客を安全に運送するために必要な二種免許等を有していない。 ・安全確保や法令遵守のための運行管理(過労防止のための労働時間管理、飲酒チェック等)が行われない。 ・旅客運送を行う車両としての整備・点検が適切になされていないか不明確である。 ・事故発生時の責任はマイカードライバーが負うことになり、スマホなどで仲介する者は責任を問われない。 ・事故が起きた場合にマイカー用の保険で補償が行われるか不明確である。	(宿泊) (旅客運送)
270731009	27年5月14日	27年6月1日	27年7月31日	薬局等構造設備規則(店舗販売業の店舗の構造設備)第二条 四 面積はおおむね三・二平方メートル以上とし、店舗販売業の業務を適切に行うことができるものであること、を全文削除していただくか、又は、「面積はこだわらないが店舗販売業の業務を適切に行うことができるものであること」に緩和していただきたい。 【提案理由】 平成9年12月4日付発表の規制緩和と小委員会最終報告書「2.医療・福祉(6)「医薬品の分類見直しによる一般小売店での販売」での検討に基づき、その後医薬品のカテゴリーが分類されリスクの高い医療用医薬品と一般用医薬品とに一般用医薬品のうちやリスクの高い一類医薬品とリスクの低い二類、三類医薬品とに区分された。 また医療用医薬品と一類医薬品の取扱いには薬剤師と二類、三類は新たに設けられた登録販売者でも取扱えるとした改正薬事法が平成21年8月1日に施行された。 リスクの低い二類、三類の販売がよりし易くなる状況が整ってまいりました。 しかし、(7)「医薬品一般販売に係る設備・薬剤師配置規制の緩和、の検討会に基づき(規制緩和)については試験検査設備の義務付けの撤廃とともに冷暗所設置設備の不要とした。 店舗面積の基準の緩和については「既に平成9年3月措置に於いて5坪以上を4坪以上としているので見直す必要は過剰な規制があるとは考え難い」としたままになっている。 しかしこの面積基準4坪以上こそが「規制の必要性や効果」という観点から見て存在理由の最も乏しいものであり消費者主権の確立の最大の障壁となっております。 セルフ Medikेशन社会推進を余蘊なくされている我々の消費者にとって自らの健康に即した大衆薬を手する所は4坪以上の薬店占有面積を持つドラッグストアだけではありません。 セルフ Medikेशन先進国の欧米がそうであるように様々な小売業の一角で入手できることを消費者が求めております。我々に於いてはリスクの低い二類、三類の医薬品は一年以上の販売業務をもち医薬品登録販売者試験に合格した医薬品の専門家によって管理・販売されることになっております。 18年以上前に省令で措置された薬店占有面積4坪以上という規制は現状にそぐわない規制となっております。	店舗販売業の許可は、その店舗の構造設備が構造設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないときは与えないことができることとされており、その構造設備の基準として、薬局等構造設備規則に、面積について、おおむね13.2平方メートル以上とし、店舗販売業の業務を適切に行うことができるものとされています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第26条第4項第1号 薬局等構造設備規則第2条第1項第4号	対応不可	店舗販売業に必要な面積は、店舗販売業の業務を適切に行うために必要な面積として定めています。店舗販売業に設ける設備としては、医薬品の陳列棚、保管場所、情報提供設備(カウンター等)、書籍等の保管・利用場所、そしてこれらを含む通路等からなっています。 ご指摘のとおり、第二類、第三類医薬品については、薬剤師の他に、登録販売者が販売・授与することができるようになりましたが、販売等を行う際には、適切に医薬品に対する情報提供を行うことが求められています。薬剤師等の情報提供者は、必ず情報提供設備で、購入者への情報提供、相談に応じることとされています。また、要指導医薬品、第1類医薬品については、文書で情報提供を行うことが求められており、必要な文書を備えておくことが必要です。国民のセルフ Medikेशनに資するためには、適宜必要に応じて、すべての販売する医薬品において、文書や場合によっては書籍を用いて購入者の相談に対し、十分な対応ができることが必要です。 また、平成9年の構造設備規則の見直しで面積が13.2平方メートルと規定された後、登録販売者制度が導入された際に情報提供を十分に行うことを目的として情報提供設備の設置が追加規定されましたが、面積は13.2平方メートルのままとなっており、決して過剰な面積とはいえないものではないと考えます。 以上より、現規定は、店舗販売業に、必要な面積であり、措置は不要と考えます。				

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270731011	27年5月18日	27年6月1日	27年7月31日	民間の経営ノウハウを活用するため、特別養護老人ホームについて多様な事業主体の参入を認めること	【要望内容】 民間企業等の特別養護老人ホームへの参入 【理由】 老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みがあり、その対応は喫緊の課題となっている。そのため、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、民間企業等多様な経営主体が参入できるよう緩和することが求められる。	日本商工会議所	厚生労働省	特別養護老人ホームの設置主体は老人福祉法で定められており、都道府県、市町村、地方独立行政法人・社会福祉法人・日本赤十字社・厚生連に限定されています。	老人福祉法第15条第1項第3項、第4項第36条、附則第6条の2	対応不可	・特別養護老人ホームについては、 ① 長期間にわたって重度かつ低所得の高齢者が多く入所していること。 ② 約7割の施設で社会福祉法人等による利用者負担軽減を行う等の独自の低所得者の負担軽減措置を実施していること。 ③ 措置入所の受け皿でもあること、 等から、その設置に当たっては、高い公益性と安定性の担保が必要不可欠です。 ・社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、剰余金の配当は禁止され、 ② 出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者(最終的には国庫)に帰属するものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。 ・一方、株式会社については、 ① 剰余金の配当が認められ、 ② 株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配されるものであり、事業の継続性を担保できる仕組みとなっています。 ・また、株式会社について、社会福祉法人と同様、 出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと ② 事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせることは株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられることから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。 ・なお、地方公共団体が設置する特別養護老人ホームについては、施設の設置者である地方公共団体自身が、その適正な管理に最終的な責任を有する指定管理者制度のもとで、株式会社を含めた民間事業者に対して管理を行わせることができます。
270731012	27年5月18日	27年6月1日	27年7月31日	患者が「かかりつけ医」などを選びやすくなるため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること	【要望内容】 医療機関の情報公開に関する広告の自由化 【理由】 適正な競争原理の下で、医療機関(鍼灸院含む)の質やサービスの向上を図るとともに、患者が「かかりつけ医」などを選びやすくなるよう、医療機関の情報公開に関する広告を自由化する必要がある。(注)医療や鍼灸院等に関する広告は、「医療法」(第6条の5)、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」(第7条)において、法または広告告示により広告が可能とされた次の事項以外は、文書その他いかなる方法においても原則禁止となっている。 ()現在の主な広告可能事項：診療科目、病院又は診療所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項、病院又は診療所の管理者の氏名、診療日若しくは診療時間、入院設備の有無など (注)医療機関の専門分野や特技・特徴を患者に伝える広告の解禁によって、患者がかかりつけ医を選択する際の判断材料が増え、医療機関間の競争を促すことにより経営効率化やサービス向上などが期待される。	日本商工会議所	厚生労働省	医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関しては、医療法第6条第5項の各号に定める事項()を除いては広告することはできません。 ・広告可能な事項の具体例は以下の通り。(ただし、法令及びガイドラインに沿った内容でなければならない) 医療従事者の専門性 施設や医療従事者等の写真、映像 治療方針 治療薬の一般名・開発コード 提供する診療、治療内容のわかりやすい提示 医療機器に関する事項等 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、以下の事項以外について広告することはできません。 ・施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 ・あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゆう業の種類 ・施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ・施術日又は施術時間 その他厚生労働大臣が指定する事項	医療法第6条の5等 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条第1項第5号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関する事項	対応不可	医療等に関する広告は、患者等の利用者保護の観点から、以下の考え方に基づき、広告可能と認められている事項以外は原則として広告が禁止されており、自由化を認めることはできません。 ・医療等は、人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適切なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ大きいこと。 ・医療等は、極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手は、その文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難であること。
270731013	27年5月18日	27年6月1日	27年7月31日	円滑な事業承継を推進するため、飲食店を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続きを簡素化すること	【要望内容】 個人で営む飲食店における生前の営業譲渡手続きを相続の場合と同様に簡素化すること 【理由】 個人で飲食店を営む者が死亡し、その子が事業を相続をする場合、簡易な変更手続きだけで可能となるが、生前時での譲渡の場合は、新規申請の場合と同様の手続きが必要となる。親子間で円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。	日本商工会議所	厚生労働省	食品衛生法第52条第1項に基づき営業の許可を受けたる者について、相続があったときは、同法第53条第1項に基づき、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)は、許可営業者の地位を承継します。	食品衛生法第53条	対応不可	食品衛生法に基づく営業許可は、許可申請者に対して行われ、その効果は、当該者に限り及び及ぶこととなりますが、営業者の死亡の場合には、営業者の死亡という不測の事情によって自動的に営業者の地位を失うことを余儀なくされ、その結果、新たに許可を得るまでの間は営業ができなくなることにも鑑み、特例的に許可営業者の地位を相続によって承継することができる旨の規定を設けているものです。 他方、生前に営業譲渡を行う場合は、あくまでも営業者の意思に基づき地位の変更を行うものであり、上記のような事情は認められないため、営業者の死亡の場合と同様の措置を取ることではできませんが、旧営業者の許可を受けたる状態のまま、新営業者の許可申請を行うことにより切れ目のない営業が継続できることとなります。
270731014	27年5月18日	27年6月1日	27年7月31日	経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること	【要望内容】 株式会社による医療機関への直接参入 【理由】 民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、資金調達、投資の円滑化、経営の近代化・効率化、投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待される。	日本商工会議所	厚生労働省	医療機関に関する株式会社の参入については、医療法第7条第6項により営利を目的として、病院等を開設してはならないと規定されています。これを改正することは、患者が受ける医療と株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること、利益が上がらない場合の撤退により地域における医療の確保に支障が生じおそれがあること、利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招くおそれがあることなどの理由から困難です。なお、平成16年の構造改革特別区域法の改正により、高度医療を提供すること及び自由診療のみを行うことと条件の下に、株式会社による病院・診療所の開設を認めています。	医療法(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)第7条第6項	対応不可	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270731015	27年5月18日	27年6月1日	27年7月31日	医療機器等における「条件・期限付き承認制度」を創設すること	【要望内容】 医療機器等における「条件・期限付き承認制度」の創設 【理由】 再生医療等製品においては、「条件・期限付き承認制度」が認められているが、医療機器や医薬品開発のスピードアップを促し、国際競争力を強化するため、医療機器等についても、「条件・期限付き承認制度」を創設するべきである。	日本商工会議所	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第14条、第23条の2の5、第23条の25、第23条の26)	対応不可	・条件及び期限付き承認制度は、不均質な細胞を原料とするために、臨床データの収集・評価に長時間を要するという再生医療等製品の特性を考慮した再生医療等製品独自の制度です。 一方で、医療機器等は工業的に均質に製造され、物としての性能、作用、臨床データ等から有効性の確認ができるため、有効性がリスクを上回ることを確認した上で承認を行うこととしています。有効性が確認されていない段階での条件・期限付き承認を医療機器等で認めることで、臨床データから有効性がリスクを上回ることを確認できるにもかかわらず、その確認をしないことで健康被害が発生する恐れがあり、不適当です。 なお、革新的な医療機器等の開発の迅速化は重要と考慮しており、「(独)医薬品医療機器総合機構」の相談事業の活用や医薬品ですでに運用を開始し、医療機器でも今後導入することとしている「先駆け審査指定制度」の利用などにより対応することとしています。 また、薬事法改正(平成25年11月25日)により、民間の第三者機関を活用した認証制度を、基準を定めて高度管理医療機器にも拡大しており、迅速な実用化に向けた規制・制度の簡素化にも取り組んでいます。		
270731016	27年5月18日	27年6月1日	27年7月31日	希少疾病の臨床試験における薬効性確認の期間の短縮	【要望内容】 希少疾病の臨床試験における薬効性確認の期間の短縮 【理由】 医薬品の開発に関して、希少疾病の場合は薬効性を確認するほどの症例がなく、臨床試験に非常に期間がかかるため、国際先端テストにかけ、諸外国の例を参考に、安全を確保した上で、開発期間を短縮すること。	日本商工会議所	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条	現行制度下で対応可能	個別の医薬品の承認状況については各国の事情により異なるので単純な比較は困難ですが、希少疾病等の治療をはじめとした各種医薬品の実用化にあたっては、臨床試験における組み入れ可能な症例数等の国内における個々の疾患や治療開発の状況、海外で実施された臨床試験等を考慮しつつ、個別のケースに応じて治験相談や承認審査を行っており、またICH等の枠組の中国際的な規制調和も進んでいることから、諸国と比較しても同様の水準にあるものと認識しています。		
270731018	27年5月18日	27年6月1日	27年7月31日	多様な理・美容コースに因るため「理・美容車」の許可基準のガイドラインを国が作成すること	【要望内容】 「理・美容車」に関する国による統一基準の設定 【理由】 理容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準を、そのまま「理・美容車」にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で「理・美容車」を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっていることから、国が統一した基準を示すガイドラインを作成する必要がある。	日本商工会議所	厚生労働省	理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項により、理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備等を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、同法第11条の2により、理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、同法第12条に規定される措置を講ずるに資する旨の確認を受ける必要があります。 同様に、美容師法(昭和32年法律第163号)第12条により美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備等を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、同法第12条により、美容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、同法第13条に規定される措置を講ずるに資する旨の確認を受ける必要があります。 なお、御提案にある面積基準については、理容師法第12条第4号及び美容師法第13条第4号の「その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置」を講ずるために必要なものとして都道府県が必要に応じた基準となります。 なお、厚生労働省は、都道府県等からの疑義照会への回答として、「移動理容所については、(昭和39年12月3日付け環環第35号)において、移動理容所については、一般の固定施設による理容所と同様に取り扱って差し支えない旨の見解を示しています。	対応不可	・理容所及び美容所の面積基準は、衛生上必要となる措置を講ずるために必要な基準を都道府県において設定しています。 また、理容所及び美容所として衛生上講ずるべき措置については、移動式であっても施設中は移動しないため、移動式であることのみを理由に全国統一の面積基準を設ける必要性はなく、車輛の構造による対応(施設中ののみ施設面積が拡大される構造等)や御提案にもあり、都市部で駐車スペースの確保が困難な場合など、地域における実情を考慮して、どのような措置が講じられるのかを各自治体が適切に判断すべきものと考えます。		
270731020	27年5月18日	27年6月1日	27年7月31日	医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施	【要望内容】 看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施 【理由】 医療分野や、今後の成長分野である介護分野では離職が多く、深刻な人手不足状態にある。このため、一定の日本語力を確認・担保できる条件のもとで、介護福祉士試験を英語や母国語でも受験可能にするなど、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上に向けた対策を講じることが必要である。	日本商工会議所	厚生労働省	【看護師試験】 看護師試験はコミュニケーションは日本語で行われ、日本語で業務を行うことが不可欠です。患者・家族及び医療関係者とのコミュニケーションを適切に行うことや薬剤の確実な照合等が、安全で適切な医療を行う上で不可欠であり、日本語での業務がままならない場合は、国民の生命や安全を損なうおそれがあります。そのため、看護師国家試験においては日本語による試験とし、平成23年よりEPA看護師候補者への特例的対応として難解な用語の平易な用語への置き換えや、全ての漢字にふりがなをふること、疾患名への英語併記等を行っています。 【介護福祉士試験】 介護福祉士試験は外国人の受験者も含めて日本語のみで実施しています。	対応不可	【看護師試験】 看護師国家試験では、医療安全確保に必要な医学・看護専門用語についての正確な理解力や、日本語による相応の読解力を評価することも重要な視点となっています。看護師国家試験においては、このような能力を有しているか否かについても問うことができるような問題とすることがあることから、試験問題のすべてを英語や母国語にすることはできません。 【介護福祉士試験】 介護福祉士試験については、難しい漢字へのふりがな付記や疾病名への英語表記、設問文の指示形式を肯定表現に統一するなどわかりやすい日本語への改善を行っているところで、 なお、介護福祉士試験を英語や母国語で行うことについては、介護現場では、利用者とスタッフとの日本語によるコミュニケーションが必要であり、介護記録の作成や医療職等との連携による安全な介護の提供の観点から日本語が不可欠であることから、国家試験を日本語以外で実施することは困難です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270731021	27年6月5日	27年6月17日	27年7月31日	14日間処方日数制限解除の要望	<p>【提案の具体的内容と提案理由】</p> <p>血友病診療では1983年に家庭療法が認可され、以来、30年以上にわたり安全かつ有効に実施されてきました。その結果可能な限り早期治療は血友病患者様のQOLの改善に大きく寄与しています。一方、血友病患者様の出血は不定期であり、いつ、どの程度の出血が起こるかは予測不可能なため、処方日数の制限により分量の薬剤の処方を受けられなければ、出血への対応が遅れ、生命にかかわる事態が起こることも懸念されます。したがって、凝固因子製剤の処方量は、日数で規定されるのではなく、それぞれの患者様の状態に応じて適宜調整されるべきものと考えます。また、定期補充療法普及により患者様のQOLは飛躍的に改善しておりますので、14日間の処方制限ではそのメリットを最大限に生かすことができません。そこで、血友病治療制におきましては保険診療の範囲内で医師の判断により処方が可能になることが望まれます。</p> <p>安全性に関しては、グローバル臨床試験で得られた多くの情報があること、そして製造販売後にもモニタリング体制が構築されることにて確保可能と考えられます。さらに血友病家庭療法は日本血止止学会の「ピロエー」の創製血友病患者に対する止血治療ガイドライン(2019年改訂版)に記し、医療者と患者・家族との信頼関係の向上で実施されるように規定され、遵守されていますので、頻回の受診による身体的・経済的・時間的負担を強い14日間の処方制限は患者様にとり不利益の方が大きいと考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、私共は血友病の患者様が適切な医療を受けるために、血友病治療制の承認の際には、14日間処方制限解除が行われるべきと考えております。</p>	(一社)日本血止止学会	厚生労働省	<p>実地医療の場で初めて使用される段階の新医薬品については、処方医による一定の診察頻度を確保し、患者の観察を十分に行う必要があるという観点から、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、原則1回14日分を限度として投与することとしています。なお、有効成分にかかわる効能・効果・用法・用量について、実質的に、既収載品より1年以上の臨床使用経験があると認められる医薬品や、疾病の特性等から14日を超える投薬における安全性が確認されている医薬品については、個別に中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、例外的な取扱いとしています。</p>	健康保険法第70条、72条 保険医療機関及び保険医療機関担当規則第20条、21条	検討を予定	<p>新医薬品の処方日数制限の在り方については、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、副作用の早期発見などの安全性確保に留意の上、検討することが盛り込まれております。今後は、中央社会保険医療協議会において議論が行われる予定です。</p>
270731022	27年6月5日	27年6月17日	27年7月31日	新医薬品の14日処方制限の撤廃	<p>現在、新医薬品配合錠等、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品や1回の投薬量又は投与量が14日分を超えることに合理性があり、かつ、14日分を超える投薬における安全性が確認されている新医薬品等の例外規定はありますが、その他ほとんどの実地医療の場で初めて使用される新医薬品については、処方医による一定の診察頻度を確保し、患者の観察を十分に行う必要があるとの観点から、収載後1年間は14日分以上に処方日数が制限されています。しかしながら、なぜ、処方期間上限が14日間であることや薬価収載後1年間の設定根拠は明確になっていないと考えます。</p> <p>この収載後1年間の14日処方制限は、慢性疾患で症状の安定している患者であっても、新医薬品による治療を開始する場合には2週間ごとの通院が必要となり、患者及び家族の身体的・時間的・経済的な負担を強いることになっております。また、臨床医の先生方は14日処方制限のある新医薬品の処方を積極的に行わない傾向がありますので、国際的に幅広く処方されている医薬品であっても、本邦では患者の新薬へのアクセスが遅延される場合も考えられます。</p> <p>安全対策の点からは、本邦では新医薬品の特性に応じて、販売開始から6ヵ月間について、特に注意深い使用を促し、重篤な副作用が発生した場合の情報収集体制を強化する市販後安全対策の中でも重要な制度である市販後調査が定められています。そのため、新医薬品の市販後の安全対策は、先進諸国の中でも充実したものと捉えていますので、例外規定を除きほぼ全ての医薬品に対して14日処方制限を設定しないとも安全管理は可能と考えます。</p> <p>以上の通り、患者の負担の軽減や新薬アクセスへの遅延、本邦の充実した新医薬品の市販後の安全対策に基づいて、主要欧米諸国でも導入されていない新医薬品の収載後1年間は処方日数を14日間に制限するという14日処方制限の撤廃、を提案いたします。</p>	民間企業	厚生労働省	<p>実地医療の場で初めて使用される段階の新医薬品については、処方医による一定の診察頻度を確保し、患者の観察を十分に行う必要があるという観点から、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、原則1回14日分を限度として投与することとしています。なお、有効成分にかかわる効能・効果・用法・用量について、実質的に、既収載品より1年以上の臨床使用経験があると認められる医薬品や、疾病の特性等から14日を超える投薬における安全性が確認されている医薬品については、個別に中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、例外的な取扱いとしています。</p>	健康保険法第70条、72条 保険医療機関及び保険医療機関担当規則第20条、21条	検討を予定	<p>新医薬品の処方日数制限の在り方については、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、副作用の早期発見などの安全性確保に留意の上、検討することが盛り込まれております。今後は、中央社会保険医療協議会において議論が行われる予定です。</p>
270731023	27年6月5日	27年6月17日	27年7月31日	外国人技能実習生への一時帰国等の許可について	<p>外国人技能実習制度について、技能実習第一号から第二号への変更時の一時帰国許可又は第二号へ変更後の再入国が可能となるよう制度改正をお願いしたい。</p> <p>当村では、「技能実習第一号」の在留資格に基づいて実習生を受け入れている。他方で、本村での営農形態の特殊性上、技能実習が夏季半年間に限られていることから、連続して実習を実施することが困難であり技能実習第二号への変更ができず、実習生が就業生産技術の更なる向上を目指し、高度な実習を受講することができない状態である。また、実習実施機関である農家においても、実習実施を盛り込んだ営農計画をたてるも、実習生の入国が不安定になれば、急遽営農計画を変更せざるを得ず、本来の営農生産計画が不安定となっている。</p> <p>技能実習制度は、原則一年間の実習を受講しなければ、「技能実習第二号」に昇格し、高度実習に移行できない。また、1号と2号の期間が連続している必要がある。これは、通年を通して作業可能な製造業等では対応できるが、通年作業がない農業では困難である。このため、実習生の一時期帰国を認め、第1号から第2号に昇格する際の要件を実習が1年未満でも可能、また、期間が連続していても可能とするよう制度の変更を要望するものである。</p>	長野県上村市	法務省 厚生労働省	<p>「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、第20条の2 「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、第20条の2 「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、第20条の2 「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、第20条の2</p>	対応不可	<p>ご提案では、「技能実習1号」で在留する技能実習生について、技能実習の実施が夏季の半年間に限られ、その後の期間は技能実習を実施しない場合であっても、「技能実習2号」への移行を認めざるを得ないものですが、現行の技能実習制度は、「技能実習1号」、「技能実習2号」を合わせると最長3年間の期間中に一定のレベルの技能等を修得する制度であり、当該期間中に技能実習の活動を行わない期間、すなわち我が国で技能等の修得をしない期間が長期間含まれているときは、十分な技能等の修得活動が困難になると考えられます。また、ご提案では、「技能実習2号」への移行ができないこととすると営農計画の変更を要することとなることですが、本来、技能実習生の受入れと実習実施機関の営農計画とは直接の関係がなく、ご提案のような観点からは「技能実習2号」への移行を認めるとはなりません。したがって、ご提案のような場合に「技能実習1号」から「技能実習2号」への移行を認めるとすることは困難です。</p>	
270731024	27年6月5日	27年6月17日	27年7月31日	外国人技能実習制度に関する複数の実習実施機関での実習の許可等	<p>外国人技能実習制度について、技能実習期間中の実習実施機関の変更又は複数の実習実施機関共同での実習実施が可能となるよう制度改正をお願いしたい。</p> <p>当村では、各農家が実習実施機関として技能実習生を受け入れているが、実習実施機関が一経営体帯に限られており、複数の実習実施機関等での権限的研修が不可能となっている。各農家は経営規模・経営手法・生産手法が異なるため、より高度な技能を習得するためには、複数の経営体帯での権限的実習が必要である。また、当村では、作業が夏季半年間に限定されていることもあり、同じ業栽培を実施している全国の生産地域での権限的実習を可能とすることによって、習得技能の更なる向上が期待でき、また、生産地間の供給のバランスや、生産技術以外の流通小売技術の習得にも繋がりが、技能実習制度の本旨を(む)ものである。これらのことから、複数の実習実施機関で共同で実習ができるよう要望するものである。</p>	長野県上村市	法務省 厚生労働省	<p>「技能実習1号」から「技能実習2号」に移行しようとして許可されるためには、「技能実習1号」の活動と同一の実習実施機関で、かつ、同一の実習等について行われることとされています。ただし、技能実習生等のために得るべき理由が同一の実習実施機関で実施できない場合は、当該事由を確認した上で、別の実習実施機関で活動することを認める場合があります。また、親会社若しくは子会社との関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合について、これら複数の法人のことも実習実施機関としてあり、これら複数の法人が技能実習が行われることがあります。</p>	「出入国管理及び難民認定法第20条の2、第7条第1項第2号」 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号」 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号」 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号」 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号」 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号」 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号」	対応不可	<p>現行の技能実習制度では、一つの機関を指定する等して、当該一つの機関に雇用されて技能等を取得する活動を行うこととされている。親子関係といった意思決定を支配し得るような資本関係がある機関は、もともと一体として活動している機関でもあり、一つの機関が行う場合と同様の指導体制を確保し得ることから、そのような複数の機関を実習実施機関とする技能実習については例外的に認めているものです。したがって、このような関係にない複数の機関が共同で技能実習を行う場合は、必ずしも一つの機関が行う場合と同様の指導体制を確保できるものではなく、適正な技能実習の実施が困難になるものと考えられ、ご提案に対応することは困難です。なお、技能実習生が幅広い技能等の修得を行うこと(複数の職種について技能等を修得すること)自体には一定の意義があるものですが、そのことと、複数の機関で技能実習を行うことは、必ずしも結びつきのものではないと考えます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目			
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)		
270831008	27年4月25日	27年5月15日	27年8月31日	今後発売される投与期間15日以上の生物学的製剤(皮下注射)の在宅自己注射について	日本乾癬患者連合会は、今後、日本で発売される投与期間15日以上の生物学的製剤(皮下注射製剤)も在宅自己注射が可能となることを強く要望いたします。 乾癬治療における生物学的製剤は、私たち患者の症状の軽快又は寛解、生活の質の向上に大きく寄与しており、更に在宅自己注射が可能な製剤は私たち患者の多様なニーズに対応し得る至便性に優れた製剤です。 実際に、関節症状が強い患者や生物学製剤が使用可能な医療機関が少ない地域に暮らす患者などは、在宅自己注射を行うことで通院の負担を軽減しつつ、生物学的製剤の恩恵を受けることが可能となっています。現在、在宅自己注射が可能なアダリムマブを投与されている患者のうち、その半数以上が在宅自己注射を行っています。 しかしながら、2013年11月15日に開催された第275回中央社会保険医療協議会総会において「薬事法上、15日間以上の間隔をあげて注射を行う注射等については、在宅自己注射指導管理料の対象外とする」という意旨がなされ、これより今後発売される生物学的製剤(皮下注射製剤)の中で投与間隔が15日以上となる製剤は保険診療では在宅自己注射ができなくなり、特に前述のような通院の負担を軽減するために在宅自己注射を行っている患者においては極めて深刻な問題です。 近々のケースでは、2014年12月に承認されたセクヌマブは、その審査結果報告書によって「自己投与の有効性及び安全性について現時点で特段の問題は示唆されていない」とされていますが、投与間隔が4週間となっているため保険診療では在宅自己注射ができないこととなります。 日本乾癬患者連合会は、今後日本で発売される投与期間15日以上の生物学的製剤も、それを必要とする全て乾癬患者にとって取り得る治療の選択肢の一つとなるよう、在宅自己注射が可能となることを強く要望いたします。	日本乾癬患者連合会	厚生労働省	健康保険法等	事実認識	2013年11月15日の第275回中央社会保険医療協議会では、新医薬品については、そもそも投与期間が14日間と制限されていることを踏まえ、概ね14日間の間隔をあげて注射を行う医薬品については、投与期間の制限がなくなるまでの間、在宅自己注射指導管理料の対象から除外することとされたものであり、15日以上の投与期間の薬剤について一律に在宅自己注射指導管理料の算定ができなくなるものではありません。 なお、在宅自己注射指導管理料の対象となる薬剤については、患者の利便性の向上という利点や病状の急変、副作用への対応の遅れという問題点を総合的に勘案して、長期にわたって頻回の注射が必要な薬剤であり、外来に通院して投与し続けることは困難であると考えられるもの等について、中央社会保険医療協議会で個別に議論を行った上で認められています。				
270831009	27年4月28日	27年5月15日	27年8月31日	各種手続き・事務対応の環境改善のための既存制度・法令の総点検・見直し	(1)対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃 ・不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁 ・遠隔医療の推進 ・処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 (2)インターネット上での情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃 ・デジタル教科書の承認 ・処方箋の電子化及び積極活用の早期実現 ・金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 ・インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁) ・株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化 ・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び宅建法37条書面の電子化 (3)各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃 ・会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進(行政手続オンライン化法、商業登記法、文書法等) ・個人及び法人による円滑な電子署名と電子認証の実現(電子署名法) ・電子私書箱の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討) ・民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現 ・政府・自治体から国民への書類通知や証明書書類発行も電子交付にする。 ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロ法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための仕組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。	内閣官房 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	(一社) 新経済連盟	【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等? ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。 マイナンバー法において、市町村長は、申請に基づき、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の事項が記載され、本人の写真が表示された個人番号カードを交付するとされています。 また、マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。 【総務省】 電子メールを利用する方法による選挙運動に使用する文書図面の頒布については、送信主体が候補者、衆議院及び参議院比例名簿登載者、政党等(候補者届出政党、衆議院及び参議院名簿届出政党等、確認団体)に限定されています。 インターネットを利用した投票については認められていません。 【総務省】 平成25年に成立したインターネット選挙運動に係る公職選挙法の改正は、議員立法として提案され、国会における御議論を経て行われたものです。その際、改正法の附則において、一般有権者への電子メール解禁については、インターネット選挙運動の実施状況の調査を踏まえ、適切な措置を講ぜられるものとしてされており、また、解禁後の諸課題の検討等を行うため、各党協議会が提案され、議論がなれてきていると承知しています。一般権者への電子メール解禁を含むインターネットを利用した選挙運動のあり方については、選挙制度の根幹に関わる重要な事項であり、これまでの改正経緯を踏まえ、各党各会派において御議論いただくべき事柄であると考えています。 【総務省】 個人番号カードあれば、どこからでも投票できるようにする制度、とは、インターネットを利用した投票を念頭においていると思われますが、インターネットを利用した投票については、投票内容が外部から覗かれたり、変更を加えられたりする危険がないのが、第三者による立会いがない中で、選挙人が外部からの影響を受けたり自由意思によって投票できる環境をいかに確保するか、などの課題があり、こうした課題の解決に向けた技術面や制度面での環境整備の状況を見極めた上で、国民的なコンセンサスを得ながら、検討を進めていく必要があると考えています。 【総務省】 平成16年10月から、eTAXホームページにおいて、eTAXの仕様公開の申し込みを受け付けることにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等が、eTAXに対応したソフトウェアを開発することを可能としています。	【内閣官房】 ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT利活用を促進する環境整備のためには不可欠であると考えられ、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の棚卸を実施しました。棚卸の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中であります。また、法令上オンライン等によることが認められている手続のうち、オンライン化が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを提示し、実行に移すことでIT利活用促進のための法制度整備が可能になると考えております。 マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロ法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等)。 マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための仕組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等)。 個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。 マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー・個人番号カード・マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。ご意見を頂いてマイナンバー制度を活用した公的個人認証や資格等の各種属性証明、選挙制度の見直し等についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。	【内閣官房】 ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT利活用を促進する環境整備のためには不可欠であると考えられ、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の棚卸を実施しました。棚卸の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中であります。また、法令上オンライン等によることが認められている手続のうち、オンライン化が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを提示し、実行に移すことでIT利活用促進のための法制度整備が可能になると考えております。 マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロ法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等)。 マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための仕組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等)。 個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。 マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー・個人番号カード・マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。ご意見を頂いてマイナンバー制度を活用した公的個人認証や資格等の各種属性証明、選挙制度の見直し等についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。	個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国民に住民票のある者誰もが取得できる重要な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。 マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。 他方、マイナンバーについては一般の個人情報と比較してより厳格な取り扱いが求められており、その利用範囲はマイナンバー法に規定された範囲に限定されています。マイナンバーの利用範囲の拡大については、マイナンバー法の附則において、マイナンバー法の施行後5年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所望の措置を講じるとされているところです。			
								【総務省】 eTAXを運営している一般社団法人地方税電子化協議会では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、eTAXに連携する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等に提供しているとともに、同協議会と民間ソフトウェア開発業者等との間で意見交換会を実施しております。 行政手続オンライン化法によって、行政機関への申請・届出や、行政機関が行う通知、催告、閲覧、作成等の手続について、個別の法令において書面で行うこととされている場合であっても、オンラインで行うことも可能となっております。	【総務省】 地方税法 地方自治法、同法施行令	現行制度下で対応可能	【総務省】 平成16年10月から、eTAXホームページにおいて、eTAXの仕様公開の申し込みを受け付けることにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等が、eTAXに対応したソフトウェアを開発することを可能としています。	【総務省】 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律	現行制度下で対応可能	【総務省】 行政手続オンライン化法施行後も、同法の適用が可能であるにも関わらず一部手続においては対面・書面手続のみを認めていること等も踏まえ、全数調査の結果に応じ、IT利活用による国民の利便性向上のため、法的措置も視野に入れ引き続き検討してまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
								<p>【財務省】 国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発者向けに一般公開しております。</p> <p>【文部科学省】 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条には電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。</p> <p>【厚生労働省】 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について、(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」という。)において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>処方箋の電子化及び積極活用の早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)に基づく(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第9条、第10条、第10条等</p> <p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第34条の2に定める書面(媒介契約成立後の書面)、第35条に定める書面(重要事項説明書)及び第37条に定める書面(契約成立後の書面)については、書面に交付する必要がある。</p> <p>宅地建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>	<p>【財務省】 -</p> <p>【文部科学省】 「学校教育法第34条第1項、附則第9条」 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項」</p> <p>【厚生労働省】 医師法第20条</p> <p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第34条の2、第35条及び第37条</p>	<p>【財務省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【文部科学省】 検討に着手</p> <p>【厚生労働省】 対応</p> <p>【国土交通省】 検討に着手</p>	<p>【財務省】 平成15年4月から、e-Taxホームページにおいて、e-Taxの仕様を一般公開することにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者が、e-Taxに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。</p> <p>【文部科学省】 いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等において、「デジタル教科書」教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、平成28年度までに導入に向けた検討を行うこととされていること。このスケジュールの通り、平成27年4月、専門的な検討を行うための有識者会議を設置したところであり、今後、この有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行っていく予定です。</p> <p>【厚生労働省】 本年8月10日付けで、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を发出しました。</p> <p>【国土交通省】 「ITを活用した重要事項説明」については、平成26年度に「ITを活用した重要事項説明等に係る検討会」において検討が行われ、その最終とりまとめにおいて、「電磁的方法による交付を法令上可能とすることについて検討すべき」とされたところ。</p>	<p>【厚生労働省】 本年8月10日付けで、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を发出しました。</p> <p>【国土交通省】 「ITを活用した重要事項説明」については、平成26年度に「ITを活用した重要事項説明等に係る検討会」において検討が行われた。その最終とりまとめにおいては、賃貸取引と法人間取引を対象とした「ITを活用した重要事項説明の実実験(最大2年間)」を行い、その結果の検証のための検討会を設けて、トラブルの発生状況等を検証し、問題ないと判断されれば、賃貸取引及び法人間取引について本格運用へと移行すること、個人を含む売買取引については、検証結果を踏まえて社会実験又は本格運用を行うことと検討することとした。これを踏まえ、国土交通省において、「ITを活用した重要事項説明の実実験」の準備を行っており、5月14日に社会実験のガイドラインを公表、7月30日に社会実験を実施する登録事業者を決定し、8月31日より社会実験の開始を予定しているところ。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831010	27年4月28日	27年5月15日	27年8月31日	医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用	<p>医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用</p> <p>・医療・介護・健康分野でもマイナンバー制度を活用し、電子カルテ、レセプトなどに記載されている各種情報などを連携させることで、効率的な投資と効率的な行政が実現できる。</p> <p>・健康保険証と個人番号カードを一体化する。将来的に、診察券やお薬手帳も一体化する。</p> <p>・マイナンバー等の仕組みを通じて、患者自身が、診療行為結果や投薬履歴など医療・介護・健康分野のパーソナルデータにアクセス可能とし、どの情報を医療機関、介護事業者、健康関連サービス事業者等に閲覧させるかなどを決定できる仕組みを提供する。これらにより、新たな民間サービスの登場も促す。</p> <p>・医療・介護・健康分野へのマイナンバー制度の活用拡大をさらに進めていくためには、個人情報保護法に関して2000近い法令(自治体、政府機関、独立行政法人等)を、ひとつの法令などに統合することも検討しないといけない。行政機関や独立行政法人保有の個人情報についても、新たにできる「個人情報保護委員会」が統一的に取り締断を早急に整備する必要がある(再掲)。</p> <p>医療等ID</p> <p>医療分野に特化した別番号(医療等ID)を創設するということであれば、改めて反対、ただし医療等IDが、情報連携基盤により紐づけられる分野別番号(機関毎にマイナンバーから生成される機関別符号の一つ(医療機関等向け符号))を指すのであれば、恣意性と一意性を担保することができ、当連盟としても反対しない。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 厚生労働省	<p>【内閣官房】</p> <p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、特定個人情報提供を原則禁止し、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能としています。</p> <p>医療等分野については、健康保険法、国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務などでマイナンバーを利用することができます。</p> <p>【総務省】</p> <p>健康保険証と個人番号カードの一体化について、厚生労働省において検討を進めているところです。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用</p> <p>現在のマイナンバー制度では、行政機関の行う事務にマイナンバーを利用することとしており、医療機関の保有する診療情報にマイナンバーを利用することはできません。</p>	<p>【内閣官房】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条</p> <p>【総務省】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第1条、別表等</p>	<p>【内閣官房】</p> <p>マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会、マイナンバー等分科会などを通してマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、個人番号カードとマイナンバーの連携を進めてまいります。</p> <p>ご要望いただきました医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用拡大についても、今後継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>第189回通常国会に提出した「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等において、マイナンバーの利用を可能とし、また、予防接種履歴について、地方公共団体間で情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとしています。</p> <p>その他の事務におけるマイナンバーの利用については、厚生労働省において開催している「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」における検討の結果等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>【総務省】</p> <p>個人番号カードの健康保険証としての活用については、厚生労働省において実務的な検討を進めているところであり、引き続き調整を進めてまいります。</p> <p>【前段】</p> <p>現在第189回国会で審議されている「個人情報保護に関する法律」等の改正法案の附則第12条第5項において、改正後の同法の施行の状況等を踏まえ、民間及び国の行政機関等の個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとしてあります。また、同改正法案の附則第12条第1項において、同改正法の施行日までに、国の行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の取扱いに関する規制の在り方について、国の行政機関等における匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会が行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしてこととされており、総務省の研究会において検討しております。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用</p> <p>医療等ID</p> <p>医療等分野における番号の活用については、厚生労働省の研究会において、医療関係者・保険者等と議論いただき、昨年12月に中間まとめを行いました。この中間まとめを踏まえ、医療連携や医学研究など、医療等分野で用いる番号のあり方については、インフラの二重投資にならないよう、マイナンバー制度のインフラを活用しつつ、医療情報の機微性に配慮し、セキュリティを確保して、安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組みとなるよう、医療関係者や保険者等と十分に協議しつつ、検討を進めていくこととしています。</p>		
270831011	27年5月18日	27年6月1日	27年8月31日	介護分野や観光分野における人材不足に対応するため、外国人技能実習制度における対象職種を追加すること	<p>【要項内容】</p> <p>外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加</p> <p>【理由】</p> <p>高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ30万人不足すると推計されている。今後、先進国だけでなく新興国でも高齢化が進むと予想されるなかで、技術移転を通じて「人づくり」への協力を基本理念とする外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することによって、世界に先駆けて超高齢社会を迎えた日本の介護技術を他国に移転するとともに、我が国の介護サービスの充実へと結び付けていくべきである。</p> <p>また、今後、外国人旅行者のさらなる増加が見込まれ、観光分野における人材不足も予想される。外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加えることで、日本の優れたホスピタリティを身に付けた観光人材を育成するとともに、観光分野における人材不足を解消する必要がある。</p>	日本商工会議所	法務省 厚生労働省 経済産業省	<p>外国人管理及び難民認定法第2条の2、第7条第2項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第1条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針(各論)2(対象技能等(2))、別表</p> <p>・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>・技能実習の対象職種については、我が国の法令に抵触しない分野であって、単純作業でないこと、送出し国の実習ニーズに合致すること、送出し国の成果が評価できる公的評価システムがあることといった要件を満たす必要があります。</p> <p>・なお、技能実習の適正な実施等を図る観点から、制度の抜本的な見直しを行い、今国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出しているところでです。</p>	<p>・検討に着手(介護の職種追加について)</p> <p>・その他(ホテルスタッフ業務の職種追加について)</p>	<p>外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加するご提案については、本年2月10日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画(2015年版)」にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請)に対応できるような具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づき(要請)に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととしています。</p> <p>・ホテルスタッフ業務を技能実習制度の対象職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270831012	27年6月12日	27年7月27日	27年8月31日	(管理)栄養士養成施設の指定に係る夜間・通信制の排除について	栄養士養成施設については、当該養成施設間においてのみ認めていた編入学または転入学を養成施設外からも認めるよう、内閣府及び貴会議のご尽力等より「規制改革推進のための3か年計画(平成27年3月31日付け閣議決定)」に基づき(見直しを経て、規制緩和されました。しかし、未だ時代にそぐわない規制(しかも、法律ではなく、厚労省による指導要領に基づく規制)が一部残っています。それは、栄養士養成施設指導要領第1の総則的事項2において示されている「夜間部、通信教育又は高校の専攻科による栄養士の養成は認められないこと。」という一文です。栄養士法及び同法施行規則の設置基準を確認しましたが、夜間や通信制は認めないとはどこにも書かれていません。よって、この厚労省側の内規(要領)によって、夜間・通信制を事実上認めないとする「運用」が実体化しています。私の周りに、非正規雇用、母子家庭で奮闘する女性たちがいて、その中には、工場や飲食店で調理師(員)として働く方々も多くなります。そうした方がスキルアップとして(管理)栄養士を目指そうとしたときに、夜間・通信制を排除された現状では、事実上仕事をしながらは資格取得できません。一部の本人は「実験や実習が多く、専門的という点で国から認めてもらえない」といった説明を学校側から受けたようです。どういった経緯で指導要領にそのような文言が加えられたのかは知りませんが、大学の偏差値も高い医師等高度医療職ならともかく、(管理)栄養士養成施設には専門学校すら存在する現状で、かつ、看護師、教員免許、保育士及び社会福祉士等福祉系資格の受験資格等々、実習や実験が大変にも関わらず、夜間や通信制が認められている学校はいっぱいあります。例えば、日本女子大学(通信)で開講している中・高家庭科教員の学科では、栄養士養成と被る教科(調理学その他の実習、食品化学、生化学、栄養学等)も多いですが、下記集中スクーリング等により実習・実験もきちんと履修できるシステムです。そもそも数週間の教育実習や介護実習すらある位です。そもそも学校の教員よりも、栄養士はレベルが高いのでしょうか？社会人による学び直しを進める時代にきています。そうしたとき、(管理)栄養士のみを特別視している現状の通知規制は甚だ疑問です。学び直しにはチャンスを与える、そういう社会を強く希望します。	個人	厚生労働省	対応不可	栄養士及び管理栄養士養成施設については、 「栄養士として必要な技術・技能を修得するための実験・実習が多く、また長時間にわたるものもあることから、これらの授業時間数を通信制において確保することは困難であること。」 一方、夜間部については、看護や福祉分野のように個人対応が中心の他職種とは異なり、集団対応(集団栄養指導や集団大量調理等)の技能も習得する必要があるところ、このような集団対応は通常昼間に業務を行われており、その臨地実習先として夜間に実習が可能な施設を確保することは困難であること。 以上のことから、栄養士及び管理栄養士養成施設として夜間制や通信制を認めることは困難です。		
270831018	27年7月9日	27年7月27日	27年8月31日	理美容業の在り方に関する規制の見直しに関して	平成27年「規制改革実施計画」(平成27年6月30日 閣議決定) 3理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し 20 理美容業の在り方に係る規制の見直し に關しての要望です。今昭昭和53年12月5日環指第149号を改め性別による職務範囲の規制を撤廃するということですが、理容師、美容師の資格の違いがとて分り難くなるかと思ひます。さらに古いですが、化粧品に附随した軽い程度の「顔そり」は化粧品の一部として美容師がこれを行ってもしつつある。昭和23年12月5日 省発第382号通知というものがあり、美容師が顔そりをしていいのかがはっきりとさせておかないと、理容師免許、美容師免許の意味や理容所、美容所の保健所届出の意味も曖昧になると予想されます。今回の21理美容業の在り方に係る規制の見直し2(理容所、美容所の重複開設の容認)にも関わってくる問題ですので合わせて検討し、追加で見直していただきたいと要望します。	個人	厚生労働省	事実誤認	理容師とは、理容を業とする者であり、理容とは、頭髪の刈込、剃り等の方などにより、容姿を整えることをいいます。また、美容師とは、美容を業とする者であり、美容とは、パーマメントエープ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいいます。なお、昭和23年12月5日省発第382号厚生省公衆衛生局長通知等については、理容師法及び美容師法が適切に運用されるよう法律の運用解釈を示したものとします。	昭和53年12月5日環指第149号厚生省環境衛生局長通知は、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)を受けた見直しを行い、平成27年7月17日厚生労働省健康局長通知により、新たに理容師及び美容師の業務範囲を示したことに伴い、廃止しました。なお、昭和23年12月6日省発第382号厚生省公衆衛生局長通知については、取扱いに変更はありません。	
270831019	27年7月11日	27年7月27日	27年8月31日	医療類似行為の、広告規制の撤廃について	柔道整復師、鍼灸師、マッサージ師等の国家資格保持者には、法律で広告規制があり、治療内容や、料金などについて広告することが禁じられています。これは、消費者が不当な広告により誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害が著しいからであるとされています。しかしこの規制は、2つの意味で不必要な規制であると考えられます。 一、患者に医療を選択する権利があること 現在は、患者が自ら医療を選択するのが社会的な流れとなっています。医療の選択権を確保する意味でも、どのような治療を行うのか、十分な情報を提供することが求められています。 現在の広告規制は、患者の医療選択に必要な情報提供の妨げとなっており、時代の要請と合致していません。 二、無資格業務には広告規制がないこと 現在、無資格マッサージや整体など、国家資格を持たない類似業務には、いかなる広告制限もありません。中には「 が治る」などの、明らかに過大な広告も散見され、消費者の判断を誤らせる恐れが高いと見えます。 医学的裏付けのないサービスが、公認された医療や医療類似行為よりも自由に医療効果を広告できる逆転状態は、明らかに異常です。この状態によって、患者が公的な裏付けのない無資格業者に誘引されるとすれば、国民の保護という本来の意図を外れることとなります。 以上二点から、医療広告の規制撤廃を希望します。	個人	厚生労働省	対応不可	あん摩マッサージ指圧師はり師、きゆう師等に関する法律第7条 あん摩マッサージ指圧師はり師、きゆう師等に関する法律第7条第1項第5号の規定に基づきあん摩業等又はこれらの施術所に関する事項 (無資格者の広告について) 無資格者が、広告において、実際には認められない効果・効能を表示した場合には、不当表示等及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に抵触するおそれがあります。	(柔道整復、あんまマッサージ指圧、鍼灸の広告について) 柔道整復業、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゆう業については、 柔道整復、あんまマッサージ指圧、鍼灸の広告については、 柔道整復、あんまマッサージ指圧、鍼灸に関する広告は、施術を受ける利用者保護の観点から、以下の考え方に基づき、広告可能と認められている事項以外は原則として広告が禁止されており、自由化を認めることはできません。 柔道整復、あんまマッサージ指圧、鍼灸は、人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいこと。 柔道整復、あんまマッサージ指圧、鍼灸は、極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手は、その文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難であること。 (無資格者の広告について) 無資格者による違反広告については、苦情・相談が消費生活センターに寄せられることもあるので、定期的な情報交換等、消費者行政機関との連携に努め、必要な措置を講じたいこと。また、無資格者の施設において「マッサージ」等と広告することは、その施設で、あん摩マッサージ指圧が行われていると一般の方が誤認するおそれがあるので、このような広告を行わないよう指導されたいことと、厚生労働省から各都道府県に対して依頼しています。	